条の六―第四百六十五条の十) 証契約の特則(第四百六十

(第四百七十

目次 得編債権担保編証拠編ハ此法律発布ノ日ヨリ廃止 明治二十九年法律第八十九号 明治二十三年法律第二十八号民法財産編財産取 第一編 (別冊) 此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 民法第一編第二編第三編別冊ノ通定ム 第 第一章 第六章 第五章 第一章 第二章 第五節 第二節 第三 第一 第一節 第六節 第 五 節不在者の財産の管理及び失踪の宣 第四節 第二節 第一節 総則 物権 節 節 節 時効 物(第八十五条—第八十九条) 期間の計算(第百三十八条―第百四 法律行為 法人 (第三十三条—第八十四条) 総則(第百七十五条—第百七十九 通則(第一条・第二条 占有権 十三条) 同時死亡の推定(第三十二条の 意思能力(第三条の二) 占有権の取得 消滅時効 取得時効 総則(第百四十四条—第百六十一 条件及び期限 意思表示(第九十三条—第九十八 告(第二十五条—第三十二条) 住所 (第二十二条—第二十四条) 行為能力(第四条—第二十一条) 権利能力 無効及び取消し(第百十九条-第 代理 (第九十九条—第百十八条) 条の二) 総則(第九十条—第九十二条) 八十七条) 十五条) 百三十七条) 百二十六条) 〒四条) (第百六十六条—第百七 (第百六十二条—第百六 (第百八十条—第 (第百二十七条—第 第六章 第四章 第十章 第九章 第八章 第七章 第五章 第一節 第四節 第三節 第二節 第三節 第二節 第一節 第三節 第二節 第四節 第 第二節 四節 第三款 第二款 第一 第一款 三節 第一款 一款 質権 四条) 抵当権 先取特権 留置権(第二百九十五条—第三百1 地役権(第二百八十条—第二百九 永小作権(第二百七十条—第二百七 地上権(第二百六十五条—第二百六 所有権 十九条) 十九条の二) 総則(第三百四十二条—第三百 先取特権の効力(第三百三十三条 先取特権の種類 総則(第三百三条— 所有権の限界 準占有 (第二百五条) 動産質(第三百五十二条—第三百 先取特権の順位(第三百二十九条 共有(第二百四十九条—第二百六 六十八条) 権利質(第三百六十二条—第三百 不動産質(第三百五十六条—第1 十四条) 所有権の取得(第二百三十九条 占有権の消滅 占有権の効力(第百八十八条―第 百六十一条) 五十五条) 第二百四十八条) 百四条) 一百二条) -第三百四十一条) 不動産の先取特権(第三百二十 動産の先取特権(第三百十一条 相隣関係(第二百九条—第二百 所有権の内容及び範囲 第三百十条) 第三百三十二条) 五条—第三百二十八条) 一般の先取特権(第三百六条 六条—第二百八条) 第三百二十四条) (第二百三条・第1 第三百五 (第二百 第三編 第一章 第二節 第四節 第一 第三節 第二節 第一節 第三節 第三款 第四 第 二 款不可分債権及び不可分債務 第 第 第五款 第三款 第二款 一節 第四目 第 第 第 第 総則 目 款 等(第四百二十四条の六―第二 目詐害行為取消権の行使の方法 二 目個人根保証契約(第四百六十 三 多数当事者の債権及び債務 債権の目的 款債務不履行の責任等(第四百十 債権の効力 四百十一条) 根抵当 (第三百九十八条の二― 抵当権の消滅(第三百九十六条 抵当権の効力(第三百七十三条 総則(第三百六十九条—第三百七 第三百九十八条) 第三百九十五条) 三百九十八条の二十二) 目詐害行為取消権の行使の効果 目詐害行為取消権の要件(第四 連帯債権(第四百三十二条―第 四百二十八条—第四百三十 総則 (第四百二十七条) 債権者代位権(第四百二十三条 保証債務 連帯債務(第四百三十六条―第 詐害行為取消権 二条―第四百二十二条の二) 四百三十五条の二) 四百四十五条) の五) 四百二十四条の九) 五条の二―第四百六十五条の 総則(第四百四十六条—第四 許害行為取消権の期間の制限
 百二十四条—第四百二十四条 十五条の四) 百六十五条) (第四百二十五条—第四百二 第四百二十三条の七) (第四百二十六条) (第三百九十九条-(第 第 第二章 第六節 第五 第四 第一節 第七節 有価証券 第五款 第一款 第一款 第五款 第二款 第四 第四款 第二款 第四款 第三款 第 二 款記名式所持人払証券(第五百二 第二款 第三款 第三目 第三目事業に係る債務についての 第 第一目 款 款 契約 二 目弁済の目的物の供託 (第四百 総則 債権の消滅 債務の引受け 債権の譲渡(第四百六十六条―第 四百六十九条) 弁済 混同 免除 指図証券(第五百二十条の二― 免責的債務引受(第四百七十二 契約の成立(第五百二十一条— その他の記名証券(第五百二十 更改(第五百十三条—第五百十 併存的債務引受 定型約款(第五百四十八条の二 契約の解除(第五百四十条—第 契約上の地位の移転 第五百三十九条) 契約の効力(第五百三十三条— 第五百三十二条) 無記名証券(第五百二十条の二 条の十九) 第五百二十条の十二) 八条) 相殺(第五百五条—第五百十二 条―第四百七十二条の四) 条·第四百七十 十条の十三―第五百二十条の十 条の二) 五百四十八条) 十九条の二)

弁済による代位(第四百九十

十四条—第四百九十八条)

九条-第五百四条)

(第五百二十条) (第五百十九条) 総則(第四百七十三条—第四

百九十三条)

-第五百四十八条の四)

(第五百三

2 第三章 第二章 第 第五章 第四章 一章 第十四節 第十 第九節 第八節 第五節 第十三節 第十二節 第十節 第七節 第六節 第四節 第 第四款 第 第 第三款 第三款 親族 一款 二款 一款 総則 婚姻 節 条) 不法行為 事務管理(第六百九十七条—第七百 四条の二 不当利得 条) 委任(第六百四十三条—第六百 消費貸借(第五百八十七条-請負(第六百三十二条—第六百四 雇用(第六百二十三条—第六百三 賃貸借 百条) 使用貸借(第五百九十三条—第六 交換 (第五百八十六条) 十一条) 百九十二条) 十二条) 賃貸借の終了(第六百十六条の 売買の効力(第五百六十条 和解(第六百九十五条・第六百 組合(第六百六十七条—第六百 寄託(第六百五十七条—第六百 敷金(第六百二十二条の二) 賃貸借の効力(第六百五条―第 総則(第六百一条—第六百四 買戻し(第五百七十九条―第五 九十六条) 第六百九十四条) 終身定期金(第六百八十九条 六十六条) 六百十六条) 百八十五条) 五百七十八条) 五十九条) 二—第六百二十二条) (第七百二十五条—第七百三十 (第七百九条——第七百二十 (第七百三条—第七百八 第 第 $\pm i$ 第四章 第五章 第三章 第一節 第一節 第 二 節 第三節 第二節 第四節 第二節 第二節 第三節 第一款 第 第五款 第四款 第三款 第二款 第一 第一 第一款 第一款 第一款 一款 款 款 後見 親権 親子 総則 養子 離婚 親権の喪失(第八百三十四条―第 親権の効力(第八百二十条―第八 実子(第七百七十二条—第七百九 後見の機関 後見の開始 十一条) 夫婦財産制 婚姻の効力(第七百五十条-第七 八百三十七条) 百三十三条 百五十四条 協議上の離婚(第七百六十三条 百四十七条) 特別養子(第八百十七条の二一 縁組の要件(第七百九十二条 裁判上の離婚(第七百七十条・ 法定財産制(第七百六十条-五十九条) 総則(第七百五十五条—第七百 後見監督人(第八百四十八条 後見人(第八百三十九条—第八 第八百十七条の十一) 七条) 離縁(第八百十一条—第八百十 縁組の効力(第八百九条・第八 縁組の無効及び取消し 第八百一条) 第七百七十一条) 七百六十二条) 四十二条—第七百四十九条) 第八百五十二条) 百十条) 二条—第八百八条) -第七百六十九条) (第八百十八条・第八百十九 (第八百三十八条) (第八百 一第 第五編 第五· 第四 第七章 第一章 第七章 第六章 第二章 第一節 第三節 第二節 第三節 第三節 第一節 第二節 第一節 第一節 第二節 第一款 第二款 章 第二款 第一款 相 五条) 扶養 (第八百七十七条—第八百八十 十五条) 五十条) 総則(第九百六十条—第九百六十 条) 遺言の効力(第九百八十五条―第 六条) 十四条)

款婚姻の無効及び取消し(第七百 婚姻の要件(第七百三十一条 第七百四十一条) 第六章 第四節 第三節 保佐及び補助 保佐(第八百七十六条—第八百七 後見の終了(第八百七十条—第八 後見の事務(第八百五十三条―第 百七十六条の十) 補助(第八百七十六条の六―第八 百七十五条) 十六条の五 八百六十九条)

第一

一節

贈与(第五百四十九条—第五百

五.

第

婚姻の成立

第 節

款

第

総則(第五百五十五条—第五

第二

節 款

売買

十四条)

総則(第八百八十二条—第八百八十

相続人(第八百八十六条—第八百九

相続の効力

総則(第八百九十六条—第八百九 十九条の二)

遺産の分割(第九百六条―第九百 相続分(第九百条—第九百五条)

相続の承認及び放棄

総則(第九百十五条—第九百十九

相続の承認

単純承認(第九百二十条・第九 百二十一条)

限定承認(第九百二十二条—第 九百三十七条)

財産分離(第九百四十一条—第九百 相続の放棄(第九百三十八条―第 九百四十条)

相続人の不存在(第九百五十一条-第九百五十九条

遺言の方式 普通の方式(第九百六十七条

2

とができる。

特別の方式(第九百七十六条― 第九百七十五条) 第九百八十四条)

第四 節 遺言の執行 (第千四条—第千二十

第五 遺言の撤回及び取消し 一条—第千二十七条) (第千二十

第八章 配偶者の居住の権利

第二 第一節 一節 配偶者短期居住権 配偶者居住権(第千二十八条—第 千三十六条) (第千三十七条

第九章 遺留分(第千四十二条—第千四十九 -第千四十一条)

第十章 特別の寄与 (第千五十条)

第一編 総則

(基本原則) 第一章 通則

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければな らない。

2 実に行わなければならない。 権利の行使及び義務の履行は、 信義に従

3 (解釈の基準) 権利の濫用は、これを許さない。

第二条 この法律は、 平等を旨として、 第二章 解釈しなければならない。 個人の尊厳と両性の本質的

第一節 権利能力

2 第三条 私権の享有は、出生に始まる。 れる場合を除き、私権を享有する。 外国人は、法令又は条約の規定により禁止さ

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした 時に意思能力を有しなかったときは、 その法律

第三節 行為能力 行為は、無効とする。

第四条 年齢二十歳をもって、 (未成年者の法律行為) 成年とする。

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法 定代理人の同意を得なければならない。ただ については、この限りでない。 し、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為 前項の規定に反する法律行為は、 取り消すこ

3 ができる。目的を定めないで処分を許した財産囲内において、未成年者が自由に処分すること 的を定めて処分を許した財産は、その目的の範 を処分するときも、 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が 同様とする。

は、その営業に関しては、成年者と同一の行為第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者 は、その営業に関しては、 (未成年者の営業の許可)

能力を有する。

堪えることができない事由があるときは、その ができる その許可を取り消し、又はこれを制限すること 法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、 前項の場合において、未成年者がその営業に

(後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力 見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督 は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後を欠く常況にある者については、家庭裁判所 人、補助人、補助監督人又は検察官の請求によ (成年被後見人及び成年後見人) 後見開始の審判をすることができる。

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後 見人とし、これに成年後見人を付する。

(成年被後見人の法律行為)

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すこ 生活に関する行為については、この限りでな

(後見開始の審判の取消し)

第十条 第七条に規定する原因が消滅したとき 督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。) 親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人を は、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の り消さなければならない。 又は検察官の請求により、後見開始の審判を取 いう。以下同じ。)、後見監督人(未成年後見監 (保佐開始の審判) 3

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能 者については、この限りでない。 できる。ただし、第七条に規定する原因がある 官の請求により、保佐開始の審判をすることが 判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見 力が著しく不十分である者については、家庭裁 人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察

(被保佐人及び保佐人)

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするに (保佐人の同意を要する行為等) 人とし、これに保佐人を付する。 保佐開始の審判を受けた者は、 被保佐

> 借財又は保証をすること。 元本を領収し、又は利用すること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利 五四 喪を目的とする行為をすること。 の得

贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十 訴訟行為をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割を する仲裁合意をいう。)をすること。 五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定 すること。

t 担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈 を承認すること。 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、 負

九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借を すること。 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以 成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七 下同じ。)の法定代理人としてすること。 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未

2 保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をす し、第九条ただし書に規定する行為についてばならない旨の審判をすることができる。ただ る場合であってもその保佐人の同意を得なけれ は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被 は、この限りでない。 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又

4 あって、その同意又はこれに代わる許可を得な いでしたものは、取り消すことができる。 庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の がないにもかかわらず同意をしないときは、家 いて、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれ (保佐開始の審判等の取消し) 同意に代わる許可を与えることができる。 保佐人の同意を得なければならない行為で 保佐人の同意を得なければならない行為につ

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅し 等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督 たときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親 り、保佐開始の審判を取り消さなければならな 人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求によ

2 り、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消 すことができる 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求によ

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能 力が不十分である者については、 (補助開始の審判) 家庭裁判所

ただし、第九条ただし書に規定する行為につい は、その保佐人の同意を得なければならない。

> 3 2 するには、本人の同意がなければならない。 る。ただし、第七条又は第十一条本文に規定す 請求により、 る原因がある者については、この限りでない。 後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、 本人以外の者の請求により補助開始の審判を 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又 補助開始の審判をすることができ

は第八百七十六条の九第一項の審判とともにし なければならない。 (被補助人及び補助人)

第十六条 人とし、これに補助人を付する。 補助開始の審判を受けた者は、

被補助

|第十七条||家庭裁判所は、第十五条第一項本文に ことができる行為は、第十三条第一項に規定す る行為の一部に限る。 よりその同意を得なければならないものとする 審判をすることができる。ただし、その審判に はその補助人の同意を得なければならない旨の 規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請 求により、被補助人が特定の法律行為をするに (補助人の同意を要する旨の審判等)

2 本人以外の者の請求により前項の審判をする には、本人の同意がなければならない。

4 3 補助人の同意を得なければならない行為につ がないにもかかわらず同意をしないときは、家いて、補助人が被補助人の利益を害するおそれ いでしたものは、取り消すことができる。あって、その同意又はこれに代わる許可を得な 同意に代わる許可を与えることができる。 庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の 補助人の同意を得なければならない行為で

消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が 求により、補助開始の審判を取り消さなければ見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後 ならない。 (補助開始の審判等の取消し)

3 2 り、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求によ 判所は、補助開始の審判を取り消さなければな 一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁 すことができる。 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第

(審判相互の関係)

|第十九条 後見開始の審判をする場合において、 本人が被保佐人又は被補助人であるときは、 家

開始の審判を取り消さなければならない。 庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助

るときについて準用する。 あるとき、又は補助開始の審判をする場合にお おいて本人が成年被後見人若しくは被補助人で いて本人が成年被後見人若しくは被保佐人であ 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合に

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者の相手方は、その制 間内に確答を発しないときは、その行為を追認ができる。この場合において、その者がその期 したものとみなす。 期間内にその取り消すことができる行為を追認 の者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その けない者をいう。以下同じ。)となった後、そ 行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受 には、この制限では、この制限を受ける。これでは、この制限 するかどうかを確答すべき旨の催告をすること

3 が行為能力者とならない間に、その法定代理 ないときも、同項後段と同様とする。 いて、これらの者が同項の期間内に確答を発し 為について前項に規定する催告をした場合にお 人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者 特別の方式を要する行為については、前二項

ないときは、その行為を取り消したものとみな の期間内にその方式を具備した旨の通知を発し

ないときは、その行為を取り消したものとみながその期間内にその追認を得た旨の通知を発し この場合において、その被保佐人又は被補助人 追認を得るべき旨の催告をすることができる。 十七条第一項の審判を受けた被補助人に対して は、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第

(制限行為能力者の詐術)

第二十一条 制限行為能力者が行為能力者である の行為を取り消すことができない。 ことを信じさせるため詐術を用いたときは、 そ

第四節 住所

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所と する。

(居所)

2 第二十三条 住所が知れない場合には、 所とみなす。 日本に住所を有しない者は、その者が日本人 居所を住

又は外国人のいずれであるかを問わず、日本に

よるべき場合は、この限りでない。 準拠法を定める法律に従いその者の住所地法に おける居所をその者の住所とみなす。ただし、

第二十四条 ある行為について仮住所を選定した 所とみなす。 ときは、その行為に関しては、その仮住所を住

第五節 不在者の財産の管理及び失踪の

(不在者の財産の管理)

2

について必要な処分を命ずることができる。本係人又は検察官の請求により、その財産の管理を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関 同様とする。 人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、 (以下この節において単に「管理人」という。) 下「不在者」という。)がその財産の管理人 従来の住所又は居所を去った者

関係人又は検察官の請求により、その命令を取 り消さなければならない。 いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害 (管理人の改任) 前項の規定による命令後、 本人が管理人を置

第二十六条 不在者が管理人を置いた場合におい より、管理人を改任することができる。 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求に (管理人の職務) て、その不在者の生死が明らかでないときは、

第二十七条 庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項利害関係人又は検察官の請求があるときは、家 不在者の生死が明らかでない場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。 の目録の作成を命ずることができる。 作成しなければならない。この場合において、 任した管理人は、その管理すべき財産の目録を 前二条の規定により家庭裁判所が選

める処分を命ずることができる。 管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、

第二十八条 管理人は、第百三条に規定する権限 の許可を得て、その行為をすることができる。 必要とするときも、同様とする。 の管理人が不在者が定めた権限を超える行為を 不在者の生死が明らかでない場合において、そ を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所 (管理人の担保提供及び報酬) 2

第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理 及び返還について相当の担保を立てさせること

2 他の事情により、不在者の財産の中から、 な報酬を管理人に与えることができる。 家庭裁判所は、 管理人と不在者との関係その 相当

(失踪の宣告)

第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないと きは、 り、失踪の宣告をすることができる。 家庭裁判所は、利害関係人の請求によ

間明らかでないときも、前項と同様とする。 が沈没した後又はその他の危難が去った後一年 者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶 者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した (失踪の宣告の効力) 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告 第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はそ を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条 の危難が去った時に、死亡したものとみなす。 (失踪の宣告の取消し)

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規 2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取 受けている限度においてのみ、その財産を返還 消しによって権利を失う。ただし、現に利益を 為の効力に影響を及ぼさない。 は、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行 ればならない。この場合において、その取消し 係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなけ あったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関 定する時と異なる時に死亡したことの証明が

する義務を負う。 第六節 同時死亡の推定

できない。

第三十二条の二 数人の者が死亡した場合におい の者は、同時に死亡したものと推定する。 存していたことが明らかでないときは、これら て、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生 第三章 法人

(法人の成立等)

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規 定によらなければ、成立しない。

び管理については、この法律その他の法律の定 とする法人その他の法人の設立、組織、運営及 を目的とする法人、営利事業を営むことを目的 めるところによる。 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款そ いて、 の他の基本約款で定められた目的の範囲内にお 権利を有し、 義務を負う。

第三十五条 外国法人は、国、 法人は、この限りでない。 外国会社を除き、その成立を認許しない。ただ (外国法人) し、法律又は条約の規定により認許された外国

本において成立する同種の法人と同一の私権を2 前項の規定により認許された外国法人は、日 (登記) る権利については、この限りでない。 有する。ただし、外国人が享有することのでき ない権利及び法律又は条約中に特別の規定があ

第三十九条

第四十条

削除

第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その のとする。

(外国法人の登記)

第三十七条 外国法人(第三十五条第一項ただし 三週間以内に、その事務所の所在地において、 書に規定する外国法人に限る。以下この条にお いて同じ。)が日本に事務所を設けたときは、 次に掲げる事項を登記しなければならない。 外国法人の設立の準拠法

名称 目的

六五四 事務所の所在場所

2 らない。この場合において、登記前にあって は、三週間以内に、変更の登記をしなければな 前項各号に掲げる事項に変更を生じたとき 代表者の氏名及び住所 存続期間を定めたときは、その定め

3 がされたときは、その登記をしなければならな の仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定職務を代行する者を選任する仮処分命令又はそ 用する。 い。この場合においては、前項後段の規定を準 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその 第六十四条 第六十三条

4 が到達した日から起算する。おいて生じたときは、登記の期間は、その通知 前二項の規定により登記すべき事項が外国に

5 ができる。 は、 は、第三者は、その法人の成立を否認すること 外国法人が初めて日本に事務所を設けたとき | 第七十一条 その事務所の所在地において登記するまで

6 所在地においては四週間以内に第一項各号に掲 地においては三週間以内に移転の登記をし、新 げる事項を登記しなければならな 外国法人が事務所を移転したときは、 旧所在

第七十七条

第七十八条

国の行政区画及び 8 る。 移転したときは、その移転を登記すれば足り 外国法人の代表者が、この条に規定する登記 同一の登記所の管轄区域内において事務所を

第三十八条 を怠ったときは、五十万円以下の過料に処す 削除除

第四十七条 第四十三条 第四十八条 第四十六条 第四十四条 第四十二条 第四十五条 第四十一条 削除 削削削削除除除除 削削除除 削除

第五十七条 第五十条 削除 第四十九条 第五十六条 第五十五条 第五十四条 第五十三条 第五十二条 第五十一条 削削除除 削削削除除除除 削削除除 削除

は、その変更をもって第三者に対抗することが 第五十八条 第六十二条 第六十条 削除 第五十九条 第六十一条 削除 削除除

第六十五条 第六十九条 第六十八条 第六十六条 第六十七条 削削除除 削削削削除除除除除

第七十二条 第七十条 削除

第七十五条 第七十六条 第七十三条 第七十四条 削削削削削削除除除除除除除

第八十条 第八十一条 第七十九条

削除

削除

第八十四条 第八十二条 第八十三条 削削削削除除除除除

(定義) 第四章 物

第八十五条 (不動産及び動産) 物をいう。 この法律において「物」とは、 有体

第八十六条 不動産以外の物は、 土地及びその定着物は、 すべて動産とする。

不動産とす

2

第八十七条 物の所有に属する他の物をこれに附 属させたときは、その附属させた物を従物とす (主物及び従物)

(天然果実及び法定果実) 従物は、主物の処分に従う。

第八十八条 物の用法に従い収取する産出物を天 然果実とする。 物の使用の対価として受けるべき金銭その他

の物を法定果実とする。

(果実の帰属)

時に、これを収取する権利を有する者に帰属す第八十九条 天然果実は、その元物から分離する

に応じて、日割計算によりこれを取得する。 法定果実は、これを収取する権利の存続期間

第五章 法律行為

(公序良俗)

行為は、無効とする。 公の秩序又は善良の風俗に反する法律

(任意規定と異なる意思表示)

(任意規定と異なる慣習) は、その意思に従う。 序に関しない規定と異なる意思を表示したとき 法律行為の当事者が法令中の公の秩 2

第九十二条 法令中の公の秩序に関しない規定と 異なる慣習がある場合において、法律行為の当 認められるときは、その慣習に従う。 事者がその慣習による意思を有しているものと 3 消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗す

第九十三条 ないことを知ってしたときであっても、 意思表示は、表意者がその真意では そのた

表示は、無効とする。 知り、又は知ることができたときは、 がその意思表示が表意者の真意ではないことを めにその効力を妨げられない。ただし、相手方 | 2 その意思

2 は、善意の第三者に対抗することができない。 (虚偽表示) 前項ただし書の規定による意思表示の無効

第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示 は、無効とする。

第三者に対抗することができない。 前項の規定による意思表示の無効は、 善意の

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づ くものであって、その錯誤が法律行為の目的及

るときは、取り消すことができる。 び取引上の社会通念に照らして重要なものであ 表意者が法律行為の基礎とした事情につい 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

2 きる。 とが表示されていたときに限り、することがで は、その事情が法律行為の基礎とされているこ 前項第二号の規定による意思表示の取消し てのその認識が真実に反する錯誤

3 規定による意思表示の取消しをすることができ ない。 た場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の 錯誤が表意者の重大な過失によるものであっ

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた 又は重大な過失によって知らなかったとき。 相手方が表意者に錯誤があることを知り、

4 意でかつ過失がない第三者に対抗することがで きない。 第一項の規定による意思表示の取消しは、善

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は り消すことができる。 取

を知り、又は知ることができたときに限り、 の意思表示を取り消すことができる。 欺を行った場合においては、相手方がその事実 相手方に対する意思表示について第三者が詐 前二項の規定による詐欺による意思表示の取 そ

ることができない。 (意思表示の効力発生時期等)

|第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到 達した時からその効力を生ずる

> 到達すべきであった時に到達したものとみな 達することを妨げたときは、その通知は、通常 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到

3 妨げられない。 受けたときであっても、 し、意思能力を喪失し、 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡 そのためにその効力を又は行為能力の制限を

(公示による意思表示)

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知る きる。 ことができず、又はその所在を知ることができ ないときは、公示の方法によってすることがで

2 だし、裁判所は、相当と認めるときは、官報へ ことを官報に少なくとも一回掲載して行う。た とを命ずることができる。 はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきこ の掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又 所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があった (平成八年法律第百九号) の規定に従い、裁判 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法

4 3 こと又はその所在を知らないことについて過失 があったときは、到達の効力を生じない。 とみなす。ただし、表意者が相手方を知らない 二週間を経過した時に、相手方に到達したもの た日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から 公示による意思表示は、最後に官報に掲載し

5 の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。 在を知ることができない場合には相手方の最後 きない場合には表意者の住所地の、相手方の所 公示に関する手続は、相手方を知ることがで

納させなければならない。 (意思表示の受領能力) 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予

第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表 は未成年者若しくは成年被後見人であったとき不を受けた時に意思能力を有しなかったとき又 ることができない。ただし、次に掲げる者がそ の意思表示を知った後は、この限りでない。 その意思表示をもってその相手方に対抗す 相手方の法定代理人

た相手方

意思能力を回復し、

又は行為能力者となっ

(代理行為の要件及び効果)

第九十九条 代理人がその権限内において本人の ためにすることを示してした意思表示は、本人 に対して直接にその効力を生ずる。

2 意思表示について準用する。 (本人のためにすることを示さない意思表示) 前項の規定は、第三者が代理人に対してした

第百条 代理人が本人のためにすることを示さな めにすることを知り、又は知ることができたと みなす。ただし、相手方が、代理人が本人のた いでした意思表示は、自己のためにしたものと きは、前条第一項の規定を準用する。 (代理行為の瑕疵)

第百一条 代理人が相手方に対してした意思表示 受けるべき場合には、その事実の有無は、 ある事情を知っていたこと若しくは知らなかっ の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、 人について決するものとする。 たことにつき過失があったことによって影響を 強迫又は

2 ことによって影響を受けるべき場合には、その こと又は知らなかったことにつき過失があった る 事実の有無は、代理人について決するものとす が意思表示を受けた者がある事情を知っていた 相手方が代理人に対してした意思表示の効力

3 を主張することができない。本人が過失によっ て知らなかった事情についても、同様とする。 ていた事情について代理人が知らなかったこと (代理人の行為能力) 人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っ 特定の法律行為をすることを委託された代

第百二条 限行為能力者の法定代理人としてした行為につ ができない。ただし、制限行為能力者が他の制 為は、行為能力の制限によっては取り消すこと いては、この限りでない。 制限行為能力者が代理人としてした行

(権限の定めのない代理人の権限)

第百三条 権限の定めのない代理人は、 る行為のみをする権限を有する。 次に掲げ

的とする行為 ない範囲内において、その利用又は改良を目 代理の目的である物又は権利の性質を変え

(任意代理人による復代理人の選任)

第百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得 ければ、復代理人を選任することができない。 たとき、又はやむを得ない事由があるときでな (法定代理人による復代理人の選任)

|第百五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人 を選任することができる。この場合において、

その選任及び監督についての責任のみを負う。 やむを得ない事由があるときは、本人に対して (復代理人の権限等)

第百六条 復代理人は、その権限内の行為につい 本人を代表する。

有し、義務を負う。 権限の範囲内において、代理人と同一の権利を 復代理人は、本人及び第三者に対して、その

第百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る 者がした行為とみなす。 できたときは、その行為は、 て、相手方がその目的を知り、又は知ることが 目的で代理権の範囲内の行為をした場合におい 代理権を有しない

(自己契約及び双方代理等)

第百八条 同一の法律行為について、相手方の代 を有しない者がした行為とみなす。ただし、本 め許諾した行為については、この限りでない。 なす。ただし、債務の履行及び本人があらかじ た行為は、代理権を有しない者がした行為とみ 理人として、又は当事者双方の代理人としてし 人があらかじめ許諾した行為については、この 人との利益が相反する行為については、代理権 前項本文に規定するもののほか、代理人と本 2

(代理権授与の表示による表見代理等)

第百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた 又は過失によって知らなかったときは、この限 他人が代理権を与えられていないことを知り、 て、その責任を負う。ただし、第三者が、その てその他人が第三者との間でした行為につい 旨を表示した者は、その代理権の範囲内におい 2

の規定によりその責任を負うべき場合におい他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項 な理由があるときに限り、その行為についての ついてその他人の代理権があると信ずべき正当 囲外の行為をしたときは、第三者がその行為に て、その他人が第三者との間でその代理権の範 示した者は、その代理権の範囲内においてその 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表

(権限外の行為の表見代理)

第百十条 前条第一項本文の規定は、代理人がそ 代理人の権限があると信ずべき正当な理由があ

第百十一条 (代理権の消滅事由)

代理権は、 次に掲げる事由によって

本人の死亡

のほか、委任の終了によって消滅する。 (代理権消滅後の表見代理等) 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由 決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の

2

第百十二条 他人に代理権を与えた者は、代理権 の責任を負う。ただし、第三者が過失によっての消滅の事実を知らなかった第三者に対してそ 人が第三者との間でした行為について、代理権 その事実を知らなかったときは、この限りでな の消滅後にその代理権の範囲内においてその他

るときに限り、その行為についての責任を負他人の代理権があると信ずべき正当な理由があ 三者との間で行為をしたとすれば前項の規定に に、その代理権の範囲内においてその他人が第1 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後 よりその責任を負うべき場合において、その他 をしたときは、第三者がその行為についてその 人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為

(無権代理)

第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人 としてした契約は、本人がその追認をしなけれ ば、本人に対してその効力を生じない。

ただし、相手方がその事実を知ったときは、こ れば、その相手方に対抗することができない。 の限りでない。 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなけ

(無権代理の相手方の催告権)

第百十四条 ることができる。この場合において、本人がそ 追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をす の期間内に確答をしないときは、 人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に たものとみなす。 前条の場合において、相手方は、本 追認を拒絶し

(無権代理の相手方の取消権)

第百十五条 代理権を有しない者がした契約は、 を有しないことを相手方が知っていたときは、 とができる。ただし、契約の時において代理権 本人が追認をしない間は、相手方が取り消すこ

(無権代理行為の追認)

| は、契約の時にさかのぼってその効力を生ず||第百十六条 追認は、別段の意思表示がないとき

る。ただし、第三者の権利を害することはでき

(無権代理人の責任)

第百十七条 他人の代理人として契約をした者 相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負 追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、 は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、 適用し

二 他人の代理人として契約をした者が代理権 を有しないことを相手方が知っていたとき。 知っていたときは、この限りでない。 契約をした者が自己に代理権がないことを なかったとき。ただし、他人の代理人として を有しないことを相手方が過失によって知ら 他人の代理人として契約をした者が代理権

三 他人の代理人として契約をした者が行為能 力の制限を受けていたとき。

(単独行為の無権代理)

第百十八条 単独行為については、その行為の時 権を有しないで行為をすることに同意し、又はにおいて、相手方が、代理人と称する者が代理 三条から前条までの規定を準用する。代理権を その代理権を争わなかったときに限り、第百十 たときも、同様とする。 有しない者に対しその同意を得て単独行為をし

第四節 無効及び取消し

第百十九条 無効な行為は、追認によっても、そ の効力を生じない。ただし、当事者がその行為 新たな行為をしたものとみなす。 の無効であることを知って追認をしたときは、 (無効な行為の追認)

第百二十条 行為能力の制限によって取り消すこ 行為能力者の法定代理人としてした行為にあっとができる行為は、制限行為能力者(他の制限 できる者に限り、取り消すことができる。 その代理人、承継人若しくは同意をすることが ては、当該他の制限行為能力者を含む。)又は

2 その代理人若しくは承継人に限り、取り消すこ できる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又は とができる。 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことが

第百二十一条 取り消された行為は、 効であったものとみなす 初めから無

第百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履 行として給付を受けた者は、相手方を原状に復

2 いて、返還の義務を負う。 の行為によって現に利益を受けている限度にお るものであること)を知らなかったときは、そ 付を受けた当時その行為が取り消すことができ であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた後に前条の規定により初めから無効 付を受けた当時その行為が無効であること(給基づく債務の履行として給付を受けた者は、給 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に

3 能力を有しなかった者は、その行為によって現 についても、同様とする。 を負う。行為の時に制限行為能力者であった者 に利益を受けている限度において、返還の義務 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思

(取り消すことができる行為の追認)

以第

第百二十三条 取り消すことができる行為の相手 第百二十二条 取り消すことができる行為は、 (取消し及び追認の方法) 後、取り消すことができない。 百二十条に規定する者が追認したときは、

認は、相手方に対する意思表示によってする。 方が確定している場合には、その取消し又は追 (追認の要件)

第百二十四条 取り消すことができる行為の追認 れば、その効力を生じない。 かつ、取消権を有することを知った後にしなけ は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、

2 とを要しない。 の原因となっていた状況が消滅した後にするこ 次に掲げる場合には、前項の追認は、取

しくは補助人が追認をするとき 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若

二 制限行為能力者 (成年被後見人を除く。) が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得 て追認をするとき。

(法定追認)

第百二十五条 りでない。 げる事実があったときは、追認をしたものとみ なす。ただし、異議をとどめたときは、この に、取り消すことができる行為について次に掲 追認をすることができる時以

全部又は一部の履 履行の請求

担保の供与

Ŧi. た権利の全部又は一部の譲渡 強制執行 取り消すことができる行為によって取得し

第百二十六条 取消権は、追認をすることができ (取消権の期間の制限)

る時から五年間行使しないときは、時効によっ 同様とする。

(条件が成就した場合の効果)

時からその効力を失う。 が成就した時からその効力を生ずる。

就した時以前にさかのぼらせる意思を表示した ときは、その意思に従う。 当事者が条件が成就した場合の効果をその成

(条件の成否未定の間における権利の処分等)

第百二十九条 条件の成否が未定である間におけ 分し、相続し、若しくは保存し、又はそのため る当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処 に担保を供することができる。

(条件の成就の妨害等)

第百三十条 条件が成就することによって不利益 を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げ とみなすことができる。 たときは、相手方は、その条件が成就したもの

手方は、その条件が成就しなかったものとみな 事者が不正にその条件を成就させたときは、相条件が成就することによって利益を受ける当 すことができる。

第百三十一条 条件が法律行為の時に既に成就し が解除条件であるときはその法律行為は無効と るときはその法律行為は無条件とし、その条件 ていた場合において、その条件が停止条件であ

2 確定していた場合において、 条件が成就しないことが法律行為の時に既に その条件が停止条

> 条件が解除条件であるときはその法律行為は無 件であるときはその法律行為は無効とし、その

3 件が成就したこと又は成就しなかったことを知 前二項に規定する場合において、当事者が条

第百二十七条 停止条件付法律行為は、 て消滅する。行為の時から二十年を経過したと 第五節 条件及び期限 停止条件

解除条件付法律行為は、解除条件が成就した

(条件の成否未定の間における相手方の利益の

第百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条 件の成否が未定である間は、条件が成就した場 害することができない。 合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を

2

(既成条件)

規定を準用する。 らない間は、第百二十八条及び第百二十九条の

(不法条件)

第百三十二条 するものも、 無効とする。不法な行為をしないことを条件と 不法な条件を付した法律行為は、 同様とする。

(不能条件)

第百三十三条 不能の停止条件を付した法律行為 は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、 とする。 無条件

(随意条件)

第百三十四条 停止条件付法律行為は、その条件 する。 が単に債務者の意思のみに係るときは、無効と

(期限の到来の効果)

第百三十五条 法律行為に始期を付したときは、 これを請求することができない。 その法律行為の履行は、期限が到来するまで、

2 為の効力は、期限が到来した時に消滅する。 (期限の利益及びその放棄) 法律行為に終期を付したときは、その法律行

|第百三十六条 期限は、債務者の利益のために定 めたものと推定する。

できない。 し、これによって相手方の利益を害することは 期限の利益は、放棄することができる。ただ

(期限の利益の喪失)

第百三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、 期限の利益を主張することができない。 債務者が破産手続開始の決定を受けたと

減少させたとき。 債務者が担保を滅失させ、 損傷させ、 又は

三 債務者が担保を供する義務を負う場合にお いて、これを供しないとき

期間の計算

(期間の計算の通則)

第百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは 規定に従う 行為に別段の定めがある場合を除き、この章の 裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律

第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定 めたときは、期間の初日は、算入しない。ただ し、その期間が午前零時から始まるときは、

第百四十一条前条の場合には、 日の終了をもって満了する。 期間は、 その

第百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日 り、期間は、その翌日に満了する。 号)に規定する休日その他の休日に当たるとき に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八 その日に取引をしない慣習がある場合に限

(暦による期間の計算)

| 2 週、月又は年の初めから期間を起算しないと ただし、月又は年によって期間を定めた場合に たときは、その期間は、暦に従って計算する。 その月の末日に満了する。 おいて、最後の月に応当する日がないときは、 てその起算日に応当する日の前日に満了する。 きは、その期間は、最後の週、月又は年におい

第百四十四条 時効の効力は、その起算日にさか

第百四十五条 時効は、当事者 (消滅時効にあ む。)が援用しなければ、裁判所がこれによっ 権利の消滅について正当な利益を有する者を含 (時効の援用) ては、保証人、物上保証人、第三取得者その他

第百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄す ることができない。

(時効の利益の放棄)

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更

第百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、 の間は、時効は、完成しない。は、その終了の時から六箇月を経過する)まで ることなくその事由が終了した場合にあって その事由が終了する(確定判決又は確定判決と 同一の効力を有するものによって権利が確定す

(期間の起算)

|第百三十九条 時間によって期間を定めたとき は、その期間は、即時から起算する。

の限りでない。 (期間の満了)

末

第百四十三条 週、月又は年によって期間を定め

第七章 時効 第一節 総則

(時効の効力)

2

て裁判をすることができない。

支払督促

年法律第五十二号)による調停 二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三 は民事調停法 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又 (昭和二十六年法律第二百二十

兀 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続

と同一の効力を有するものによって権利が確定 終了した時から新たにその進行を始める。 (強制執行等による時効の完成猶予及び更新) したときは、時効は、同項各号に掲げる事 前項の場合において、確定判決又は確定判決

第百四十八条 次に掲げる事由がある場合には、 その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律 時から六箇月を経過する)までの間は、 の事由が終了した場合にあっては、その終了の の規定に従わないことによる取消しによってそ 完成しない。 時効

強制執行

担保権の実行

百九十五条に規定する担保権の実行としての三 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第 競売の例による競売

からの情報取得手続 示手続又は同法第二百四条に規定する第三者 民事執行法第百九十六条に規定する財

事由が終了した時から新たにその進行を始 終了した場合は、この限りでない。 従わないことによる取消しによってその事由 る。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に (仮差押え等による時効の完成猶予) 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる

第百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、 その事由が終了した時から六箇月を経過するま での間は、時効は、 仮差押え 完成しない。

二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第百五十条 催告があったときは、その時から六 箇月を経過するまでの間は、時効は、 完成しな

2 にされた再度の催告は、前項の規定による時効 催告によって時効の完成が猶予されている間 の完成猶予の効力を有しない。

第百五十一条 権利についての協議を行う旨の合 れか早い時までの間は、時効は、完成しない。| **第百五十四条** 第百四十八条第一項各号又は第百 意が書面でされたときは、次に掲げる時のいず (協議を行う旨の合意による時効の完成猶予) は、その期間を経過した時 (一年に満たないものに限る。) を定めたとき その合意において当事者が協議を行う期間 その合意があった時から一年を経過した時

たとすれば時効が完成すべき時から通じて五年し、その効力は、時効の完成が猶予されなかっ を超えることができない。 による時効の完成猶予の効力を有する。ただ る間にされた再度の同項の合意は、同項の規定 前項の規定により時効の完成が猶予されてい 行を拒絶する旨の通知が書面でされたとき は、その通知の時から六箇月を経過した時 当事者の一方から相手方に対して協議の続 第百五十七条 削除

告についても、同様とする。 より時効の完成が猶予されている間にされた催 効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定に にされた第一項の合意は、同項の規定による時催告によって時効の完成が猶予されている間

よっては認識することができない方式で作られ録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に れたものとみなして、前三項の規定を適用す てされたときは、その合意は、書面によってさ 用に供されるものをいう。以下同じ。) によっ る記録であって、電子計算機による情報処理の 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記

5 前項の規定は、第一項第三号の通知について

(承認による時効の更新)

第百五十二条 時効は、権利の承認があったとき その時から新たにその進行を始める。

こと又は権限があることを要しない。 ての処分につき行為能力の制限を受けていない前項の承認をするには、相手方の権利につい (時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範

第百五十三条 第百四十七条又は第百四十八条の 予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶 人の間においてのみ、その効力を有する。

よる時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じ第百四十九条から第百五十一条までの規定に の効力を有する た当事者及びその承継人の間においてのみ、 そ

3 み、その効力を有する。 が生じた当事者及びその承継人の間においての 前条の規定による時効の更新は、更新の事由

者に通知をした後でなければ、第百四十八条又 四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効 は第百四十九条の規定による時効の完成猶予又 の利益を受ける者に対してしないときは、その は更新の効力を生じない。

第百五十六条 第百五十五条 削除 削除

| 第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の ないときは、その未成年者若しくは成年被後見 (未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予) 職した時から六箇月を経過するまでの間は、そ 間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人が は、完成しない。 の未成年者又は成年被後見人に対して、時効 人が行為能力者となった時又は法定代理人が就

2 職した時から六箇月を経過するまでの間は、そ 為能力者となった時又は後任の法定代理人が就 きは、その未成年者若しくは成年被後見人が行 の権利について、時効は、完成しない。 する父、母又は後見人に対して権利を有すると (夫婦間の権利の時効の完成猶予) 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理

| 第百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有 月を経過するまでの間は、時効は、完成しな する権利については、婚姻の解消の時から六箇

(相続財産に関する時効の完成猶予)

第百六十条 相続財産に関しては、相続人が確定 した時、管理人が選任された時又は破産手続開 の間は、時効は、完成しない。 始の決定があった時から六箇月を経過するまで (天災等による時効の完成猶予)

第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、 各号に掲げる事由に係る手続を行うことができ を経過するまでの間は、時効は、 百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項 天災その他避けることのできない事変のため第 ないときは、その障害が消滅した時から三箇月 完成しない。

第二節 取得時効

|第百六十二条 二十年間、所有の意思をもって、 平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者 は、その所有権を取得する。 (所有権の取得時効)

2 かったときは、その所有権を取得する。 の開始の時に、善意であり、かつ、過失がな つ、公然と他人の物を占有した者は、その占有 (所有権以外の財産権の取得時効) 十年間、所有の意思をもって、平穏に、か

|第百六十三条 所有権以外の財産権を、自己のた 第百六十四条 第百六十二条の規定による時効 行使する者は、前条の区別に従い二十年又は十 めにする意思をもって、平穏に、かつ、公然と 人によってその占有を奪われたときは、中断す 年を経過した後、その権利を取得する。 は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他 (占有の中止等による取得時効の中断)

第百六十五条 前条の規定は、 合について準用する。 第百六十三条の場

第三節 消滅時効

(債権等の消滅時効)

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、 効によって消滅する。 時

を知った時から五年間行使しないとき。債権者が権利を行使することができること 行使しないとき。 権利を行使することができる時から十年間

2 きは、時効によって消滅する。 することができる時から二十年間行使しないと 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使

3 するため、いつでも占有者の承認を求めること妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新 占有の開始の時から取得時効が進行することを 権利の目的物を占有する第三者のために、その ができる。 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付

権の消滅時効) (人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求

第百六十七条 人の生命又は身体の侵害による損 間」とあるのは、「二十年間」とする。 第二号の規定の適用については、同号中「十年 害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項 (定期金債権の消滅時効)

第百六十八条 定期金の債権は、次に掲げる場合 には、時効によって消滅する。

しないとき。 ことができることを知った時から十年間行使 他の物の給付を目的とする各債権を行使する 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その

きる時から二十年間行使しないとき。 前号に規定する各債権を行使することがで

2 ため、いつでも、その債務者に対して承認書 交付を求めることができる。 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得る

(判決で確定した権利の消滅時効)

第百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の あっても、その時効期間は、 は、十年より短い時効期間の定めがあるもの 力を有するものによって確定した権利について 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来して 十年とする。 で

第百七十一条 削除 第百七十条 削除

いない債権については、適用しない。

第百七十二条 削除

|第百七十三条 第百七十四条 削除 削除

第二編

第一章 総則

(物権の創設)

第百七十五条 物権は、この法律その他の法律に 定めるもののほか、創設することができない。 (物権の設定及び移転)

第百七十六条 物権の設定及び移転は、当事者 意思表示のみによって、その効力を生ずる。 (不動産に関する物権の変動の対抗要件)

第百七十七条 不動産に関する物権の得喪及び変 三号)その他の登記に関する法律の定めるとこ ろに従いその登記をしなければ、第三者に対抗 更は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十 することができない。

(動産に関する物権の譲渡の対抗要件)

第百七十八条 とができない。 動産の引渡しがなければ、 動産に関する物権の譲渡は、 第三者に対抗するこ

(混同)

第百七十九条 同一物について所有権及び他の りでない。 権が第三者の権利の目的であるときは、この は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物 権が同一人に帰属したときは、当該他の物

2 し書の規定を準用する。 は、消滅する。この場合においては、前項ただ 権利が同一人に帰属したときは、当該他の権利 所有権以外の物権及びこれを目的とする他

前二項の規定は、 占有権については、 適用

3

第二章

節 占有権の取得

(占有権の取得)

第百八十条 もって物を所持することによって取得する。 (代理占有) 占有権は、自己のためにする意思を

第百八十一条 ることができる。 占有権は、 代理人によって取得す

(現実の引渡し及び簡易の引渡し)

第百八十二条 占有権の譲渡は、占有物の引渡し によってする。 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持す 2

第百八十三条 代理人が自己の占有物を以後本人 のために占有する意思を表示したときは、 示のみによってすることができる。 る場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表 (占有改定) 本人

第百八十四条 代理人によって占有をする場合に 三者がこれを承諾したときは、その第三者は、 おいて、本人がその代理人に対して以後第三者 占有権を取得する。 のためにその物を占有することを命じ、その第 は、これによって占有権を取得する。 (指図による占有移転)

(占有の性質の変更)

第百八十五条 権原の性質上占有者に所有の意思 占有の性質は、変わらない。 有の意思をもって占有を始めるのでなければ ることを表示し、又は新たな権原により更に所 自己に占有をさせた者に対して所有の意思があ がないものとされる場合には、その占有者が (占有の態様等に関する推定)

第百八十六条 占有者は、所有の意思をもって、 善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするもの

2 前後の両時点において占有をした証拠がある ときは、占有は、その間継続したものと推定す

(占有の承継)

第百八十七条 占有者の承継人は、その選択に従 に前の占有者の占有を併せて主張することがで い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有

前の占有者の占有を併せて主張する場合に その瑕疵をも承継する。

第二節 占有権の効力

第百八十八条 占有者が占有物について行使する 適法に有するものと推定する。 いて行使する権利の適法の推定)

第百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ず (善意の占有者による果実の取得等)

とみなす。 ときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴した

2

(悪意の占有者による果実の返還等)

第百九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、 よって占有をしている者について準用する。 取を怠った果実の代価を償還する義務を負う。 (占有者による損害賠償) つ、既に消費し、過失によって損傷し、又は収 前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿に か

第百九十一条 占有物が占有者の責めに帰すべき 事由によって滅失し、又は損傷したときは、そ あっても、全部の賠償をしなければならない。 限度において賠償をする義務を負う。ただし、 部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はそ の回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全 (即時取得) 所有の意思のない占有者は、善意であるときで の滅失又は損傷によって現に利益を受けている

第百九十二条 取引行為によって、平穏に、か り、かつ、過失がないときは、即時にその動産 について行使する権利を取得する。 公然と動産の占有を始めた者は、善意であ

(占有回収の訴え)

第百九十三条 前条の場合において、占有物が盗 品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者 してその物の回復を請求することができる。 は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対 (盗品又は遺失物の回復)

第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競 ときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払っ た代価を弁償しなければ、その物を回復するこ 種の物を販売する商人から、善意で買い受けた とができない。 売若しくは公の市場において、又はその物と同

(動物の占有による権利の取得)

|第百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育して いたものを占有する者は、その占有の開始の時 離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求 を受けなかったときは、その動物について行使 に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を する権利を取得する。

第百九十六条 占有者が占有物を返還する場合に (占有者による費用の償還請求)

> 2 判所は、回復者の請求により、その償還につい できる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁の支出した金額又は増価額を償還させることが 現存する場合に限り、回復者の選択に従い、そ その他の有益費については、その価格の増加が る。ただし、占有者が果実を取得したときは、 の必要費を回復者から償還させることができ 2 通常の必要費は、占有者の負担に帰する。 占有者が占有物の改良のために支出した金額

第百九十七条 占有者は、次条から第二百二条ま できる。他人のために占有をする者も、 する。 での規定に従い、占有の訴えを提起することが (占有の訴え) 同様と

(占有保持の訴え)

| **第百九十八条** 占有者がその占有を妨害されたと 及び損害の賠償を請求することができる。 きは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止 (占有保全の訴え)

第百九十九条 占有者がその占有を妨害されるお それがあるときは、占有保全の訴えにより、そ とができる の妨害の予防又は損害賠償の担保を請求するこ

第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、 の賠償を請求することができる。 占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害

2 し、その承継人が侵奪の事実を知っていたとき承継人に対して提起することができない。ただ は、この限りでない。 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定

(占有の訴えの提起期間)

第二百一条 占有保持の訴えは、妨害の存する間 ら一年を経過し、又はその工事が完成したとき 生じた場合において、その工事に着手した時か ならない。ただし、工事により占有物に損害を 又はその消滅した後一年以内に提起しなければ は、これを提起することができない。

3 2 年以内に提起しなければならない。 あるときは、前項ただし書の規定を準用する。 は、提起することができる。この場合におい て、工事により占有物に損害を生ずるおそれが (本権の訴えとの関係) 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間

は、その物の保存のために支出した金額その他 第二百二条 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、 また、 本権の訴えは占有の訴えを妨げない

基づいて裁判をすることができない。 占有の訴えについては、本権に関する理由に

(占有権の消滅事由)

第二百三条 占有権は、占有者が占有の意思を放 起したときは、この限りでない。 滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを提

(代理占有権の消滅事由)

て相当の期限を許与することができる。

第二百四条 代理人によって占有をする場合に は、占有権は、次に掲げる事由によって消滅す

たこと。 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄し

کے のために占有物を所持する意思を表示したこ 代理人が本人に対して以後自己又は第三者

三 代理人が占有物の所持を失ったこと 滅しない。 占有権は、代理権の消滅のみによっては、 消

2

第四節 準占有

第二百五条 この章の規定は、自己のためにする 準用する。 意思をもって財産権の行使をする場合について

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲

(所有権の内容)

第二百六条 所有者は、法令の制限内において、 自由にその所有物の使用、 権利を有する。 収益及び処分をする

(土地所有権の範囲)

第二百七条 土地の所有権は、法令の制限内に いて、その土地の上下に及ぶ

第二百八条 削除

(隣地の使用請求) 第二款

第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付 の住家に立ち入ることはできない。 ができる。ただし、隣人の承諾がなければ、 め必要な範囲内で、隣地の使用を請求すること において障壁又は建物を築造し又は修繕するた そ

2 きは、 前項の場合において、隣人が損害を受けたと その償金を請求することができる。

(公道に至るための他の土地の通行権) 他の土地に囲まれて公道に通じない

囲んでいる他の土地を通行することができる。 て土地と公道とに著しい高低差があるときも、 公道に至ることができないとき、又は崖があっ 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ |地の所有者は、公道に至るため、その土地を

方法は、同条の規定による通行権を有する者の第二百十一条 前条の場合には、通行の場所及び 第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を 有する者は、その通行する他の土地の損害に対 害が最も少ないものを選ばなければならない。 があるときは、通路を開設することができる。 ために必要であり、かつ、他の土地のために損 前条の規定による通行権を有する者は、必要 3 2

第二百十三条 分割によって公道に通じない土地 払うことを要しない。 ことができる。この場合においては、償金を支 至るため、他の分割者の所有地のみを通行する が生じたときは、その土地の所有者は、公道に

除き、一年ごとにその償金を支払うことができ通路の開設のために生じた損害に対するものを

して償金を支払わなければならない。ただし、

第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自 部を譲り渡した場合について準用する。 (自然水流に対する妨害の禁止) 前項の規定は、土地の所有者がその土地 の

第二百十五条 きない事変により低地において閉塞したとき 害を除去するため必要な工事をすることができ は、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障 然に流れて来るのを妨げてはならない。 (水流の障害の除去) 水流が天災その他避けることので

(水流に関する工作物の修繕等)

第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水の の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害 をさせることができる。 がある場合には、その土地の所有者は、当該他 ために設けられた工作物の破壊又は閉塞によ 自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれ 3

(費用の負担についての慣習)

第二百十七条 前二条の場合において、 担について別段の慣習があるときは、 その慣習 費用の負

第二百十八条 土地の所有者は、直接に雨水を隣 (雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けては ならない。

(水流の変更

第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者 とができる。ただし、水流が隣地と交わる地点 その水路又は幅員を変更してはならない。 は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、 は、その所有者は、水路及び幅員を変更するこ 両岸の土地が水流地の所有者に属するとき

の慣習に従う。 前二項の規定と異なる慣習があるときは、 ・ そ

において、自然の水路に戻さなければならな

(排水のための低地の通水)

第二百二十条 高地の所有者は、 ことができる。この場合においては、低地のた くは農工業用の余水を排出するため、公の水流 した場合にこれを乾かすため、又は自家用若し ればならない。 めに損害が最も少ない場所及び方法を選ばなけ 又は下水道に至るまで、低地に水を通過させる その高地が浸水

(通水用工作物の使用)

第二百二十一条 水を通過させるため、高地又は低地の所有者が、二百二十一条 土地の所有者は、その所有地の 設けた工作物を使用することができる。

2 設置及び保存の費用を分担しなければならな は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の 前項の場合には、他人の工作物を使用する者

(堰の設置及び使用)

第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける 必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有 ばならない。 よって生じた損害に対して償金を支払わなけれ させて設けることができる。ただし、これに に属するときであっても、その堰を対岸に付着

2 ができる。 所有に属するときは、 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその 前項の堰を使用すること

用する。 前条第二項の規定は、 前項の場合について準

(境界標の設置)

第二百二十三条 と共同の費用で、 る 土地の所有者は、隣地の所有者 境界標を設けることができ

(境界標の設置及び保存の費用)

第二百二十四条 測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担す は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、 境界標の設置及び保存の費用

(囲障の設置)

第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異に 囲障を設けることができる。 者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に かつ、その間に空地があるときは、各所有

2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲 でなければならない。 障は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料 のものであって、かつ、高さ二メートルのもの

(囲障の設置及び保存の費用)

第二百二十六条 前条の囲障の設置及び保存の費 用は、相隣者が等しい割合で負担する。

第二百二十七条 相隣者の一人は、第二百二十五 けることができる。ただし、これによって生ず 条第二項に規定する材料より良好なものを用 る費用の増加額を負担しなければならない。 い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設 (相隣者の一人による囲障の設置) (囲障の設置等に関する慣習)

第二百二十八条 前三条の規定と異なる慣習があ るときは、その慣習に従う。 (境界標等の共有の推定)

第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、 ものと推定する。 障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属する 井

線上の障壁については、前条の規定は、適用し第二百三十条 一棟の建物の一部を構成する境界 ない。

2 も、前項と同様とする。ただし、防火障壁につ その障壁のうち低い建物を超える部分について 壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、 (共有の障壁の高さを増す工事) いては、この限りでない。 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障

高さを増すことができる。ただし、その障壁が第二百三十一条 相隣者の一人は、共有の障壁の 要な工作を加え、又はその障壁を改築しなけれ その工事に耐えないときは、自己の費用で、必

2 は、その高さを増した部分は、 者の単独の所有に属する。 前項の規定により障壁の高さを増したとき その工事をした

> 第二百三十二条 前条の場合において、隣人が損 害を受けたときは、その償金を請求することが

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越え させることができる。 るときは、その竹木の所有者に、その枝を切除

2 の根を切り取ることができる。 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、 そ

(境界線付近の建築の制限)

第二百三十四条 建物を築造するには、 ばならない。 ら五十センチメートル以上の距離を保たなけ 境界線か

をすることができる。 その建物が完成した後は、 止させ、又は変更させることができる。 があるときは、隣地の所有者は、その建築を中 し、建築に着手した時から一年を経過し、又は 前項の規定に違反して建築をしようとする者 損害賠償の請求の ただ

第二百三十五条 境界線から一メートル未満 又は縁側(ベランダを含む。次項において同離において他人の宅地を見通すことのできる窓 らない。 じ。)を設ける者は、目隠しを付けなけれ

2 点から垂直線によって境界線に至るまでを測定 して算出する。 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い

(境界線付近の建築に関する慣習)

第二百三十六条 前二条の規定と異なる慣習があ るときは、その慣習に従う。

(境界線付近の掘削の制限)

第二百三十七条 井戸、用水だめ、下水だめ ら一メートル以上の距離を保たなければならな 上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線か 肥料だめを掘るには境界線から二メートル 又は

2 を超えることを要しない。 を保たなければならない。ただし、 は、境界線からその深さの二分の一以上の距 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るに 一メート

(境界線付近の掘削に関する注意義務)

第二百三十八条 境界線の付近において前条の らない 液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければ 事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚

(無主物の帰属 第二節 所有権の取得

思をもって占有することによって、その所有権第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意

(遺失物の拾得) 所有者のない不動産は、 国庫に帰属する。

第二百四十条 遺失物は、遺失物法 きは、これを拾得した者がその所有権を取得す した後三箇月以内にその所有者が判明しないと 法律第七十三号)の定めるところに従い公告を (平成十八年 2

(埋蔵物の発見)

第二百四十一条 埋蔵物は、遺失物法の定めると 物の中から発見された埋蔵物については、これ 所有権を取得する。 を発見した者及びその他人が等しい割合でその の所有権を取得する。ただし、他人の所有する 者が判明しないときは、これを発見した者がそ ころに従い公告をした後六箇月以内にその所有 (不動産の付合)

第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産 権利を妨げない。 だし、権原によってその物を附属させた他人の に従として付合した物の所有権を取得する。た (動産の付合)

第二百四十三条 所有者を異にする数個の動産 のに過分の費用を要するときも、同様とする。 は、主たる動産の所有者に帰属する。分離する ができなくなったときは、その合成物の所有権 が、付合により、損傷しなければ分離すること

第二百四十四条 付合した動産について主従の区 別をすることができないときは、各動産の所有 てその合成物を共有する。 者は、その付合の時における価格の割合に応じ

第二百四十五条 前二条の規定は、所有者を異に た場合について準用する。 する物が混和して識別することができなくなっ

第二百四十六条 他人の動産に工作を加えた者 がその加工物の所有権を取得する。 格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者 者に帰属する。ただし、工作によって生じた価 るときは、その加工物の所有権は、材料の所有 (以下この条において「加工者」という。) があ

一部を供したときは、 !項に規定する場合において、加工者が材料 その価格に工作によっ

2

を超えるときに限り、 て生じた価格を加えたものが他人の材料の価格 加工者がその加工物の所

(付合、混和又は加工の効果)

第二百四十七条 第二百四十二条から前条までの 物について存する他の権利も、消滅する。 規定により物の所有権が消滅したときは、その 前項に規定する場合において、物の所有者

おいて「合成物等」という。)の単独所有者とが、合成物、混和物又は加工物(以下この項に なったときは、その物について存する他の権利 存する。 が合成物等の共有者となったときは、その物に は以後その合成物等について存し、物の所有者 ついて存する他の権利は以後その持分について

(付合、混和又は加工に伴う償金の請求)

第二百四十八条 第二百四十二条から前条までの 三条及び第七百四条の規定に従い、その償金を規定の適用によって損失を受けた者は、第七百 請求することができる。

第三節 共有

(共有物の使用)

第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部につ いて、その持分に応じた使用をすることができ

第二百五十条 (共有持分の割合の推定) 各共有者の持分は、

第二百五十一条 と推定する。 (共有物の変更) 相等しいもの

を得なければ、共有物に変更を加えることがで きない。 (共有物の管理)

管理の費用を支払い、その他共有物に関する負第二百五十三条 各共有者は、その持分に応じ、 第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、 担を負う。 は、各共有者がすることができる。 (共有物に関する負担) い、その過半数で決する。ただし、 前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従 保存行為 2

|2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しない ときは、他の共有者は、相当の償金を支払って その者の持分を取得することができる。 (共有物に関する証書)

第二百五十四条 共有者の一人が共有物について 継人に対しても行使することができる。他の共有者に対して有する債権は、その特定承 (共有物についての債権) 2

第二百五十五条 共有者の一人が、その持分を放 棄したとき、又は死亡して相続人がないとき は、その持分は、他の共有者に帰属する。 (持分の放棄及び共有者の死亡)

第二百五十六条 各共有者は、いつでも共有物の ことを妨げない。 超えない期間内は分割をしない旨の契約をする 分割を請求することができる。ただし、 五年を

に規定する共有物については、適用しない。第二百五十七条 前条の規定は、第二百二十九条 2 る。ただし、その期間は、更新の時から五年を4 前項ただし書の契約は、更新することができ 超えることができない。

第二百五十八条 共有物の分割について共有者間 に協議が調わないときは、その分割を裁判所に (裁判による共有物の分割)

2 前項の場合において、共有物の現物を分割す 裁判所は、その競売を命ずることができる。 価格を著しく減少させるおそれがあるときは、 ることができないとき、又は分割によってその 請求することができる。 (共有に関する債権の弁済)

第二百五十九条 共有者の一人が他の共有者に対 際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもっ して共有に関する債権を有するときは、分割に その弁済に充てることができる。

2 ときは、その売却を請求することができる。 (共有物の分割への参加) 帰属すべき共有物の部分を売却する必要がある 債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に

第二百六十条 共有物について権利を有する者及 参加することができる。 び各共有者の債権者は、自己の費用で、 分割に

第二百六十一条 各共有者は、他の共有者が分割 た者に対抗することができない。分割をしたときは、その分割は、その請求をし かわらず、その請求をした者を参加させないで その持分に応じて担保の責任を負う。 によって取得した物について、売主と同じく、 (分割における共有者の担保責任) 前項の規定による参加の請求があったにもか

者は、その取得した物に関する証書を保存しな第二百六十二条 分割が完了したときは、各分割 ればならない。

物に関する証書は、その物の最大の部分を取得

共有者の全員又はそのうちの数人に分割した

した者が保存しなければならない

2 第二百六十四条 この節の規定は、 第二百六十三条 共有の性質を有する入会権につ 第二百六十七条 前章第一節第二款(相隣関係) 第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十 第二百六十五条 地上権者は、他人の土地にお 規定を準用する。 定期の地代を支払わなければならない場合に て工作物又は竹木を所有するため、その土地を 限りでない。 ただし、法令に特別の定めがあるときは、 以外の財産権を有する場合について準用する。 定を適用する。 いては、各地方の慣習に従うほか、この節の規 が、これを指定する。 者を定める。協議が調わないときは、 者がないときは、分割者間の協議で証書の保存 いて準用する。 使用する権利を有する。 て、その証書を使用させなければならない。 (準共有) (共有の性質を有する入会権) (相隣関係の規定の準用) (地上権の内容) 地代については、前項に規定するものの 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じ 前項の場合において、最大の部分を取得した 数人で所有権 裁判 この

か、その性質に反しない限り、賃貸借に関する 六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に

有者との間について準用する。ただし、第二百の規定は、地上権者間又は地上権者と土地の所 の設定後に設けられた場合に限り、 二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権 ついて準用する。

(地上権の存続期間)

第二百六十八条 設定行為で地上権の存続期間を ときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄 ていない一年分の地代を支払わなければならな ときは、一年前に予告をし、又は期限の到来し することができる。ただし、地代を支払うべき 定めなかった場合において、別段の慣習がない

しないときは、裁判所は、当事者の請求によ 工作物又は竹木の種類及び状況その他地上権 り、二十年以上五十年以下の範囲内において、 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄

設定当時の事情を考慮して、 その存続期間を定

(工作物等の収去等)

第二百六十九条 地上権者は、その権利が消滅し なければ、これを拒むことができない。 を通知したときは、地上権者は、正当な理由が 有者が時価相当額を提供してこれを買い取る旨 木を収去することができる。ただし、土地の所 た時に、土地を原状に復してその工作物及び竹

前項の規定と異なる慣習があるときは、その

(地下又は空間を目的とする地上権)

第二百六十九条の二 地下又は空間は、工作物を 的とすることができる。この場合においては、 使用に制限を加えることができる。 設定行為で、地上権の行使のためにその土地の 所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目

をする権利を有する者は、 妨げることができない きる。この場合において、土地の使用又は収益 ての者の承諾があるときは、設定することがで の権利又はこれを目的とする権利を有するすべ は収益をする権利を有する場合においても、そ 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又 その地上権の行使を 2 3

第五章 永小作権

人の土地において耕作又は牧畜をする権利を有第二百七十条 永小作人は、小作料を支払って他

(永小作人による土地の変更の制限)

復することのできない損害を生ずべき変更を加第二百七十一条 永小作人は、土地に対して、回 えることができない。

(永小作権の譲渡又は土地の賃貸)

第二百七十二条 永小作人は、その権利を他人に 耕作若しくは牧畜のため土地を賃貸することが の限りでない。 できる。ただし、設定行為で禁じたときは、こ 譲り渡し、又はその権利の存続期間内において

(賃貸借に関する規定の準用)

第二百七十三条 永小作人の義務については、こ の章の規定及び設定行為で定めるもののほか、 その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定

(小作料の減免)

益について損失を受けたときであっても、小作第二百七十四条 永小作人は、不可抗力により収 料の免除又は減額を請求することができない

(永小作権の放棄)

第二百七十五条 永小作人は、不可抗力によっ 年以上小作料より少ない収益を得たときは、そ の権利を放棄することができる。 て、引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五 (永小作権の消滅請求)

第二百七十六条 永小作人が引き続き二年以上小 永小作権の消滅を請求することができる。 作料の支払を怠ったときは、土地の所有者は、 (永小作権に関する慣習)

第二百七十七条 第二百七十一条から前条までの 規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従

(永小作権の存続期間)

第二百七十八条 永小作権の存続期間は、二十年 以上五十年以下とする。設定行為で五十年より 長い期間を定めたときであっても、 は、五十年とする。 その期間

ただし、その存続期間は、更新の時から五十年 を超えることができない。 永小作権の設定は、更新することができる。

を除き、三十年とする。 たときは、その期間は、別段の慣習がある場合設定行為で永小作権の存続期間を定めなかっ (工作物等の収去等)

第二百七十九条 第二百六十九条の規定は、 作権について準用する。 第六章 地役権

第二百八十条 地役権者は、設定行為で定めた目 的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供 限る。)に違反しないものでなければならない。 有権の限界)の規定(公の秩序に関するものに する権利を有する。ただし、第三章第一節(所 (地役権の付従性) (地役権の内容)

第二百八十一条 地役権は、要役地(地役権者の きは、この限りでない。 土地であって、他人の土地から便益を受けるも する。ただし、設定行為に別段の定めがあると 地について存する他の権利の目的となるものと として、その所有権とともに移転し、又は要役 のをいう。以下同じ。)の所有権に従たるもの

2 は他の権利の目的とすることができない。 (地役権の不可分性) 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、 又

|第二百八十二条 土地の共有者の一人は、その持 分につき、その土地のために又はその土地につ

いて存する地役権を消滅させることができな|2

2 地役権は、その各部のために又はその各部につ 土地の一部のみに関するときは、この限りでな いて存する。ただし、地役権がその性質により 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、

(地役権の時効取得)

第二百八十三条 地役権は、継続的に行使され、 り、時効によって取得することができる。 かつ、外形上認識することができるものに限

よって地役権を取得したときは、他の共有者 第二百八十四条 土地の共有者の一人が時効に も、これを取得する。

2 生じない。 する各共有者に対してしなければ、その効力を4 共有者に対する時効の更新は、地役権を行使

3 る。 あっても、時効は、各共有者のために進行す は、その一人について時効の完成猶予の事由が 地役権を行使する共有者が数人ある場合に

(用水地役権)

第二百八十五条 とする。ただし、設定行為に別段の定めがある は、その各土地の需要に応じて、まずこれを生 要役地及び承役地の需要に比して不足するとき 以外の者の土地であって、要役地の便益に供さ ときは、この限りでない。 活用に供し、その残余を他の用途に供するもの れるものをいう。以下同じ。)において、水が 用水地役権の承役地(地役権者

永小

2 の水の使用を妨げてはならない。 定したときは、後の地役権者は、前の地役権者 同一の承役地について数個の用水地役権を設

第二百八十六条 設定行為又は設定後の契約によ 義務を負担したときは、承役地の所有者の特定 使のために工作物を設け、又はその修繕をするり、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行 (承役地の所有者の工作物の設置義務等)

第二百八十七条 承役地の所有者は、いつでも、 地役権者に移転し、これにより前条の義務を免 地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して 承継人も、その義務を負担する。 れることができる。

(承役地の所有者の工作物の使用)

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行 とができる。 に承役地の上に設けられた工作物を使用するこ 使を妨げない範囲内において、その行使のため

(承役地の時効取得による地役権の消滅) 存の費用を分担しなければならない。 益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保 前項の場合には、承役地の所有者は、その

第二百八十九条 承役地の占有者が取得時効に必 は、これによって消滅する。 要な要件を具備する占有をしたときは、地役権

第二百九十条 前条の規定による地役権の消滅時 効は、地役権者がその権利を行使することに よって中断する。

(地役権の消滅時効)

第二百九十一条 第百六十六条第二項に規定する 役権については最後の行使の時から起算し、継消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地 妨げる事実が生じた時から起算する。 続的に行使される地役権についてはその行使を

第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場 合において、その一人のために時効の完成猶予 は、他の共有者のためにも、その効力を生ず 又は更新があるときは、その完成猶予又は更新

第二百九十三条 地役権者がその権利の一部を行 使しないときは、その部分のみが時効によって 消滅する。

(共有の性質を有しない入会権)

第二百九十四条 共有の性質を有しない入会権に 規定を準用する。 ついては、各地方の慣習に従うほか、この 章

(留置権の内容) 第七章 留置権

第二百九十五条 他人の物の占有者は、その物に は、この限りでない。 きる。ただし、その債権が弁済期にないとき 弁済を受けるまで、その物を留置することがで 関して生じた債権を有するときは、その債権の

まった場合には、適用しない。 前項の規定は、占有が不法行為によって始

2

(留置権の不可分性)

第二百九十六条 留置権者は、債権の全部の弁済 を受けるまでは、留置物の全部についてその権 利を行使することができる。

(留置権者による果実の収取)

第二百九十七条 留置権者は、留置物から生ずる 自己の債権の弁済に充当することができる。 果実を収取し、他の債権者に先立って、これを

2 お残余があるときは元本に充当しなければなら 前項の果実は、まず債権の利息に充当し、な

(留置権者による留置物の保管等)

ができない。ただし、その物の保存に必要な使 置物を使用し、賃貸し、又は担保に供すること 意をもって、 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留 留置物を占有しなければならな 留置権者は、善良な管理者の注

用をすることは、この限りでない。 債務者は、留置権の消滅を請求することができ 留置権者が前二項の規定に違反したときは、

(留置権者による費用の償還請求)

第二百九十九条 留置権者は、留置物について必 せることができる。 要費を支出したときは、所有者にその償還をさ

合に限り、所有者の選択に従い、その支出した 還について相当の期限を許与することができ だし、裁判所は、所有者の請求により、その償 金額又は増価額を償還させることができる。た たときは、これによる価格の増加が現存する場 留置権者は、留置物について有益費を支出し 2

(留置権の行使と債権の消滅時効)

第三百条 行を妨げない。 留置権の行使は、債権の消滅時効の進

(雇用関係の先取特権)

(担保の供与による留置権の消滅)

第三百一条 置権の消滅を請求することができる。 (占有の喪失による留置権の消滅) 債務者は、相当の担保を供 留

第三百二条 留置権は、留置権者が留置物の占有 し、又は質権の目的としたときは、 百九十八条第二項の規定により留置物を賃貸 を失うことによって、消滅する。ただし、第一 この限りで 2

律の規定に従い、その債務者の財産について、 他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け 先取特権者は、この法律その他の法

第三百三条

(先取特権の内容)

第八章 先取特権 第一節

総則

第三百十一条 次に掲げる原因によって生じた債 先取特権を有する。 権を有する者は、債務者の特定の動産について

第三百四条 先取特権は、その目的物の売却、賃

る権利を有する

(物上代位)

貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき

2 きる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は 権の対価についても、前項と同様とする。 引渡しの前に差押えをしなければならない。 金銭その他の物に対しても、行使することがで 債務者が先取特権の目的物につき設定した物

(先取特権の不可分性)

第三百五条 第二百九十六条の規定は、 について準用する。 先取特権

第二節 第 一 款 光 一般の先取特権 先取特権の種類

を有する者は、債務者の総財産について先取特第三百六条 次に掲げる原因によって生じた債権 権を有する。 般の先取特権)

共益の費用

雇用関係

日用品の供給 葬式の費用

第三百七条 共益の費用の先取特権は、 (共益費用の先取特権)

る。 存、清算又は配当に関する費用について存在すの共同の利益のためにされた債務者の財産の保 各債権者

する。 かったものについては、先取特権は、その費用 前項の費用のうちすべての債権者に有益でな によって利益を受けた債権者に対してのみ存在

第三百八条 雇用関係の先取特権は、給料その他 じた債権について存在する。 債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生

ためにされた葬式の費用のうち相当な額につい第三百九条 葬式の費用の先取特権は、債務者の て存在する。 (葬式費用の先取特権)

親族のためにした葬式の費用のうち相当な額に前項の先取特権は、債務者がその扶養すべき (日用品供給の先取特権) ついても存在する。

第三百十条 日用品の供給の先取特権は、債務者 品、燃料及び電気の供給について存在する。用人の生活に必要な最後の六箇月間の飲食料 又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使 第二款 動産の先取特権

(動産の先取特権)

不動産の賃貸借

動産の保存 旅客又は荷物の運輸

動産の売買

桑葉を含む。以下同じ。)の供給、種苗又は肥料(蚕種又は蚕の飼養に供した 農業の労務

工業の労務

(不動産賃貸の先取特権)

第三百十二条 不動産の賃貸の先取特権は、その 借人の債務に関し、賃借人の動産について存在 不動産の賃料その他の賃貸借関係から生じた賃 する。

第三百十三条 土地の賃貸人の先取特権は、その(不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲) た動産、その土地の利用に供された動産及び賃土地又はその利用のための建物に備え付けられ 借人が占有するその土地の果実について存在す |第三百二十三条 農業の労務の先取特権は、その

2 物に備え付けた動産について存在する。 建物の賃貸人の先取特権は、賃借人がその建

第三百十四条 賃借権の譲渡又は転貸の場合に 第三百十五条 賃借人の財産のすべてを清算する に生じた損害の賠償債務についてのみ存在す 場合には、賃貸人の先取特権は、前期、当期及 金銭についても、同様とする。 動産にも及ぶ。譲渡人又は転貸人が受けるべき び次期の賃料その他の債務並びに前期及び当期 は、賃貸人の先取特権は、譲受人又は転借人の (不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲)

第三百十六条 賃貸人は、第六百二十二条の二第 は、その敷金で弁済を受けない債権の部分につ (旅館宿泊の先取特権) いてのみ先取特権を有する。 項に規定する敷金を受け取っている場合に

第三百十七条 旅館の宿泊の先取特権は、 館に在るその宿泊客の手荷物について存在す が負担すべき宿泊料及び飲食料に関し、その旅 宿泊客

第三百十八条 運輸の先取特権は、旅客又は荷物 (運輸の先取特権)

第三百十九条 第百九十二条から第百九十五条ま での規定は、 の運送賃及び付随の費用に関し、 する荷物について存在する。 による先取特権について準用する。 (即時取得の規定の準用) 第三百十二条から前条までの規定 運送人の占有

第三百二十条動産の保存の先取特権は、 保存のために要した費用又は動産に関する権利 の保存、承認若しくは実行のために要した費用 に関し、その動産について存在する。 動 産

第三百二十一条 動産の売買の先取特権は、 (動産売買の先取特権)

第三百二十二条 種苗又は肥料の供給の先取特権 の代価及びその利息に関し、 存在する。 (種苗又は肥料の供給の先取特権) その動産について

に供した桑葉の使用によって生じた物を含む。) 用いた土地から生じた果実(蚕種又は蚕の飼養 その種苗又は肥料を用いた後一年以内にこれを について存在する。 は、種苗又は肥料の代価及びその利息に関し、

し、その労務によって生じた果実について存在労務に従事する者の最後の一年間の賃金に関

(農業労務の先取特権)

第三百二十四条 工業の労務の先取特権は、その 労務に従事する者の最後の三箇月間の賃金に関 する。 (工業労務の先取特権) し、その労務によって生じた製作物について存

第三款 不動産の先取特権

在する。

(不動産の先取特権)

第三百二十五条 次に掲げる原因によって生じた 債権を有する者は、債務者の特定の不動産につ いて先取特権を有する。

不動産の工事 不動産の保存

不動産の売買

(不動産保存の先取特権)

第三百二十六条 不動産の保存の先取特権は、 する権利の保存、承認若しくは実行のために要 動産の保存のために要した費用又は不動産に関 した費用に関し、その不動産について存在す

(不動産工事の先取特権

第三百二十七条 不動産の工事の先取特権は、 産について存在する。 動産に関してした工事の費用に関し、 事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不 その不動

価額についてのみ存至する。 産の価格の増加が現存する場合に限り、その増産の価格の増加が現存する場合に限り、その増し、 前項の先取特権は、工事によって生じた不動し

(不動産売買の先取特権)

動産の代価及びその利息に関し、その不動産に第三百二十八条 不動産の売買の先取特権は、不 いて存在する。

第三節 先取特権の順位

(一般の先取特権の順位)

る場合には、その優先権の順位は、第三百六条 一般の先取特権が互いに競合す 権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権る場合には、特別の先取特権は、一般の先取特 各号に掲げる順序に従う。 その利益を受けたすべての債権者に対して 般の先取特権と特別の先取特権とが競合す

優先する効力を有する。 (動産の先取特権の順位)

いて数人の保存者があるときは、後の保存者がて、第二号に掲げる動産の保存の先取特権につ位は、次に掲げる順序に従う。この場合におい権が互いに競合する場合には、その優先権の順第三百三十条 同一の動産について特別の先取特 前の保存者に優先する。 3

不動産の賃貸、 旅館の宿泊及び運輸の先取

動産の保存の先取特権

きは、これらの者に対して優先権を行使するこ 三順位の先取特権者があることを知っていたと 前項の場合において、第一順位の先取特権者 労務及び工業の労務の先取特権 その債権取得の時において第二順位又は第 動産の売買、種苗又は肥料の供給、 農業の

3 従事する者に、第二の順位は種苗又は肥料の供果実に関しては、第一の順位は農業の労務に 物を保存した者に対しても、同様とする。 (不動産の先取特権の順位) 給者に、第三の順位は土地の賃貸人に属する。

とができない。第一順位の先取特権者のために

の順位は、第三百二十五条各号に掲げる順序に取特権が互いに競合する場合には、その優先権第三百三十一条 同一の不動産について特別の先

2 同一の不動産について売買が順次された場合 権の優先権の順位は、売買の前後による。 .は、売主相互間における不動産売買の先取特

順位の先取特権)

は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者第三百三十二条 同一の目的物について同一順位 2

(先取特権と第三取得者) 第四節 先取特権の効力

第三百三十三条 は、その動産について行使することができな \ \ \ である動産をその第三取得者に引き渡した後 先取特権は、債務者がその目的

(先取特権と動産質権との競合)

第三百三十四条 先取特権と動産質権とが競合す 定による第一順位の先取特権者と同一の権利を る場合には、 有する。 動産質権者は、第三百三十条の規

(一般の先取特権の効力)

第三百三十五条 のでなければ、不動産から弁済を受けることが 産以外の財産から弁済を受け、なお不足がある できない。 一般の先取特権者は、まず不動

2 を受けなければならない。 ず特別担保の目的とされていないものから弁済 般の先取特権者は、不動産については、 ま

先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動前三項の規定は、不動産以外の財産の代価に 取特権を行使することができない。 については、登記をした第三者に対してその先 加入をしたならば弁済を受けることができた額 配当に加入することを怠ったときは、その配当 一般の先取特権者は、前二項の規定に従って

産の代価に先立って特別担保の目的である不動 (一般の先取特権の対抗力) 産の代価を配当する場合には、適用しない。

|第三百三十六条 一般の先取特権は、不動産につ 権者に対抗することができる。ただし、登記を いて登記をしなくても、特別担保を有しない債 (不動産保存の先取特権の登記) した第三者に対しては、この限りでない。

第三百三十七条 不動産の保存の先取特権の効力 ちに登記をしなければならない。 を保存するためには、保存行為が完了した後直 (不動産工事の先取特権の登記)

第三百三十八条 不動産の工事の先取特権の効力 合において、工事の費用が予算額を超えるとき 用の予算額を登記しなければならない。この場 を保存するためには、工事を始める前にその費 は、先取特権は、その超過額については存在し

加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価さ せなければならない 工事によって生じた不動産の増価額は、 配当

(登記をした不動産保存又は不動産工事の先取

第三百三十九条 ができる た先取特権は、

第三百四十条 不動産の売買の先取特権の効力を の代価又はその利息の弁済がされていない旨を 保存するためには、売買契約と同時に、不動産

限り、抵当権に関する規定を準用する。 の節に定めるもののほか、その性質に反しない

第三百四十二条 質権者は、その債権の担保とし て債務者又は第三者から受け取った物を占有 し、かつ、その物について他の債権者に先立っ (質権の目的)

第三百四十三条 質権は、譲り渡すことができな て自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 い物をその目的とすることができない。

第三百四十四条 質権の設定は、債権者にその目 的物を引き渡すことによって、 る。 その効力を生ず

第三百四十五条 質権者は、質権設定者に、自己 に代わって質物の占有をさせることができな

(質権の被担保債権の範囲)

第三百四十六条 質権は、元本、利息、違約金、 の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた 質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務 段の定めがあるときは、この限りでない。 損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別 (質物の留置)

第三百四十七条 質権者は、前条に規定する債権 先権を有する債権者に対抗することができな の弁済を受けるまでは、質物を留置することが できる。ただし、この権利は、自己に対して優

(転質)

第三百四十八条 内において、 自己の責任で、 目己の責任で、質物について、転質権者は、その権利の存続期間

抵当権に先立って行使すること 前二条の規定に従って登記をし

(不動産売買の先取特権の登記)

登記しなければならない。 (抵当権に関する規定の準用)

第三百四十一条 先取特権の効力については、こ

(質権の内容) 第九章 質権 第一節 総則

(質権の設定)

(質権設定者による代理占有の禁止)

不可抗力によるものであっても、 質をしたことによって生じた損失については、 質をすることができる。この場合において、 その責任を負

第三百四十九条 質権設定者は、設定行為又は債 (契約による質物の処分の禁止)

務の弁済期前の契約において、

質権者に弁済と

第三百五十条 第二百九十六条から第三百条まで 及び第三百四条の規定は、質権について準用す 約することができない。 める方法によらないで質物を処分させることを して質物の所有権を取得させ、その他法律に定 (留置権及び先取特権の規定の準用)

(物上保証人の求償権)

第三百五十一条 他人の債務を担保するため質権 求償権を有する。 保証債務に関する規定に従い、債務者に対して の実行によって質物の所有権を失ったときは、 を設定した者は、その債務を弁済し、又は質権

第二節 動産質

(動産質の対抗要件)

第三百五十二条 動産質権者は、継続して質物を 抗することができない。 占有しなければ、その質権をもって第三者に対

(質物の占有の回復)

第三百五十三条 動産質権者は、質物の占有を奪 (動産質権の実行) その質物を回復することができる。 われたときは、占有回収の訴えによってのみ、

第三百五十四条 動産質権者は、その債権の弁済 ればならない。 じめ、その請求をする旨を債務者に通知しなけ る。この場合において、動産質権者は、あらか 済に充てることを裁判所に請求することができ り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁 を受けないときは、正当な理由がある場合に限

(動産質権の順位)

第三百五十五条 同一の動産について数個の質権 の前後による。 が設定されたときは、その質権の順位は、

第三節 不動産質

(不動産質権者による使用及び収益)

第三百五十六条 不動産質権者は、質権の目的で することができる。 ある不動産の用法に従い、 その使用及び収益を

第三百五十七条 不動産質権者は、管理の費用を 支払い、その他不動産に関する負担を負う。 (不動産質権者による利息の請求の禁止) (不動産質権者による管理の費用等の負担)

第三百五十八条 不動産質権者は、その債権の利 息を請求することができない。

(設定行為に別段の定めがある場合等)

第三百六十条 不動産質権の存続期間は、十年を 第三百五十九条 前三条の規定は、設定行為に別 超えることができない。設定行為でこれより長 あったときは、適用しない。 不動産収益執行をいう。以下同じ。)の開始が 段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行 (不動産質権の存続期間) (民事執行法第百八十条第二号に規定する担保

2 る。ただし、その存続期間は、更新の時から十 十年とする。 い期間を定めたときであっても、その期間は、 不動産質権の設定は、更新することができ

に定めるもののほか、その性質に反しない限第三百六十一条 不動産質権については、この節 年を超えることができない。 (抵当権の規定の準用) 次章(抵当権)の規定を準用する。

(権利質の目的等) 第四節 権利質

第三百六十二条 質権は、 ることができる。 財産権をその目的とす

のほか、その性質に反しない限り、前三節(総)前項の質権については、この節に定めるもの 動産質及び不動産質)の規定を準用する。

第三百六十三条 削除

(債権を目的とする質権の対抗要件)

第三百六十四条 債権を目的とする質権の設定 含む。)は、第四百六十七条の規定に従い、第 第三債務者その他の第三者に対抗することがで 債務者がこれを承諾しなければ、これをもって 三債務者にその質権の設定を通知し、又は第三 (現に発生していない債権を目的とするものを

第三百六十五条 削除

(質権者による債権の取立て等)

第三百六十六条 質権者は、質権の目的である債 権を直接に取り立てることができる。

を取り立てることができる。 債権の目的物が金銭であるときは、質権者 自己の債権額に対応する部分に限り、これ 2

3 ついて存在する。 る。この場合において、質権は、その供託金に その弁済をすべき金額を供託させることができ 前に到来したときは、質権者は、第三債務者に 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期

る。 は、弁済として受けた物について質権を有す 債権の目的物が金銭でないときは、質権者

第三百六十八条 削除 |第三百六十七条

第十章 抵当権

(抵当権の内容) 第一節 総則

2 |第三百六十九条 抵当権者は、債務者又は第三者 産について、他の債権者に先立って自己の債権 が占有を移転しないで債務の担保に供した不動 の弁済を受ける権利を有する。

ことができる。この場合においては、この章の 規定を準用する。 地上権及び永小作権も、抵当権の目的とする

2

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建 四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする ことができる場合は、この限りでない。 不動産」という。)に付加して一体となってい 物を除き、その目的である不動産(以下「抵当 ある場合及び債務者の行為について第四百二十 る物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めが

第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権に 抵当不動産の果実に及ぶ。 ついて不履行があったときは、その後に生じた

(留置権等の規定の準用)

第三百七十二条 第二百九十六条、第三百四条及 び第三百五十一条の規定は、抵当権について準

(抵当権の順位) 第二節 抵当権の効力

第三百七十三条 当権が設定されたときは、 は、登記の前後による。 れたときは、その抵当権の順位「同一の不動産について数個の抵

(抵当権の順位の変更)

第三百七十四条 抵当権の順位は、各抵当権者の 得なければならない。 合意によって変更することができる。ただし、 利害関係を有する者があるときは、その承諾を

しなければ、その効力を生じない 前項の規定による順位の変更は、その登記を

第三百七十五条 抵当権者は、利息その他の定期 を行使することができる。ただし、それ以前のなった最後の二年分についてのみ、その抵当権 金を請求する権利を有するときは、その満期と (抵当権の被担保債権の範囲)

ることを妨げない。 ときは、その登記の時からその抵当権を行使す 定期金についても、満期後に特別の登記をした

2 る場合におけるその最後の二年分についても適 用する。ただし、利息その他の定期金と通算し よって生じた損害の賠償を請求する権利を有す て二年分を超えることができない。 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行に

第三百七十六条 抵当権者は、その抵当権を他 債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他8三百七十六条 抵当権者は、その抵当権を他の る。 の順位を譲渡し、若しくは放棄することができ の債権者の利益のためにその抵当権若しくはそ (抵当権の処分)

利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記 にした付記の前後による。 にその抵当権の処分をしたときは、その処分の 前項の場合において、抵当権者が数人のため

(抵当権の処分の対抗要件)

第三百七十七条 前条の場合には、第四百六十七 ることができない。 抵当権設定者及びこれらの者の承継人に対抗す ければ、これをもって主たる債務者、保証人、 を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しな 条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分

2 の受益者に対抗することができない。 益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、 け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利 主たる債務者が前項の規定により通知を受 そ

地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求第三百七十八条 抵当不動産について所有権又は きは、抵当権は、その第三者のために消滅す に応じてその抵当権者にその代価を弁済したと

(抵当権消滅請求)

第三百七十九条 三百八十三条の定めるところにより、抵当権消 滅請求をすることができる。 抵当不動産の第三取得者は、 第

第三百八十条 主たる債務者、保証人及びこれら の者の承継人は、 できない 抵当権消滅請求をすることが

第三百八十一条 抵当不動産の停止条件付第三取 は、抵当権消滅請求をすることができない。 得者は、その停止条件の成否が未定である間 (抵当権消滅請求の時期)

第三百八十二条 抵当不動産の第三取得者は、 発生する前に、抵当権消滅請求をしなければな当権の実行としての競売による差押えの効力が

(抵当権消滅請求の手続)

第三百八十三条 抵当不動産の第三取得者は、 者に対し、次に掲げる書面を送付しなければな 当権消滅請求をするときは、登記をした各債権 抵

在及び代価その他取得者の負担を記載した書の氏名及び住所並びに抵当不動産の性質、所 面 取得の原因及び年月日、譲渡人及び取得者

効力を有する登記事項のすべてを証明したも一 抵当不動産に関する登記事項証明書(現に

三 債権者が二箇月以内に抵当権を実行して競 供託すべき旨を記載した書面 定した金額を債権の順位に従って弁済し又は三取得者が第一号に規定する代価又は特に指 売の申立てをしないときは、抵当不動産の第

(債権者のみなし承諾)

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号 動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に 金額を承諾したものとみなす。 記載したところにより提供した同号の代価又は に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不

を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競その債権者が前条各号に掲げる書面の送付 売の申立てをしないとき

一 その債権者が前号の申立てを取り下げたと き

三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り 第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八いて準用する同法第六十三条第三項若しくは く。)が確定したとき。 十三条第一項第五号の謄本が提出された場合 消す旨の決定(民事執行法第百八十八条にお における同条第二項の規定による決定を除

(競売の申立ての通知)

第三百八十五条 第三百八十三条各号に掲げる書 面の送付を受けた債権者は、 前条第一号の申立

抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければ てをするときは、同号の期間内に、債務者及び

(抵当権消滅請求の効果)

第三百八十六条 登記をしたすべての債権者が抵 したときは、抵当権は、消滅する。 の承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託 を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者がそ 当不動産の第三取得者の提供した代価又は金額 2

(抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の

第三百八十七条 登記をした賃貸借は、その登記 意をし、かつ、その同意の登記があるときは、 その同意をした抵当権者に対抗することができ 前に登記をした抵当権を有するすべての者が同

得なければならない。 の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を 権を目的とする権利を有する者その他抵当権者 抵当権者が前項の同意をするには、その抵当

(法定地上権)

第三百八十八条 土地及びその上に存する建物が す。この場合において、地代は、当事者の請求 物について、地上権が設定されたものとみな より所有者を異にするに至ったときは、その建 又は建物につき抵当権が設定され、その実行に により、裁判所が定める。 2

第三百八十九条 抵当権の設定後に抵当地に建物 ることができる。 その優先権は、土地の代価についてのみ行使す にその建物を競売することができる。ただし、 が築造されたときは、抵当権者は、土地ととも

(抵当地の上の建物の競売)

ることができる。

(抵当建物使用者の引渡しの猶予)

占有するについて抵当権者に対抗することがで きる権利を有する場合には、適用しない。 (抵当不動産の第三取得者による買受け) 前項の規定は、その建物の所有者が抵当地を

第三百九十条 抵当不動産の第三取得者は、その 競売において買受人となることができる。 (抵当不動産の第三取得者による費用の償還請 2

第三百九十一条 抵当不動産の第三取得者は、 受けることができる 産の代価から、他の債権者より先にその償還を ときは、第百九十六条の区別に従い、抵当不動 当不動産について必要費又は有益費を支出した 抵

第三百九十二条 債権者が同一の債権の担保とし (共同抵当における代価の配当)

の各不動産の価額に応じて、その債権の負担を いて、同時にその代価を配当すべきときは、そ て数個の不動産につき抵当権を有する場合にお

抵当権を行使することができる。 定に従い他の不動産の代価から弁済を受けるべ権者は、その弁済を受ける抵当権者が前項の規 産につき抵当権を有する場合において、ある不 き金額を限度として、その抵当権者に代位して とができる。この場合において、次順位の抵当 は、その代価から債権の全部の弁済を受けるこ 動産の代価のみを配当すべきときは、抵当権者 債権者が同一の債権の担保として数個の不動

(共同抵当における代位の付記登記)

第三百九十三条 前条第二項後段の規定により代 の登記にその代位を付記することができる。 位によって抵当権を行使する者は、その抵当権 (抵当不動産以外の財産からの弁済)

から弁済を受けない債権の部分についてのみ、第三百九十四条 抵当権者は、抵当不動産の代価 当権者に同項の規定による弁済を受けさせるた ない。この場合において、他の各債権者は、抵 め、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求す 他の財産の代価を配当すべき場合には、適用し 他の財産から弁済を受けることができる。 前項の規定は、抵当不動産の代価に先立って

2

第三百九十五条 抵当権者に対抗することができ 用又は収益をする者であって次に掲げるもの ない賃貸借により抵当権の目的である建物の使 受人に引き渡すことを要しない。 時から六箇月を経過するまでは、その建物を買 は、その建物の競売における買受人の買受けの (次項において「抵当建物使用者」という。) 競売手続の開始前から使用又は収益をする

又は収益をする者 が競売手続の開始後にした賃貸借により使用 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人

相当の期間内に履行がない場合には、 めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その 買受人が抵当建物使用者に対し相当の期間を定 同項の建物の使用をしたことの対価について、 前項の規定は、買受人の買受けの時より後に 適用しな

(抵当権の消滅時効) 第三節 抵当権の消滅

第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設 ければ、時効によって消滅しない。 定者に対しては、その担保する債権と同時でな (抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

第三百九十七条 債務者又は抵当権設定者でない を具備する占有をしたときは、抵当権は、これ 者が抵当不動産について取得時効に必要な要件 によって消滅する。

(抵当権の目的である地上権等の放棄)

第三百九十八条 地上権又は永小作権を抵当権の を放棄しても、これをもって抵当権者に対抗す 目的とした地上権者又は永小作人は、その権利 ることができない。

(根抵当権)

第三百九十八条の二 抵当権は、設定行為で定め 設定することができる。 債権を極度額の限度において担保するためにも るところにより、一定の範囲に属する不特定の

らない。 よって生ずるものに限定して、定めなければなるものその他債務者との一定の種類の取引に 債務者との特定の継続的取引契約によって生ず という。)の担保すべき不特定の債権の範囲は、 前項の規定による抵当権(以下「根抵当権

3 九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電 権又は電子記録債権(電子記録債権法(平成十て生ずる債権、手形上若しくは小切手上の請求 すべき債権とすることができる。 は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保 子記録債権をいう。次条第二項において同じ。)

第三百九十八条の三 根抵当権者は、確定した元 とができる。 度額を限度として、その根抵当権を行使するこ 本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行 によって生じた損害の賠償の全部について、極

2 取得したものについてのみ、その根抵当権を行 若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権を 使することができる。ただし、その後に取得し 根抵当権の担保すべき債権とした場合におい て、次に掲げる事由があったときは、その前に 債務者との取引によらないで取得する手形上

したものについては、これを行使することを妨

開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立

(根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変

第三百九十八条の四 元本の確定前においては、 ことができる。債務者の変更についても、 根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をする

前項の変更をするには、後順位の抵当権者そ

とみなす。 しなかったときは、その変更をしなかったもの 第一項の変更について元本の確定前に登記を

(根抵当権の極度額の変更)

根抵当権の極度額の変更

第三百九十八条の五

(根抵当権の被担保債権の範囲) 特定の原因に基づいて債務者との間に継続し

たものであっても、 その事由を知らないで取得 2

債務者の支払の停止

二 債務者についての破産手続開始、再生手続

三 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納 処分による差押え

の他の第三者の承諾を得ることを要しない。

第三百九十八条の六 根抵当権の担保すべき元本 は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、 することができない。 (根抵当権の元本確定期日の定め)

2 更することができる。 第三百九十八条の四第二項の規定は、

については、その確定すべき期日を定め又は変

場合について準用する。

から五年以内でなければならない。 第一項の期日は、これを定め又は変更した日

4 き元本は、その変更前の期日に確定する。 日より前に登記をしなかったときは、担保すべ (根抵当権の被担保債権の譲渡等) 第一項の期日の変更についてその変更前の 期

第三百九十八条の七 元本の確定前に根抵当権者 前に債務者のために又は債務者に代わって弁済抵当権を行使することができない。元本の確定 をした者も、同様とする。 から債権を取得した者は、その債権について根

の根抵当権を行使することができない。 は、根抵当権者は、引受人の債務について、 元本の確定前に債務の引受けがあったとき そ

する債務に移すことができない における債権者は、第四百七十二条の四第一項 の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負担 元本の確定前に免責的債務引受があった場合

あった場合における更改前の債権者は、第五百 定前に債務者の交替による更改があった場合に 更改後の債務に移すことができない。元本の確 十八条第一項の規定にかかわらず、根抵当権を ける債権者も、同様とする。 元本の確定前に債権者の交替による更改が

(根抵当権者又は債務者の相続)

第三百九十八条の八 元本の確定前に根抵当権者 続の開始後に取得する債権を担保する。 相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根 始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存 抵当権設定者との合意により定めた相続人が相 について相続が開始したときは、根抵当権は、 元本の確定前にその債務者について相続が開 3

との合意により定めた相続人が相続の開始後にする債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者 負担する債務を担保する。 第三百九十八条の四第二項の規定は、 前二項

の合意をする場合について準用する。

き元本は、相続開始の時に確定したものとみな 後六箇月以内に登記をしないときは、担保すべ 第一項及び第二項の合意について相続の開始 2

(根抵当権者又は債務者の合併)

第三百九十八条の九 元本の確定前に根抵当権者 取得する債権を担保する。 人又は合併によって設立された法人が合併後に 併の時に存する債権のほか、合併後存続する法 について合併があったときは、根抵当権は、合 2

を担保する。 よって設立された法人が合併後に負担する債務 債務のほか、合併後存続する法人又は合併に あったときは、根抵当権は、合併の時に存する 元本の確定前にその債務者について合併が

すべき元本は、合併の時に確定したものとみなが項の規定による請求があったときは、担保 だし、前項の場合において、その債務者が根抵すべき元本の確定を請求することができる。た 当権設定者であるときは、この限りでない。 前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保

が合併のあったことを知った日から二週間を経第三項の規定による請求は、根抵当権設定者 から一箇月を経過したときも、同様とする。 過したときは、することができない。合併の日 (根抵当権者又は債務者の会社分割)

第三百九十八条の十 を分割をする会社とする分割があったときは 元本の確定前に根抵当権者

分割により設立された会社又は当該分割をした の時に存する債務のほか、分割をした会社及び した会社が分割後に取得する債権を担保する。 る権利義務の全部又は一部を当該会社から承継 は当該分割をした会社がその事業に関して有す 割をした会社及び分割により設立された会社又 根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分 元本の確定前にその債務者を分割をする会社 2

2 とする分割があったときは、根抵当権は、分割 に負担する債務を担保する。 又は一部を当該会社から承継した会社が分割後 会社がその事業に関して有する権利義務の全部

の場合について準用する。 前条第三項から第五項までの規定は、 前 二項

(共同根抵当)

(根抵当権の処分)

第三百九十八条の十一 元本の確定前において 定による根抵当権の処分をすることができなは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規 することを妨げない。 い。ただし、その根抵当権を他の債権の担保と 根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規

書の場合において元本の確定前にした弁済につ いては、適用しない。 第三百七十七条第二項の規定は、前項ただし

(根抵当権の譲渡)

第三百九十八条の十二 元本の確定前において 権に分割して、その一方を前項の規定により譲 は、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得 て、その根抵当権を譲り渡すことができる。 根抵当権者は、その根抵当権を二個の根抵当

3 ければならない。 当権を目的とする権利を有する者の承諾を得な 前項の規定による譲渡をするには、その根抵

当権について消滅する。

り渡すことができる。この場合において、その

根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵

(根抵当権の一部譲渡)

第三百九十八条の十三 元本の確定前において じ。)をすることができる。 で譲り渡すことをいう。以下この節において同 と根抵当権を共有するため、これを分割しない は、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得 て、その根抵当権の一部譲渡(譲渡人が譲受人

(根抵当権の共有)

第三百九十八条の十四 根抵当権の共有者は、そ る。ただし、元本の確定前に、これと異なる割 れぞれその債権額の割合に応じて弁済を受け 合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済

を受けるべきことを定めたときは、その定めに

その権利を譲り渡すことができる。 て、第三百九十八条の十二第一項の規定により (抵当権の順位の譲渡又は放棄と根抵当権の譲 根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得

第三百九十八条の十五 抵当権の順位の譲渡又は 順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。 渡又は一部譲渡をしたときは、譲受人は、その放棄を受けた根抵当権者が、その根抵当権の譲 渡又は一部譲渡)

第三百九十八条の十六第三百九十二条及び第三 不動産につき根抵当権が設定された旨の登記を の設定と同時に同一の債権の担保として数個の 百九十三条の規定は、根抵当権については、そ した場合に限り、適用する。 (共同根抵当の変更等)

第三百九十八条の十七 前条の登記がされている 渡は、その根抵当権が設定されているすべてのくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲 不動産について登記をしなければ、その効力を 根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若し 生じない。

2 き事由が生じた場合においても、確定する。 き元本は、一個の不動産についてのみ確定すべ (累積根抵当) 前条の登記がされている根抵当権の担保すべ

第三百九十八条の十八 数個の不動産につき根抵 合を除き、各不動産の代価について、各極度額 当権を有する者は、第三百九十八条の十六の場 に至るまで優先権を行使することができる。 (根抵当権の元本の確定請求)

2 第三百九十八条の十九 根抵当権設定者は、根抵 する。 求の時から二週間を経過することによって確定 この場合において、担保すべき元本は、その請 保すべき元本の確定を請求することができる。 当権の設定の時から三年を経過したときは、担 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の

確定を請求することができる。この場合におい て、担保すべき元本は、その請求の時に確定す 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべ

3 き期日の定めがあるときは、適用しない (根抵当権の元本の確定事由)

第三百九十八条の二十 次に掲げる場合には、 抵当権の担保すべき元本は、 確定する。 根

> 押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若 押えがあったときに限る。 において準用する第三百四条の規定による差 くは担保不動産収益執行又は第三百七十二条 しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差 根抵当権者が抵当不動産について競売若し

一 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分 による差押えをしたとき

とを知った時から二週間を経過したとき。 の開始又は滞納処分による差押えがあったこ 根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続

四 債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始 の決定を受けたとき。

2 権利を取得した者があるときは、この限りでな ものとしてその根抵当権又はこれを目的とする かったものとみなす。ただし、元本が確定した 消滅したときは、担保すべき元本は、確定しな 又は同項第四号の破産手続開始の決定の効力が 前項第三号の競売手続の開始若しくは差押え

(根抵当権の極度額の減額請求)

第三百九十八条の二十一 求することができる 損害賠償の額とを加えた額に減額することを請 き利息その他の定期金及び債務の不履行による を、現に存する債務の額と以後二年間に生ずべ は、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額 元本の確定後にお

2 抵当権の極度額の減額については、前項の規定 てすれば足りる。 による請求は、そのうちの一個の不動産につ 第三百九十八条の十六の登記がされている根

(根抵当権の消滅請求)

第三百九十八条の二十二 元本の確定後にお は、弁済の効力を有する。 る。この場合において、その払渡し又は供 ることができる賃借権を取得した第三者は、そ 権、地上権、永小作権若しくは第三者に対抗す 当権を設定した者又は抵当不動産について所有 るときは、他人の債務を担保するためその根 現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超え の極度額に相当する金額を払い渡し又は供託し て、その根抵当権の消滅請求をすることができ

2 求があったときは、消滅する。 抵当権は、一個の不動産について前項の消滅請 第三百九十八条の十六の登記がされている根

3 第一項の消滅請求について準用する 第三百八十条及び第三百八十一条の規定は、

第三編 第一章 債権 総則

第一節 債権の目

(債権の目的)

第三百九十九条 ができる。 できないものであっても、 債権は、金銭に見積もることが その目的とすること

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

第四百条 債権の目的が特定物の引渡しであると 第四百一条 きは、債務者は、中等の品質を有する物を給付 思によってその品質を定めることができないと 場合において、法律行為の性質又は当事者の意2四百一条 債権の目的物を種類のみで指定した しなければならない。 て、その物を保存しなければならない。 に照らして定まる善良な管理者の注意をもっ その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念 きは、債務者は、その引渡しをするまで、契約

後その物を債権の目的物とする。 を得てその給付すべき物を指定したときは、以るのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意 前項の場合において、債務者が物の給付をす

(金銭債権)

第四百二条 貨の給付を債権の目的としたときは、この限りをすることができる。ただし、特定の種類の通 債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済 債権の目的物が金銭であるときは、 2

目的とした場合について準用する。 者は、他の通貨で弁済をしなければならない。 期に強制通用の効力を失っているときは、債務 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の

第四百三条 外国の通貨で債権額を指定したとき 日本の通貨で弁済をすることができる。 債務者は、履行地における為替相場によ

意思表示がないときは、その利率は、その利息の 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の が生じた最初の時点における法定利率による。 法定利率は、年三パーセントとする。

省令で定めるところにより、三年を一期とし、 期ごとに、次項の規定により変動するものと 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務

4 各期における法定利率は、この項の規定によ 法定利率に変動があった期のうち直近のもの

> 減算した割合とする。 を直近変動期における法定利率に加算し、 満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 差に相当する割合(その割合に一パーセント未 (以下この項において「直近変動期」という。) おける基準割合と当期における基準割合との 又は

5 をいう。)の合計を六十で除して計算した割合が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均 各月における短期貸付けの平均利率(当該各月 るときは、これを切り捨てる。) として法務大 において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間 の六年前の年の一月から前々年の十二月までの で定めるところにより、各期の初日の属する年 (その割合に○・一パーセント未満の端数があ 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令

(利息の元本への組入れ)

合において、債権者が催告をしても、債務者が 第四百五条 利息の支払が一年分以上延滞した場 を元本に組み入れることができる。 その利息を支払わないときは、債権者は、これ

(選択債権における選択権の帰属)

第四百六条 債権の目的が数個の給付の中から選 択によって定まるときは、その選択権は、 債務

(選択権の行使)

第四百七条 前条の選択権は、相手方に対する意 思表示によって行使する。

ば、撤回することができない。 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なけれ

(選択権の移転)

第四百八条 債権が弁済期にある場合において、 ないときは、その選択権は、相手方に移転す 相手方から相当の期間を定めて催告をしても、 る。 選択権を有する当事者がその期間内に選択をし

(第三者の選択権)

2 第四百九条 第三者が選択をすべき場合には、 をすることができず、又は選択をする意思を有 の選択は、債権者又は債務者に対する意思表示 しないときは、選択権は、債務者に移転する。 によってする。 前項に規定する場合において、第三者が選択 そ

| 第四百十条 債権の目的である給付の中に不能の は、 有する者の過失によるものであるときは、債権 ものがある場合において、その不能が選択権を (不能による選択債権の特定) その残存するものについて存在する。

第二節

臣が告示するものをいう。 3

者に属する。 2

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けること 引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同 きは、債務者は、履行の提供をした時からその 一の注意をもって、その物を保存すれば足り を拒み、又は受けることができない場合におい て、その債務の目的が特定物の引渡しであると

2 行の費用が増加したときは、その増加額は、 は受けることができないことによって、その履 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又 債

(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責

第四百十三条の二 債務者がその債務について遅 帰することができない事由によってその債務の 滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに

第四百十一条 選択は、債権の発生の時にさかの 利を害することはできない。 ぼってその効力を生ずる。ただし、 (選択の効力) 債権の効力

(履行期と履行遅滞) 第一款 債務不履行の責任等

第四百十二条 債務の履行について確定期限があ ら遅滞の責任を負う。 るときは、債務者は、その期限の到来した時か

2 債務の履行について不確定期限があるとき 知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負請求を受けた時又はその期限の到来したことを は、債務者は、その期限の到来した後に履行の

の責任を負う。 は、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞 債務の履行について期限を定めなかったとき

2

第四百十二条の二 債務の履行が契約その他の債 不能であるときは、債権者は、その債務の履行 務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして (履行不能)

償を請求することを妨げない。 によりその履行の不能によって生じた損害の賠時に不能であったことは、第四百十五条の規定 を請求することができない。 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の

(受領遅滞)

権者の負担とする。

は、債務者の責めに帰すべき事由によるものと 履行が不能となったときは、その履行の不能 みなす

権者の責めに帰すべき事由によるものとみな が不能となったときは、その履行の不能は、債 ることができない事由によってその債務の履行 提供があった時以後に当事者双方の責めに帰す は受けることができない場合において、履行 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又

(履行の強制)

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしな の限りでない。 だし、債務の性質がこれを許さないときは、 だし、債務の性質がこれを許さないときは、こ行の強制を裁判所に請求することができる。た 行の手続に関する法令の規定に従い、直接強 制、代替執行、間接強制その他の方法による履 いときは、 債権者は、民事執行法その他強制執

(債務不履行による損害賠償) 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った は、この限りでない。 取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰 務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び 賠償を請求することができる。ただし、その債 ときは、債権者は、これによって生じた損害の 履行をしないとき又は債務の履行が不能である することができない事由によるものであるとき

2 ときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求を ができる場合において、債権者は、次に掲げる することができる。 前項の規定により損害賠償の請求をすること

債務の履行が不能であるとき。

明確に表示したとき。 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を

三 債務が契約によって生じたものである場合 (損害賠償の範囲) 不履行による契約の解除権が発生したとき。 において、その契約が解除され、又は債務の

第四百十六条 債務の不履行に対する損害賠償の をさせることをその目的とする。 請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償

2 は、債権者は、その賠償を請求することができ 当事者がその事情を予見すべきであったとき 特別の事情によって生じた損害であっても、

(損害賠償の方法)

第四百十七条 いときは、 金銭をもってその額を定める。 損害賠償は、 別段の意思表示がな

(中間利息の控除)

第四百十七条の二 将来において取得すべき利益 じた時点における法定利率により、これをす を控除するときは、その損害賠償の請求権が生 て、その利益を取得すべき時までの利息相当額 についての損害賠償の額を定める場合におい

賠償の額を定める場合において、その費用を負 担すべき時までの利息相当額を控除するとき (過失相殺) 将来において負担すべき費用についての損害 前項と同様とする。

第四百十八条 債務の不履行又はこれによる損害 害賠償の責任及びその額を定める。 あったときは、裁判所は、これを考慮して、損 の発生若しくは拡大に関して債権者に過失が (金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不 利率を超えるときは、約定利率による。 履行については、その損害賠償の額は、債務者 利率によって定める。ただし、約定利率が法定 が遅滞の責任を負った最初の時点における法定

3 の証明をすることを要しない。 前項の損害賠償については、債権者は、 損害

可抗力をもって抗弁とすることができない。 (賠償額の予定) 第一項の損害賠償については、債務者は、 不

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について 損害賠償の額を予定することができる。 使を妨げない。 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行

違約金は、賠償額の予定と推定する。

3

第四百二十一条 前条の規定は、当事者が金銭で た場合について準用する。 ないものを損害の賠償に充てるべき旨を予定し (損害賠償による代位)

第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行 第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、そ 支払を受けたときは、債務者は、その物又は権 利について当然に債権者に代位する。 の債権の目的である物又は権利の価額の全部の (代償請求権)

の訴訟告知)

(被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合

いて、債務者に対し、その権利の移転又はそのは、債権者は、その受けた損害の額の限度にお 利益の償還を請求することができる 的物の代償である権利又は利益を取得したとき が不能となったのと同一の原因により債務の目

> (債権者代位権の要件) 債権者代位権

|第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全す ができる。ただし、債務者の一身に専属する権 るため必要があるときは、債務者に属する権利 利及び差押えを禁じられた権利は、この限りで (以下「被代位権利」という。)を行使すること

だし、保存行為は、この限りでない。 は、被代位権利を行使することができない。た 債権者は、その債権の期限が到来しない間

2

利を行使することができない。 ることのできないものであるときは、 (代位行使の範囲) 債権者は、その債権が強制執行により実現す 被代位権

第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利を行 のみ、被代位権利を行使することができる。 であるときは、自己の債権の額の限度において 使する場合において、被代位権利の目的が可分 (債権者への支払又は引渡し) 3 2

第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行 場合において、相手方が債権者に対してその支 使する場合において、被代位権利が金銭の支払 れによって消滅する。 払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、こ は、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己 又は動産の引渡しを目的とするものであるとき に対してすることを求めることができる。この

(相手方の抗弁)

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行使 ることができる抗弁をもって、債権者に対抗す したときは、相手方は、債務者に対して主張す ることができる。

|第四百二十三条の五||債権者が被代位権利を行使 をすることを妨げられない。 も、被代位権利について、債務者に対して履行 妨げられない。この場合においては、相手方 した場合であっても、債務者は、被代位権利に (債務者の取立てその他の処分の権限等) ついて、自ら取立てその他の処分をすることを

第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利の行 務者に対し、訴訟告知をしなければならない。使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債 者代位権) (登記又は登録の請求権を保全するための債権

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ 権利の得喪及び変更を第三者に対抗することが

> 第三者に対して有する登記手続又は登録手続を できない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が 合においては、前三条の規定を準用する。 は、その権利を行使することができる。この場 、べきことを請求する権利を行使しないとき

第一目 詐害行為取消権の要件

第四百二十四条 債権者は、債務者が債権者を害 限りでない。 よって利益を受けた者(以下この款において 権者を害することを知らなかったときは、この 「受益者」という。)がその行為の時において債 請求することができる。ただし、その行為に することを知ってした行為の取消しを裁判所に (詐害行為取消請求) 2

ついては、適用しない。 前項の規定は、財産権を目的としない行為に

取消請求」という。)をすることができる。限り、同項の規定による請求(以下「詐害行為 の前の原因に基づいて生じたものである場合に 債権者は、その債権が第一項に規定する行為

4 取消請求をすることができない。 ることのできないものであるときは、詐害行為 債権者は、その債権が強制執行により実現す

をすることができる。

それを現に生じさせるものであること。

等の処分をする意思を有していたことを知 処分をする意思を有していたこと。

第四百二十四条の三 債務者がした既存の債務に ついての担保の供与又は債務の消滅に関する行 (特定の債権者に対する担保の供与等の特則) ていたこと。

> れにも該当する場合に限り、 をすることができる。

第一号において同じ。) の時に行われたも に弁済することができない状態をいう。 弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的 が、支払能力を欠くために、その債務のうち その行為が、債務者が支払不能(債務者 次項

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して

にかかわらず、その行為について、詐害行為取 れにも該当するときは、債権者は、同項の規定 のである場合において、次に掲げる要件のいず ず、又はその時期が債務者の義務に属しないも 消請求をすることができる。 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せ

第四百二十四条の二 債務者が、その有する財産 に限り、その行為について、詐害行為取消請求 は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合 ら相当の対価を取得しているときは、債権者 を処分する行為をした場合において、受益者か (相当の対価を得てした財産の処分行為の特則)

得した金銭その他の財産について、隠匿等の二 債務者が、その行為の当時、対価として取 おいて「隠匿等の処分」という。)をするお 権者を害することとなる処分(以下この条に 債務者において隠匿、無償の供与その他の債 の当該処分による財産の種類の変更により、 その行為が、不動産の金銭への換価その他

三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿

為について、債権者は、 次に掲げる要件のいず

であること。

他の債権者を害する意図をもって行われたも のであること。

十日以内に行われたものであること。 その行為が、債務者が支払不能になる前三

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して のであること。

(過大な代物弁済等の特則)

第四百二十四条の四 債務者がした債務の消滅に 額がその行為によって消滅した債務の額より過 関する行為であって、受益者の受けた給付の 行為取消請求をすることができる。 額に相当する部分以外の部分については、 大であるものについて、第四百二十四条に規定 する要件に該当するときは、債権者は、前条第 項の規定にかかわらず、その消滅した債務の

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して きる。 ぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者 るときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それ 詐害行為取消請求をすることができる場合にお に対しても、詐害行為取消請求をすることがで いて、受益者に移転した財産を転得した者があ

場合 その転得者が、転得の当時、債務者が した行為が債権者を害することを知っていた その転得者が受益者から転得した者である

二 その転得者が他の転得者から転得した者で 全ての転得者が、それぞれの転得の当時、 ある場合 その転得者及びその前に転得した 債

務者がした行為が債権者を害することを知っ ていたとき。

第二目 詐害行為取消権の行使の方

(財産の返還又は価額の償還の請求)

第四百二十四条の六 詐害行為取消請求において、債務者がした行為 ることができる。 るときは、債権者は、その価額の償還を請求す 受益者がその財産の返還をすることが困難であ 移転した財産の返還を請求することができる。 の取消しとともに、その行為によって受益者に 債権者は、受益者に対する

償還を請求することができる。 とが困難であるときは、債権者は、 とができる。転得者がその財産の返還をするこ に、転得者が転得した財産の返還を請求するこ において、債務者がした行為の取消しととも (被告及び訴訟告知) 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求 その価額の

第四百二十四条の七 それぞれ当該各号に定める者を被告とする。 えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴 詐害行為取消請求に係る訴

え その詐害行為取消請求の相手方である転 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴

告知をしなければならない。 起したときは、遅滞なく、債務者に対し、 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提 訴訟

(詐害行為の取消しの範囲)

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請 的が可分であるときは、自己の債権の額の限度 とができる。 においてのみ、その行為の取消しを請求するこ 求をする場合において、債務者がした行為の目

場合についても、前項と同様とする。 第二項後段の規定により価額の償還を請求する 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は

(債権者への支払又は引渡し)

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条 対してその引渡しを、自己に対してすることを 益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に は動産の引渡しを求めるものであるときは、受 場合において、その返還の請求が金銭の支払又 益者又は転得者に対して財産の返還を請求する の六第一項前段又は第二項前段の規定により受

引渡しをしたときは、債務者に対してその支払 求めることができる。この場合において、受益 又は引渡しをすることを要しない。 者又は転得者は、債権者に対してその支払又は

2 項と同様とする。 第二項後段の規定により受益者又は転得者に対 して価額の償還を請求する場合についても、 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は 前

第三目 詐害行為取消権の行使の効

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確 定判決は、債務者及びその全ての債権者に対 てもその効力を有する。

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に 受益者は、その価額の償還を請求することがで 対給付の返還をすることが困難であるときは、 返還を請求することができる。債務者がその反 関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。) が取り消されたときは、受益者は、債務者に対 し、その財産を取得するためにした反対給付の

(受益者の債権の回復)

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に において、受益者が債務者から受けた給付を返 条の四の規定により取り消された場合を除く。) 復する。 の債務者に対する債権は、これによって原状に 還し、又はその価額を償還したときは、受益者 関する行為が取り消された場合(第四百二十四

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

(不可分債務)

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者 分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行 に対する詐害行為取消請求によって取り消され 消滅した債権の価額を限度とする。 の前者から財産を取得するためにした反対給付 使することができる。ただし、その転得者がそ 又はその前者から財産を取得することによって たときは、その転得者は、次の各号に掲げる区

に対する反対給付の返還請求権又はその価額ば同条の規定により生ずべき受益者の債務者 害行為取消請求によって取り消されたとすれ の償還請求権 消された場合 その行為が受益者に対する詐 第四百二十五条の二に規定する行為が取り

> すれば前条の規定により回復すべき受益者の る詐害行為取消請求によって取り消されたと れた場合を除く。) その行為が受益者に対す 債務者に対する債権 (第四百二十四条の四の規定により取り消さ 前条に規定する行為が取り消された場合

第四目 詐害行為取消権の期間の制

第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴え したときは、提起することができない。行為の をしたことを債権者が知った時から二年を経過 債務者が債権者を害することを知って行為

(分割債権及び分割債務)

第四百二十七条 数人の債権者又は債務者がある 各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合 場合において、別段の意思表示がないときは、 で権利を有し、又は義務を負う。

第四百二十八条 次款 (連帯債権) の規定 (第四 において、数人の債権者があるときについて準は、債権の目的がその性質上不可分である場合 百三十三条及び第四百三十五条の規定を除く。)

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者と 分与されるべき利益を債務者に償還しなければ一人の不可分債権者がその権利を失わなければすることができる。この場合においては、その他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求 の間に更改又は免除があった場合においても、 ならない。

第四百三十条 第四款(連帯債務)の規定(第四 務者があるときについて準用する。 の性質上不可分である場合において、数人の債 百四十条の規定を除く。)は、債務の目的がそ

第四百三十一条 不可分債権が可分債権となった 債務が可分債務となったときは、各債務者はそ ときは、各債権者は自己が権利を有する部分に の負担部分についてのみ履行の責任を負う。 ついてのみ履行を請求することができ、不可分

第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分で ある場合において、 法令の規定又は当事者の意

?から十年を経過したときも、同様とする。

第三節 多数当事者の債権及び債務 第一款 総則

第二款 不可分債権及び不可分債務

(不可分債権)

(不可分債権者の一人との間の更改又は免除) 用する。

(可分債権又は可分債務への変更)

(連帯債権者による履行の請求等) 第三款 連帯債権

は、全ての債権者のために各債権者に対して履 又は一部の履行を請求することができ、債務者 きは、各債権者は、全ての債権者のために全部 思表示によって数人が連帯して債権を有すると 行をすることができる。

(連帯債権者の一人との間の更改又は免除)

第四百三十三条 連帯債権者の一人と債務者との 利益に係る部分については、他の連帯債権者 権者がその権利を失わなければ分与されるべき 間に更改又は免除があったときは、その連帯債 は、履行を請求することができない。 (連帯債権者の一人との間の相殺)

第四百三十五条 連帯債権者の一人と債務者との 第四百三十四条 たものとみなす。 間に混同があったときは、債務者は、 債権者に対しても、その効力を生ずる。 相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯 して債権を有する場合において、その債務者が (連帯債権者の一人との間の混同) 債務者が連帯債権者の一人に対 弁済をし

第四百三十五条の二 第四百三十二条から前条ま を表示したときは、当該他の連帯債権者に対す 他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思 債権者に対してその効力を生じない。ただし、 行為又は一人について生じた事由は、他の連帯 でに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の る効力は、その意思に従う。 (相対的効力の原則)

第四款 連帯債務

(連帯債務者に対する履行の請求)

第四百三十六条 債務の目的がその性質上可分で ある場合において、法令の規定又は当事者の意 者に対し、全部又は一部の履行を請求すること ときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対 思表示によって数人が連帯して債務を負担する ができる。 し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務

等) (連帯債務者の一人についての法律行為の無効

第四百三十七条 連帯債務者の一人について法律 連帯債務者の債務は、 行為の無効又は取消しの原因があっても、 その効力を妨げられ 他の

(連帯債務者の一人との間の更改)

第四百三十八条 連帯債務者の一人と債権者との 債務者の利益のために消滅する。 間に更改があったときは、債権は、 全ての連帯

第四百三十九条 連帯債務者の一人が債権者に対 者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連して債権を有する場合において、その連帯債務 帯債務者の利益のために消滅する。 (連帯債務者の一人による相殺等)

債務の履行を拒むことができる。 しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度 (連帯債務者の一人との間の混同) 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用 他の連帯債務者は、債権者に対して

済をしたものとみなす。 (相対的効力の原則)

に混同があったときは、その連帯債務者は、弁第四百四十条 連帯債務者の一人と債権者との間

に混同があったときは、その連帯債務者は、

第四百四十一条 第四百三十八条、第四百三十九 債務者に対してその効力を生じない。ただし、 条第一項及び前条に規定する場合を除き、連帯 る効力は、その意思に従う。 を表示したときは、当該他の連帯債務者に対す 債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思 債務者の一人について生じた事由は、他の連帯 2 3

(連帯債務者間の求償権)

第四百四十二条 連帯債務者の一人が弁済をし、 責を得た額)のうち各自の負担部分に応じた額 の求償権を有する。 免責を得た額を超える場合にあっては、その免 めに支出した財産の額(その財産の額が共同の ず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るた 自己の負担部分を超えるかどうかにかかわら きは、その連帯債務者は、その免責を得た額が その他自己の財産をもって共同の免責を得たと

なかった費用その他の損害の賠償を包含する。 あった日以後の法定利息及び避けることができ (通知を怠った連帯債務者の求償の制限) 前項の規定による求償は、弁済その他免責が

第四百四十三条 他の連帯債務者があることを知 りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得 すべきであった債務の履行を請求することがで 帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅 責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連 きる。この場合において、相殺をもってその免 その免責を得た連帯債務者に対抗することがで は、その負担部分について、その事由をもって 対抗することができる事由を有していたとき た場合において、他の連帯債務者は、債権者に し、その他自己の財産をもって共同の免責を得 ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済を 3 | 2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を 2 生じない。

2 為を有効であったものとみなすことができる。 連帯債務者に通知することを怠ったため、他の 免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があ 該他の連帯債務者は、その免責を得るための行 もって免責を得るための行為をしたときは、当 連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産を (償還をする資力のない者の負担部分の分担) ることを知りながらその免責を得たことを他の 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の

第四百四十四条 連帯債務者の中に償還をする資 者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負ができない部分は、求償者及び他の資力のある 力のない者があるときは、その償還をすること

者であるときは、その償還をすることができな の資力のある者がいずれも負担部分を有しない で、等しい割合で分割して負担する。 い部分は、求償者及び他の資力のある者の間 前項に規定する場合において、求償者及び他

ることができない。 ときは、他の連帯債務者に対して分担を請求す とができないことについて求償者に過失がある 前二項の規定にかかわらず、償還を受けるこ

第四百四十五条 連帯債務者の一人に対して債務 者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四 時効が完成した場合においても、他の連帯債務 の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために る。 十二条第一項の求償権を行使することができ (連帯債務者の一人との間の免除等と求償権) 3

第五款 保証債務

(保証人の責任等) 第一目

|第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその 債務を履行しないときに、その履行をする責任 を負う。

の限りでない。

(検索の抗弁)

用する。 よってされたものとみなして、前項の規定を適 よってされたときは、その保証契約は、書面に 保証契約がその内容を記録した電磁的記録に

(保証債務の範囲)

|第四百四十七条 保証債務は、主たる債務に関す たるすべてのものを包含する。 る利息、違約金、損害賠償その他その債務に従

金又は損害賠償の額を約定することができる。 保証人は、その保証債務についてのみ、違約

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は を主たる債務の限度に減縮する。 態様において主たる債務より重いときは、これ (保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)

後に加重されたときであっても、保証人の負担2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結 は加重されない。

第四百四十九条 行為能力の制限によって取り消 の時においてその取消しの原因を知っていたとすことができる債務を保証した者は、保証契約 (取り消すことができる債務の保証)

きは、主たる債務の不履行の場合又はその債務 する独立の債務を負担したものと推定する。 の取消しの場合においてこれと同一の目的を有 (保証人の要件)

第四百五十条 債務者が保証人を立てる義務を負 具備する者でなければならない。 う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を

行為能力者であること。

2 求することができる。 件を具備する者をもってこれに代えることを請 至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに 弁済をする資力を有すること。 3

場合には、適用しない 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した

(他の担保の供与)

第四百五十一条 債務者は、前条第一項各号に掲 げる要件を具備する保証人を立てることができ

第四百五十二条 債権者が保証人に債務の履行を けたとき、又はその行方が知れないときは、こだし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受 ないときは、他の担保を供してこれに代えるこ に催告をすべき旨を請求することができる。た 請求したときは、保証人は、まず主たる債務者 とができる。 (催告の抗弁)

第四百五十三条 主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、る債務者に催告をした後であっても、保証人がR四百五十三条 債権者が前条の規定に従い主た 者は、まず主たる債務者の財産について執行を 執行が容易であることを証明したときは、債権 しなければならない。

第四百五十四条 保証人は、主たる債務者と連帯 して債務を負担したときは、前二条の権利を有 (連帯保証の場合の特則)

第四百五十五条 第四百五十二条又は第四百五十 (催告の抗弁及び検索の抗弁の効果)

とができた限度において、その義務を免れる。 ることを怠ったために主たる債務者から全部の 三条の規定により保証人の請求又は証明があっ (数人の保証人がある場合) 者が直ちに催告又は執行をすれば弁済を得るこ 弁済を得られなかったときは、保証人は、 たにもかかわらず、債権者が催告又は執行をす 債権

第四百五十六条 数人の保証人がある場合には、 それらの保証人が各別の行為により債務を負担 適用する。 したときであっても、第四百二十七条の規定を

(主たる債務者について生じた事由の効力)

第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の は、保証人に対しても、その効力を生ずる。 求その他の事由による時効の完成猶予及び更新 保証人は、主たる債務者が主張することがで

きる抗弁をもって債権者に対抗することができ

べき限度において、保証人は、債権者に対して 行使によって主たる債務者がその債務を免れる 権又は解除権を有するときは、これらの権利 債務の履行を拒むことができる。 (連帯保証人について生じた事由の効力) 主たる債務者が債権者に対して相殺権、 0

第四百五十八条 第四百三十八条、第四百三十九 条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の る保証人について生じた事由について準用す 規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担す

(主たる債務の履行状況に関する情報の提供

第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の ればならない。 来しているものの額に関する情報を提供しなけ 無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到 債務に従たる全てのものについての不履行の し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債請求があったときは、債権者は、保証人に対 託を受けて保証をした場合において、保証人の 務に関する利息、違約金、損害賠償その他その 有

おける情報の提供義務) (主たる債務者が期限の利益を喪失した場合に

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益 を有する場合において、その利益を喪失したと きは、債権者は、 保証人に対し、 その利益の喪

しなければならない。 失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知 前項の期間内に同項の通知をしなかったとき

に係る保証債務の履行を請求することができな 失しなかったとしても生ずべきものを除く。) するまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪 期限の利益を喪失した時から同項の通知を現に 債権者は、保証人に対し、主たる債務者が

前二項の規定は、 適用しない。 保証人が法人である場合に

(委託を受けた保証人の求償権)

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を 債務者に対し、そのために支出した財産の額 消滅した主たる債務の額を超える場合にあって (その財産の額がその債務の消滅行為によって いう。)をしたときは、その保証人は、主たる を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」と に代わって弁済その他自己の財産をもって債務 受けて保証をした場合において、主たる債務者 その消滅した額)の求償権を有する。 2

2 第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合 (委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をし について準用する。 2

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委 が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有し権を有する。この場合において、主たる債務者 託を受けて保証をした場合において、主たる債 た債務の履行を請求することができる。 者に対し、その相殺によって消滅すべきであっ ていたことを主張するときは、保証人は、債権 務者がその当時利益を受けた限度において求償 その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債 務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、 3

かった費用その他の損害の賠償を包含する。 消滅行為をしたとしても避けることができな 期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後

第四百六十条 保証人は、主たる債務者の委託を きは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求 受けて保証をした場合において、次に掲げると でなければ、これを行使することができない。 (委託を受けた保証人の事前の求償権)

償権を行使することができる。 入しないとき 主たる債務者が破産手続開始の決定を受 かつ、債権者がその破産財団の配当に加 2

行為をしたことを保証人に通知することを怠っ した場合において、主たる債務者が債務の消滅

債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契 は、保証人に対抗することができない。 の後に債権者が主たる債務者に許与した期

三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨 の裁判の言渡しを受けたとき

(主たる債務者が保証人に対して償還をする場

第四百六十一条 前条の規定により主たる債務者 して自己に免責を得させることを請求すること ができる。 者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対 権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務 が保証人に対して償還をする場合において、債

きる。 を得させて、その償還の義務を免れることがで は、供託をし、担保を供し、又は保証人に免責 前項に規定する場合において、主たる債務者

(委託を受けない保証人の求償権)

|第四百六十二条 第四百五十九条の二第一項の規 した者が債務の消滅行為をした場合について準 定は、主たる債務者の委託を受けないで保証を

きであった債務の履行を請求することができ を有していたことを主張するときは、保証人 においてのみ求償権を有する。この場合におい は、主たる債務者が現に利益を受けている限度 は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべ て、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因 主たる債務者の意思に反して保証をした者

務の消滅行為をした場合における求償権の行使 について準用する。 に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項

(通知を怠った保証人の求償の制限等)

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を ることができる。この場合において、相殺を ことができた事由をもってその保証人に対抗す たときは、主たる債務者は、債権者に対抗する にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をし 受けて保証をした場合において、主たる債務者 人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべき もってその保証人に対抗したときは、その保証 であった債務の履行を請求することができる。 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証を 3

第四百六十四条 連帯債務者又は不可分債務者の 3 為を有効であったものとみなすことができる。 ことを主たる債務者に通知することを怠ったた 保証人が主たる債務者の意思に反して保証をし たときも、主たる債務者は、その債務の消滅行 め、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をし たときのほか、保証人が債務の消滅行為をした したときは、その保証人は、その債務の消滅行 たため、その保証人が善意で債務の消滅行為を 務者が債務の消滅行為をした場合においては、 為を有効であったものとみなすことができる。 (連帯債務又は不可分債務の保証人の求償権) 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債

る。 し、その負担部分のみについて求償権を有す 一人のために保証をした者は、他の債務者に対

(共同保証人間の求償権)

第四百六十五条 第四百四十二条から第四百四十 己の負担部分を超える額を弁済したときについ 務が不可分であるため又は各保証人が全額を弁 おいて、そのうちの一人の保証人が、主たる債 四条までの規定は、数人の保証人がある場合に て準用する。 済すべき旨の特約があるため、その全額又は自

合を除き、互いに連帯しない保証人の一人が全2 第四百六十二条の規定は、前項に規定する場 きについて準用する。 額又は自己の負担部分を超える額を弁済したと

第二目 個人根保証契約

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定 に従たる全てのもの及びその保証債務について関する利息、違約金、損害賠償その他その債務 ないもの(以下「個人根保証契約」という。) の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根 その全部に係る極度額を限度として、その履行 約定された違約金又は損害賠償の額について、 の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に 保証契約」という。) であって保証人が法人で をする責任を負う。 (個人根保証契約の保証人の責任等)

2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を 定めなければ、その効力を生じない。 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、

額の定めについて準用する。

第四百六十五条の三 個人根保証契約であってそ の主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の (個人貸金等根保証契約の元本確定期日) 2

の定めは、その効力を生じない。 日と定められているときは、その元本確定期日 契約の締結の日から五年を経過する日より後の 確定期日」という。)の定めがある場合にお たる債務の元本の確定すべき期日(以下「元本 割引を受けることによって負担する債務 て、その元本確定期日がその個人貸金等根保証 「貸金等債務」という。)が含まれるもの 「個人貸金等根保証契約」という。)において主 個人貸金等根保証契約において元本確定期

(以 下 (以 下

保証契約の締結の日から三年を経過する日とす には、その元本確定期日は、その個人貸金等根 期日の定めがその効力を生じない場合を含む。) の定めがない場合(前項の規定により元本確定

きは、この限りでない。 更前の元本確定期日から五年以内の日となると する場合において、変更後の元本確定期日が変 定期日の前二箇月以内に元本確定期日の変更を 変更は、その効力を生じない。ただし、元本確 より後の日となるときは、その元本確定期日 期日がその変更をした日から五年を経過する日 の変更をする場合において、変更後の元本確定 個人貸金等根保証契約における元本確定期

4 更後の元本確定期日とする変更を除く。) の締結の日から三年以内の日を元本確定期日と 定め及びその変更(その個人貸金等根保証契約 個人貸金等根保証契約における元本確定期日 する旨の定め及び元本確定期日より前の日を変 いて準用する。 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、

(個人根保証契約の元本の確定事由)

第四百六十五条の四次に掲げる場合には、 する。ただし、第一号に掲げる場合にあって 根保証契約における主たる債務の元本は、 は、強制執行又は担保権の実行の手続の開始が あったときに限る。 確定

は担保権の実行を申し立てたとき。 支払を目的とする債権についての強制執行又 債権者が、保証人の財産について、金銭

二 保証人が破産手続開始の決定を受けたと き

個人根保証契約における第一項に規定する極度 Ξ る場合にも確定する。ただし、第一号に掲げる 証契約における主たる債務の元本は、次に掲げ 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の 続の開始があったときに限る。

金銭の支払を目的とする債権についての強制 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け 債権者が、主たる債務者の財産について、 行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(保証人が法人である根保証契約の求償権)

定する極度額の定めがないときは、その根保証契約において、第四百六十五条の二第一項に規第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証 係る債務を主たる債務とする保証契約は、その契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に

主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるもの保証人が法人である根保証契約であってその 根保証契約も、同様とする。 債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる する保証契約は、その効力を生じない。主たる 務者に対する求償権に係る債務を主たる債務と るときは、その根保証契約の保証人の主たる債 適用するとすればその効力を生じないものであ 百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四 において、元本確定期日の定めがないとき、又

償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求 が法人である場合には、適用しない。 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる

3

保証契約の特則 第三目 事業に係る債務についての

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金 等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる 力を生じない。 を履行する意思を表示していなければ、その効 公正証書で保証人になろうとする者が保証債務 立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先 債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務

方式に従わなければならない。 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる 保証人になろうとする者が、次のイ又はロ

又は口に定める事項を公証人に口授するこ に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ たる債務の債権者及び債務者、 保証契約(ロに掲げるものを除く。) 主 主たる債務 3

> を有していること。 わらず、その全額について履行する意思) ある場合には、債権者が主たる債務者に対 と連帯して債務を負担しようとするもので か、又は他に保証人があるかどうかにかか その債務を履行することができるかどう して催告をしたかどうか、主たる債務者が は、その債務の全額について履行する意思 たる債務者がその債務を履行しないときに のものの定めの有無及びその内容並びに主 金、損害賠償その他その債務に従たる全て の元本、主たる債務に関する利息、違約 (保証人になろうとする者が主たる債務者

あるかどうかにかかわらず、その全額につことができるかどうか、又は他に保証人が たる債務に関する利息、違約金、損害賠償 時までに生ずべき主たる債務の元本及び主由その他の元本を確定すべき事由が生ずる を履行しないときには、極度額の限度にお びその内容並びに主たる債務者がその債務 務者、主たる債務の範囲、根保証契約にお いて履行する意思)を有していること。 うか、主たる債務者がその債務を履行する 者が主たる債務者に対して催告をしたかど 担しようとするものである場合には、債権 する者が主たる債務者と連帯して債務を負 について履行する意思(保証人になろうと その他その債務に従たる全てのものの全額 第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事 いて元本確定期日又は第四百六十五条の四 ける極度額、元本確定期日の定めの有無及 根保証契約 主たる債務の債権者及び債

を筆記し、これを保証人になろうとする者に二 公証人が、保証人になろうとする者の口述 読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確な れに署名し、印を押すこと。 ことを承認した後、署名し、印を押すこと。 付記して、署名に代えることができる。 に従って作ったものである旨を付記して、こ ことができない場合は、公証人がその事由を ただし、保証人になろうとする者が署名する 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式

イ

法人である場合には、適用しない。 (保証に係る公正証書の方式の特則) 前二項の規定は、保証人になろうとする者が

| 第四百六十五条の七 前条第一項の保証契約又は 根保証契約の保証人になろうとする者が口がき

> 他の株式会社の総株主の議決権の過半数を を他の株式会社が有する場合における当該

2 場合には、公証人は、同条第二項第二号に規定 人になろうとする者が耳が聞こえない者である1 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証 「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述る同項第二号の規定の適用については、同号中 人の通訳により申述し、又は自書して、同号のじ、それぞれ当該イ又は口に定める事項を通訳 口授に代えなければならない。この場合におけ 第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応 けない者である場合には、公証人の前で、同 又は自書」とする。

3 になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせする筆記した内容を通訳人の通訳により保証人 に代えることができる。

証書を作ったときは、その旨をその証書に付記 公証人は、前二項に定める方式に従って公正 しなければならない。 (公正証書の作成と求償権についての保証の効

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第一項 る債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれ 負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契 る根保証契約も、同様とする。 る債務とする保証契約について準用する。主た 主たる債務者に対する求償権に係る債務を主た る貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の 約又は主たる債務の範囲に事業のために負担す 及び第二項並びに前条の規定は、事業のために 2

2 前項の規定は、保証人になろうとする者が法 (公正証書の作成と保証の効力に関する規定の 人である場合には、適用しない。

なろうとする者が次に掲げる者である保証契約第四百六十五条の九 前三条の規定は、保証人に については、適用しない。

る者 事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 主たる債務者が法人である場合の次に掲げ 主たる債務者が法人である場合のその理

号において同じ。) の過半数を有する者 全部につき議決権を行使することができな 会において決議をすることができる事項の い株式についての議決権を除く。以下この 主たる債務者の総株主の議決権の過半数 主たる債務者の総株主の議決権(株主総

> 場合における当該他の株式会社の総株主の 株主の議決権の過半数を有する者が有する を他の株式会社及び当該他の株式会社の総 議決権の過半数を有する者 主たる債務者の総株主の議決権の過半数

る場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に 株式会社以外の法人が主たる債務者であ

事している主たる債務者の配偶者 行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従 下この号において同じ。)と共同して事業を 主たる債務者(法人であるものを除く。 以

(契約締結時の情報の提供義務)

第四百六十五条の十 主たる債務者は、事業のた 受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報 が含まれる根保証の委託をするときは、委託を 主たる債務の範囲に事業のために負担する債務 めに負担する債務を主たる債務とする保証又は を提供しなければならない。

財産及び収支の状況

主たる債務以外に負担している債務の有無

三 主たる債務の担保として他に提供し、 提供しようとするものがあるときは、その旨 及びその内容 並びにその額及び履行状況

は、保証契約を取り消すことができる。 が知り又は知ることができたときは、保証 又は事実と異なる情報を提供したことを債権者 たる債務者がその事項に関して情報を提供せず はその承諾の意思表示をした場合において、主 供したために委託を受けた者がその事項につい て誤認をし、それによって保証契約の申込み又 て情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関し

3 場合には、適用しない。 前二項の規定は、保証をする者が法人である

第四節 債権の譲渡

(債権の譲渡性)

第四百六十六条 債権は、譲り渡すことができ る。ただし、その性質がこれを許さないとき は、この限りでない。

3 2 その効力を妨げられない。 旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」と いう。)をしたときであっても、 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表 債権の譲渡は、

示がされたことを知り、又は重大な過失によっ

き、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を ことができる。 消滅させる事由をもってその第三者に対抗する て知らなかった譲受人その他の第三者に対して 債務者は、その債務の履行を拒むことがで

合において、同項に規定する第三者が相当の期 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場 間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期 間内に履行がないときは、その債務者について 適用しない。

者の供託) (譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務 2

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思 銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現渡されたときは、その債権の全額に相当する金 供託所に供託することができる。 の現在の住所を含む。次条において同じ。)の 在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人 表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲 2

なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなけ 前項の規定により供託をした債務者は、 ばならない。 遅滞 3

第四百六十六条の三 前条第一項に規定する場合 人に限り、還付を請求することができる。 第一項の規定により供託をした金銭は、 譲受

第二項及び第三項の規定を準用する。 せることができる。この場合においては、同条相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託さ たときであっても、債務者にその債権の全額に とを知り、又は重大な過失によって知らなかっ に限る。) は、譲渡制限の意思表示がされたこ 者その他の第三者に対抗することができるもの 譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務 があったときは、譲受人(同項の債権の全額を において、譲渡人について破産手続開始の決定

第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規 る強制執行をした差押債権者に対しては、適用 定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対す (譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え) 2

債権者に対抗することができる。 済その他の債務を消滅させる事由をもって差押 行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁 制執行をしたときは、債務者は、その債務の履 において、その債権者が同項の債権に対する強 り、又は重大な過失によって知らなかった場合 三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知 前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第 2

表示の効力) (預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思

第四百六十六条の五 ことを知り、又は重大な過失によって知らな る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債 かった譲受人その他の第三者に対抗することが かかわらず、その譲渡制限の意思表示がされた の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定に 権」という。)について当事者がした譲渡制限 預金口座又は貯金口座に係 第四百六十九条 債務者は、対抗要件具備時より

に対しては、適用しない。 預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた

(将来債権の譲渡性)

第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表 示の時に債権が現に発生していることを要しな

受人は、発生した債権を当然に取得する。 示の時に債権が現に発生していないときは、 、) 手こ貞雀が見こ発生していないときは、譲債権が譲渡された場合において、その意思表|・

定を適用する。 貯金債権の場合にあっては、 第三項(譲渡制限の意思表示がされた債権が預 を知っていたものとみなして、第四百六十六条 れたときは、譲受人その他の第三者がそのこと 時」という。) までに譲渡制限の意思表示がさ 定による承諾をした時(以下「対抗要件具備 の規定による通知をし、又は債務者が同条の規 !項に規定する場合において、譲渡人が次条 前条第一項) の規

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡 い債権の譲渡を含む。) は、譲渡人が債務者に7四百六十七条 債権の譲渡(現に発生していな 務者その他の第三者に対抗することができな 通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債 3

抗することができない。 によってしなければ、債務者以外の第三者に対 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書

(債権の譲渡における債務者の抗弁)

第四百六十八条 債務者は、対抗要件具備時まで 対抗することができる。 に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に

当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条 時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相 の三の場合における同項の規定の適用について 規定の適用については、同項中「対抗要件具備 第四百六十六条第四項の場合における前項の

2

債務者が債権者に対して取消権又は解除権を

有するときは、

引受人は、

これらの権利の行使

は、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、 (債権の譲渡における相殺権) 人から供託の請求を受けた時」とする。 - 第四百六十六条の三の規定により同条の譲受

2 掲げるものであるときは、前項と同様とする。 渡人に対する債権であっても、その債権が次に もって譲受人に対抗することができる。 前に取得した譲渡人に対する債権による相殺を 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲

ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人 の債権を取得したときは、この限りでない。 じた債権 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生

た債権の発生原因である契約に基づいて生じ 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得し

3 時」とする。 備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規 適用については、これらの規定中「対抗要件具 百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の 第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四 抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条 の規定の適用については、これらの規定中「対 定により同条の譲受人から供託の請求を受けた 第四百六十六条第四項の場合における前二項

第五節 第一款 債務の引受け 併存的債務引受

2 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者 第四百七十条 併存的債務引受の引受人は、債務 との契約によってすることができる。 る債務と同一の内容の債務を負担する。 者と連帯して、債務者が債権者に対して負担す (併存的債務引受の要件及び効果)

4 第三者のためにする契約に関する規定に従う。 合において、併存的債務引受は、債権者が引受 との契約によってもすることができる。この場 を生ずる。 人となる者に対して承諾をした時に、その効力 前項の規定によってする併存的債務引受は、 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者

2

第四百七十一条 引受人は、併存的債務引受によ じた時に債務者が主張することができた抗弁を り負担した自己の債務について、その効力が生 もって債権者に対抗することができる。 (併存的債務引受における引受人の抗弁等)

> おいて、債権者に対して債務の履行を拒むこと によって債務者がその債務を免れるべき限度に ができる。

(免責的債務引受の要件及び効果) 第二款 免責的債務引受

第四百七十二条 免責的債務引受の引受人は債務 る の債務を負担し、債務者は自己の債務を免 者が債権者に対して負担する債務と同一の内容

2 との契約によってすることができる。この場合 の効力を生ずる。 に対してその契約をした旨を通知した時に、 こ対してその契約をした旨を通知した時に、そにおいて、免責的債務引受は、債権者が債務者 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者

3 承諾をすることによってもすることができる。 が契約をし、債権者が引受人となる者に対して (免責的債務引受における引受人の抗弁等) 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者

2 第四百七十二条の二 引受人は、免責的債務引受 有するときは、引受人は、免責的債務引受がな 弁をもって債権者に対抗することができる。 が生じた時に債務者が主張することができた抗 により負担した自己の債務について、その効力 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を

権者に対して債務の履行を拒むことができる。 の債務を免れることができた限度において、 ければこれらの権利の行使によって債務者がそ (免責的債務引受における引受人の求償権) 債

第四百七十二条の三 (免責的債務引受による担保の移転) は、債務者に対して求償権を取得しない。 免責的債務引受の引受人

第四百七十二条の四 債権者は、第四百七十二条 ければならない。 として設定された担保権を引受人が負担する債第一項の規定により債務者が免れる債務の担保 者がこれを設定した場合には、その承諾を得な 務に移すことができる。ただし、引受人以外

よってしなければならない。 め又は同時に引受人に対してする意思表示に 前項の規定による担保権の移転は、あらかじ

あるときについて準用する。 定により債務者が免れる債務の保証をした者が 前二項の規定は、第四百七十二条第一項

3

5 4 第一項の承諾は、書面でしなければ、 を生じない。 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記 前項の場合において、同項において準用する その効力

によってされたときは、 その承諾は、 書 面

よってされたものとみなして、 同項の規定を適

第六節 債権の消滅

(弁済

第一款 第一日 総則 弁済

第四百七十三条 債務者が債権者に対して債務の 弁済をしたときは、その債権は、消滅する。 (第三者の弁済)

第四百七十四条 ることができない。ただし、債務者の意思に反 ない第三者は、債務者の意思に反して弁済をす 弁済をするについて正当な利益を有する者で 債務の弁済は、第三者もするこ

することを債権者が知らなかったときは、この

において、そのことを債権者が知っていたとき 第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合 して弁済をすることができない。ただし、その 限りでない 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反 この限りでない。 2

したときは、適用しない。 済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示を 弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の

(弁済として引き渡した物の取戻し)

第四百七十五条 弁済をした者が弁済として他人 (弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がさ り戻すことができない。 は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取 の物を引き渡したときは、その弁済をした者

第四百七十六条 前条の場合において、債権者が 求を受けたときは、弁済をした者に対して求償の場合において、債権者が第三者から賠償の請 をすることを妨げない。 り渡したときは、その弁済は、有効とする。こ 弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲 れた場合の弁済の効力等)

(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁

第四百七十七条 債権者の預金又は貯金の口座に 対する払込みによってする弁済は、債権者がそ (受領権者としての外観を有する者に対する弁 取得した時に、その効力を生ずる。 の払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を の預金又は貯金に係る債権の債務者に対してそ

第四百七十八条 定又は当事者の意思表示によって弁済を受領す 受領権者(債権者及び法令の規

> る権限を付与された第三者をいう。以下同じ。) た弁済は、その弁済をした者が善意であり、 受領権者としての外観を有するものに対してし 以外の者であって取引上の社会通念に照らして つ、過失がなかったときに限り、その効力を有 カュ

(受領権者以外の者に対する弁済)

第四百七十九条 外の者に対してした弁済は、債権者がこれに よって利益を受けた限度においてのみ、その効 力を有する。 前条の場合を除き、受領権者以

第四百八十条 削除

(差押えを受けた債権の第三債務者の弁済)

|第四百八十一条 差押えを受けた債権の第三債務 きる。 済をすべき旨を第三債務者に請求することがで 権者は、その受けた損害の限度において更に弁 者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債

対する求償権の行使を妨げない。 (代物弁済) 前項の規定は、第三債務者からその債権者に

第四百八十二条 弁済をすることができる者 ときは、その給付は、弁済と同一の効力を有す 合において、その弁済者が当該他の給付をした る。 ことにより債務を消滅させる旨の契約をした場 債務者の負担した給付に代えて他の給付をする 下「弁済者」という。)が、 債権者との間で、 议

(特定物の現状による引渡し)

第四百八十三条 債権の目的が特定物の引渡しで 現状でその物を引き渡さなければならない。は、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の をすべき時の品質を定めることができないとき 因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡し ある場合において、契約その他の債権の発生原 (弁済の場所及び時間)

第四百八十四条 弁済をすべき場所について別段 それぞれしなければならない。 その他の弁済は債権者の現在の住所において、 権発生の時にその物が存在した場所において、 の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債

2 弁済の請求をすることができる。 きは、その取引時間内に限り、弁済をし、 法令又は慣習により取引時間の定めがあると 、又は

第四百八十五条 表示がないときは、その費用は、債務者の負担 弁済の費用について別段の意思

> とする。ただし、債権者が住所の移転その他の 行為によって弁済の費用を増加させたときは、 (受取証書の交付請求等) その増加額は、債権者の負担とする。

第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換え 2 を請求することができる。 に、弁済を受領する者に対して受取証書の交付 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代

る者に不相当な負担を課するものであるとき 請求することができる。ただし、弁済を受領す えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を は、この限りでない。

(債権証書の返還請求)

第四百八十七条 債権に関する証書がある場合に は、その証書の返還を請求することができる。 おいて、弁済をした者が全部の弁済をしたとき 合の充当) (同種の給付を目的とする数個の債務がある場

第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して を指定することができる。 場合において、弁済として提供した給付が全て 同種の給付を目的とする数個の債務を負担する の債務を消滅させるのに足りないとき(次条第 項に規定する場合を除く。)は、弁済をする

2 ない。 対して直ちに異議を述べたときは、この限りで ができる。ただし、弁済をする者がその充当に に、その弁済を充当すべき債務を指定すること いときは、弁済を受領する者は、その受領の時 弁済をする者が前項の規定による指定をしな

3 相手方に対する意思表示によってする。 前二項の場合における弁済の充当の指定は、

4 ときは、次の各号の定めるところに従い、そのも第一項又は第二項の規定による指定をしない 弁済を充当する。 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれ

先に充当する。 いものとがあるときは、 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にな 弁済期にあるものに

が多いものに先に充当する。期にないときは、債務者のために弁済の利益 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済

Ξ 兀 すべきものに先に充当する。 は、弁済期が先に到来したもの又は先に到来 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済 債務者のために弁済の利益が相等しいとき

各債務の額に応じて充当する。

|第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合に とができる。この場合においては、弁済者が供 は、債権者のために弁済の目的物を供託するこ (供託)

託をした時に、その債権は、消滅する。

二 債権者が弁済を受領することができないと その受領を拒んだとき。 弁済の提供をした場合において、 債権者が

2 失があるときは、この限りでない きも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過 弁済者が債権者を確知することができないと

第四百八十九条 債務者が一個又は数個の債務に らない。 順次に費用、利息及び元本に充当しなければな させるのに足りない給付をしたときは、これを おいて、弁済をする者がその債務の全部を消滅 とする数個の債務を負担するときに限る。) ては、同一の債権者に対して同種の給付を目的 合(債務者が数個の債務を負担する場合にあっ (元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当) いて元本のほか利息及び費用を支払うべき場 に

2 利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるの前条の規定は、前項の場合において、費用、 (合意による弁済の充当) に足りない給付をしたときについて準用する。

第四百九十条 前二条の規定にかかわらず、 をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充 当の順序に関する合意があるときは、 に従い、その弁済を充当する。

(数個の給付をすべき場合の充当)

第四百九十一条 一個の債務の弁済として数 の債務の全部を消滅させるのに足りない給付を 給付をすべき場合において、 したときは、前三条の規定を準用する。 (弁済の提供の効果) 弁済をする者がそ

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時 ら、債務を履行しないことによって生ずべき責8四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時か 任を免れる。

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に をすれば足りる。 済の準備をしたことを通知してその受領の催告 履行について債権者の行為を要するときは、弁 権者があらかじめその受領を拒み、又は債務 従って現実にしなければならない。 ただし、債 0

第二目 弁済の目的物の供託

第四百九十五条 (供託の方法)

の指定及び供託物の保管者の選任をしなければ には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所 の履行地の供託所にしなければならない。 供託所について法令に特別の定めがない場合 前条の規定による供託は、 債務

、債権者に供託の通知をしなければならな前条の規定により供託をした者は、遅滞な 3

(供託物の取戻し)

第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は 供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、 の場合においては、供託をしなかったものとみ 弁済者は、供託物を取り戻すことができる。こ

が消滅した場合には、適用しない。 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権

(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合に に付し、その代金を供託することができる。 は、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売 その物が供託に適しないとき。

三 その物の保存について過分の費用を要する 一 その物について滅失、損傷その他の事由に よる価格の低落のおそれがあるとき。

することが困難な事情があるとき。 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託

供託された場合には、債権者は、供託物の還付第四百九十八条 弁済の目的物又は前条の代金が (供託物の還付請求等)

供託物を受け取ることができない。 場合には、債権者は、その給付をしなければ、 を請求することができる。 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき

第三目 弁済による代位

第四百九十九条 債務者のために弁済をした者 (弁済による代位の要件) 債権者に代位する。

第五百条 第四百六十七条の規定は、前条の場合 債権者に代位する場合を除く。)について準用 (弁済をするについて正当な利益を有する者が

(弁済による代位の効果)

第五百一条 た者は、債権の効力及び担保としてその債権者 前二条の規定により債権者に代位し 4

が有していた一切の権利を行使することができ

2 り、することができる。 対して求償をすることができる範囲内)に限 位した者が自己の権利に基づいて債務者に対し には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に 人が他の保証人に対して債権者に代位する場合 て求償をすることができる範囲内(保証人の一 前項の規定による権利の行使は、債権者に代 2

次に掲げるところによる。 第一項の場合には、前項の規定によるほ

項において同じ。) は、保証人及び物上保証 ている財産を譲り受けた者をいう。以下この第三取得者(債務者から担保の目的となっ 人に対して債権者に代位しない。

て、 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じ 他の第三取得者に対して債権者に代位す

三 前号の規定は、物上保証人の一人が他の物 上保証人に対して債権者に代位する場合につ いて準用する。

応じて、債権者に代位する。部分を除いた残額について、各財産の価格に 物上保証人が数人あるときは、保証人の負担 の数に応じて、債権者に代位する。ただし、 保証人と物上保証人との間においては、そ

三号及び前号の規定を適用する。 けた者は、物上保証人とみなして第一号、 第一号及び第二号の規定を適用し、物上保証 産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして 人から担保の目的となっている財産を譲り受 第三取得者から担保の目的となっている財 第

(一部弁済による代位)

|第五百二条 たときは、代位者は、債権者の同意を得て、そ の弁済をした価額に応じて、債権者とともにそ の権利を行使することができる。 債権の一部について代位弁済があっ 2

の権利を行使することができる。 前項の場合であっても、債権者は、 単独でそ

3 銭について、代位者が行使する権利に優先す 金その他の当該権利の行使によって得られる金 の債権の担保の目的となっている財産の売却代 前二項の場合に債権者が行使する権利は、そ

契約の解除は、債権者のみがすることができ る。この場合においては、 第一項の場合において、債務の不履行による 代位者に対し、その

力を生ずる。

弁済をした価額及びその利息を償還しなければ

(債権者による債権証書の交付等)

する担保物を代位者に交付しなければならな た債権者は、債権に関する証書及び自己の占有

記入し、かつ、自己の占有する担保物の保存を 代位者に監督させなければならない。 は、債権者は、債権に関する証書にその代位を 債権の一部について代位弁済があった場合に

第五百四条 弁済をするについて正当な利益を有 を免れる。その代位権者が物上保証人である場 ることができなくなる限度において、その責任たって担保の喪失又は減少によって償還を受け 過失によってその担保を喪失し、又は減少させ う。) がある場合において、債権者が故意又は なっている財産を譲り受けた第三者及びその特 合において、その代位権者から担保の目的と たときは、その代位権者は、代位をするに当 する者(以下この項において「代位権者」とい (債権者による担保の喪失等)

2 らして合理的な理由があると認められるとき 減少させたことについて取引上の社会通念に照 は、適用しない 前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は

第二款 相殺

務を負担する場合において、双方の債務が弁済第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債 期にあるときは、各債務者は、その対当額につ は、この限りでない。 いて相殺によってその債務を免れることができ (相殺の要件等) 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁 ただし、債務の性質がこれを許さないとき

| 対する意思表示によってする。この場合におい第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に は重大な過失によって知らなかったときに限 止し、又は制限する旨の意思表示をした場合に り、その第三者に対抗することができる。 は、その意思表示は、第三者がこれを知り、又 (相殺の方法及び効力)

2 に適するようになった時にさかのぼってその効 ことができない。 て、その意思表示には、条件又は期限を付する 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺

第五百七条 相殺は、 (履行地の異なる債務の相殺)

双方の債務の履行地が異な

るときであっても、することができる。この場

第五百三条 代位弁済によって全部の弁済を受け ならない。 合において、相殺をする当事者は、相手方に対

し、これによって生じた損害を賠償しなけれ

(時効により消滅した債権を自働債権とする相

第五百八条

時効によって消滅した債権がその消

定承継人についても、同様とする。

第五百九条 次に掲げる債務の債務者は、相殺を る相殺の禁止) 滅以前に相殺に適するようになっていた場合に は、その債権者は、相殺をすることができる。 (不法行為等により生じた債権を受働債権とす

もって債権者に対抗することができない。ただ ら譲り受けたときは、この限りでない。 し、その債権者がその債務に係る債権を他人か 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債

人の生命又は身体の侵害による損害賠償の

第五百十条 債権が差押えを禁じたものであると 抗することができない。 きは、その債務者は、相殺をもって債権者に対 (差押えを受けた債権を受働債権とする相殺 (差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止) 債務(前号に掲げるものを除く。)

第五百十一条 差押えを受けた債権の第三債務者 することができる。 押え前に取得した債権による相殺をもって対抗て差押債権者に対抗することはできないが、差 は、差押え後に取得した債権による相殺をもつ

2 の債権を取得したときは、この限りでない。 よる相殺をもって差押債権者に対抗することが た債権が差押え前の原因に基づいて生じたもの できる。ただし、第三債務者が差押え後に他人 であるときは、その第三債務者は、その債権に (相殺の充当) 前項の規定にかかわらず、差押え後に取得し

第五百十二条 債権者が債務者に対して有する一 ようになった時期の順序に従って、 が別段の合意をしなかったときは、債権者の が相殺の意思表示をした場合において、当事者 負担する一個又は数個の債務について、債権者 個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して する債権とその負担する債務は、相殺に適する について相殺によって消滅する。 その対当額

2 るのに足りないときであって、当事者が別段の 合意をしなかったときは、次に掲げるところに する債権がその負担する債務の全部を消滅させ 前項の場合において、相殺をする債権者の有 | 2

条第四項第二号から第四号までの規定を準用 に規定する場合を除く。)は、第四百八十八 債権者が数個の債務を負担するとき(次号

せるのに足りないときは、前項の規定を準用す 負担する債務がその有する債権の全部を消滅さ 第一項の場合において、相殺をする債権者の るのは、「前条第四項第二号から第四号まで」 の場合において、同条第二項中「前条」とあ きは、第四百八十九条の規定を準用する。こ と読み替えるものとする。 いて元本のほか利息及び費用を支払うべきと 債権者が負担する一個又は数個の債務につ 2

第五百十二条の二 債権者が債務者に対して有す をすべきものがある場合における相殺についてる債権に、一個の債権の弁済として数個の給付 相殺についても、同様とする。 て数個の給付をすべきものがある場合における して負担する債務に、一個の債務の弁済とし 前条の規定を準用する。債権者が債務者に

第五百十三条 契約をしたときは、従前の債務は、更改によったな債務であって次に掲げるものを発生させる 当事者が従前の債務に代えて、新

従前の給付の内容について重要な変更をす

(債務者の交替による更改) 従前の債権者が第三者と交替するもの 従前の債務者が第三者と交替するもの

第五百十四条 債務者の交替による更改は、債権 をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。 者と更改後に債務者となる者との契約によって 前の債務者に対して求償権を取得しない。 することができる。この場合において、更改 (債権者の交替による更改) 債務者の交替による更改後の債務者は、更改 債権者が更改前の債務者に対してその契約

前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務 者の契約によってすることができる。 債権者の交替による更改は、更改

> とができない。 証書によってしなければ、第三者に対抗するこ 債権者の交替による更改は、確定日付のある

第五百十六条 削除

第五百十七条 削除

(更改後の債務への担保の移転)

第五百十八条 債権者(債権者の交替による更改 定した場合には、その承諾を得なければならな 務の目的の限度において、その債務の担保とし 移すことができる。ただし、第三者がこれを設 にあっては、更改前の債権者)は、更改前の債 て設定された質権又は抵当権を更改後の債務に

示によってしなければならない。 更改にあっては、債務者)に対してする意思表 又は同時に更改の相手方(債権者の交替による 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ

第四款 免除

第五百十九条 債権者が債務者に対して債務を免 滅する。 除する意思を表示したときは、その債権は、消

第五款 混同

第五百二十条 債権及び債務が同一人に帰属した ときは、その債権は、消滅する。ただし、その 債権が第三者の権利の目的であるときは、 限りでない。 この

第七節 第一款 有価証券 指図証券

(指図証券の譲渡)

|第五百二十条の二 指図証券の譲渡は、その証券 その効力を生じない。 に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、

(指図証券の裏書の方式)

第五百二十条の三 指図証券の譲渡については、 その指図証券の性質に応じ、手形法 用する。 法律第二十号)中裏書の方式に関する規定を準 (昭和七年

(指図証券の所持人の権利の推定)

|第五百二十条の四 指図証券の所持人が裏書の連 する。 続によりその権利を証明するときは、その所持 人は、証券上の権利を適法に有するものと推定

(指図証券の善意取得)

第五百二十条の五 何らかの事由により指図証券 持人が前条の規定によりその権利を証明すると の占有を失った者がある場合において、その所 その所持人は、 その証券を返還する義務

大な過失によりその証券を取得したときは、こ を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重

第五百二十条の六 指図証券の債務者は、その証 者に対抗することができた事由をもって善意の 券に記載した事項及びその証券の性質から当然 譲受人に対抗することができない。 に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権 (指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条ま について準用する。での規定は、指図証券を目的とする質権の設定 (指図証券の質入れ)

(指図証券の弁済の場所)

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の 現在の住所においてしなければならない。 (指図証券の提示と履行遅滞)

務の履行について期限の定めがあるときであっ第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債 券を提示してその履行の請求をした時から遅滞 ても、その期限が到来した後に所持人がその証 の責任を負う。

(指図証券の債務者の調査の権利等)

券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調第五百二十条の十 指図証券の債務者は、その証 きは、その弁済は、無効とする。 ただし、債務者に悪意又は重大な過失があると 査する権利を有するが、その義務を負わない。 (指図証券の喪失)

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続 定する公示催告手続によって無効とすることが 法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規

(指図証券喪失の場合の権利行使方法)

第二款 記名式所持人払証券 2 第五百二十条の二十 第二款 (記名式所持人払証

第五百二十条の十三 記名式所持人払証券 (債権 ものをいう。以下同じ。)の譲渡は、その証券 その所持人に弁済をすべき旨が付記されている 者を指名する記載がされている証券であって、 を交付しなければ、その効力を生じない

| 第五百二十条の十四 | 記名式所持人払証券の所持 する。 (記名式所持人払証券の所持人の権利の推定) 証券上の権利を適法に有するものと推定

(記名式所持人払証券の善意取得

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式 が悪意又は重大な過失によりその証券を取得し を証明するときは、その所持人は、その証券を 所持人払証券の占有を失った者がある場合にお たときは、この限りでない。 返還する義務を負わない。ただし、その所持人 いて、その所持人が前条の規定によりその権利

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務 もって善意の譲受人に対抗することができな 譲渡前の債権者に対抗することができた事由を 性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の 者は、その証券に記載した事項及びその証券

(記名式所持人払証券の質入れ)

する質権の設定について準用する。 (指図証券の規定の準用)

できる。

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証 を供託させ、又は相当の担保を供してその指図したときは、その債務者に、その債務の目的物 指図証券を喪失した場合において、非訟事件手券の給付を目的とする指図証券の所持人がその 証券の趣旨に従い履行をさせることができる。 続法第百十四条に規定する公示催告の申立てを

(記名式所持人払証券の譲渡)

抗弁の制限) (記名式所持人払証券の譲渡における債務者

第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前 条までの規定は、記名式所持人払証券を目的と

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五 証券について準用する。 百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払

第三款 その他の記名証券

第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がさ の目的とすることができる。 目的とする質権の設定に関する方式に従い、か れている証券であって指図証券及び記名式所持 人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを つ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権

の規定は、前項の証券について準用する。 第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二

第四款 無記名証券

の規定は、無記名証券について準用する。

券)

第一節

第一款 契約の成立

(契約の締結及び内容の自由)

第五百二十一条 る場合を除き、契約をするかどうかを自由に決 定することができる 何人も、法令に特別の定めがあ

約の内容を自由に決定することができる。 (契約の成立と方式) 契約の当事者は、法令の制限内において、 契

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してそ という。) に対して相手方が承諾をしたときに の締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」

合を除き、書面の作成その他の方式を具備する契約の成立には、法令に特別の定めがある場 ことを要しない。

(承諾の期間の定めのある申込み)

が撤回をする権利を留保したときは、この限りは、撤回することができない。ただし、申込者第五百二十三条 承諾の期間を定めてした申込み

2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内 みは、その効力を失う。 に承諾の通知を受けなかったときは、その申込 (遅延した承諾の効力)

第五百二十四条 申込者は、遅延した承諾を新た (承諾の期間の定めのない申込み) な申込みとみなすことができる。

2 第五百二十五条 承諾の期間を定めないでした申 ない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保 な期間を経過するまでは、撤回することができ 込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当 したときは、この限りでない。

3 申込みが効力を失わない旨を表示したときは、 を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその 受けなかったときは、その申込みは、その効力 規定にかかわらず、その対話が継続している間」対話者に対してした前項の申込みは、同項の 対話が継続している間に申込者が承諾の通知を 対話者に対してした第一項の申込みに対して いつでも撤回することができる。

この限りでない。

第五百二十六条 申込者が申込みの通知を発した いて、申込者がその事実が生じたとすればそのとなり、又は行為能力の制限を受けた場合にお その申込みは、その効力を有しない。 までにその事実が生じたことを知ったときは、 たとき、又はその相手方が承諾の通知を発する 申込みは効力を有しない旨の意思を表示してい 後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者 (承諾の通知を必要としない場合における契約 (申込者の死亡等)

第五百二十七条 慣習により承諾の通知を必要としない場合に の成立時期) 申込者の意思表示又は取引上の

> は、 があった時に成立する 契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実 | 3

(申込みに変更を加えた承諾)

第五百二十八条 承諾者が、申込みに条件を付 は、その申込みの拒絶とともに新たな申込みを し、その他変更を加えてこれを承諾したとき したものとみなす。

(懸賞広告)

第五百二十九条 ある行為をした者に一定の報酬 という。) は、その行為をした者がその広告を してその報酬を与える義務を負う。 知っていたかどうかにかかわらず、その者に対 を与える旨を広告した者(以下「懸賞広告者」

(指定した行為をする期間の定めのある懸賞広 4

|第五百二十九条の二 懸賞広告者は、その指定し 回をする権利を留保したときは、この限りでな ことができない。ただし、その広告において撤 た行為をする期間を定めてした広告を撤回する

2 完了する者がないときは、その効力を失う。 (指定した行為をする期間の定めのない懸賞広 前項の広告は、その期間内に指定した行為を

第五百二十九条の三 懸賞広告者は、その指定し しない旨を表示したときは、この限りでない。 ることができる。ただし、その広告中に撤回を 行為をする期間を定めないでした広告を撤回す た行為を完了する者がない間は、その指定した (懸賞広告の撤回の方法)

第五百三十条 前の広告と同一の方法による広告 効力を有する。 の撤回は、これを知らない者に対しても、 、その

2 有する。 は、これを知った者に対してのみ、その効力を ても、することができる。ただし、その撤回 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっ

(懸賞広告の報酬を受ける権利)

第五百三十一条 報酬を受ける権利を有する。 人あるときは、最初にその行為をした者のみが 広告に定めた行為をした者が数

2 める。 ものとしたときは、抽選でこれを受ける者を定 ただし、報酬がその性質上分割に適しないと 自が等しい割合で報酬を受ける権利を有する。 き、又は広告において一人のみがこれを受ける 数人が同時に前項の行為をした場合には、各

を表示したときは、 前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思 適用しない。

(優等懸賞広告)

2 第五百三十二条 広告に定めた行為をした者が数 定し、広告中に判定をする者を定めなかったと 行為が優等であるかは、広告中に定めた者が判 定めたときに限り、その効力を有する。 与えるべきときは、その広告は、応募の期間を 人ある場合において、その優等者のみに報酬を 前項の場合において、応募者中いずれの者の

2

3 ことができない。 きは懸賞広告者が判定する。 応募者は、前項の判定に対して異議を述べる

定された場合について準用する。 前条第二項の規定は、数人の行為が同等と判

第二款 契約の効力

手方がその債務の履行(債務の履行に代わる損第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相 だし、相手方の債務が弁済期にないときは、は、自己の債務の履行を拒むことができる。 の限りでない。 害賠償の債務の履行を含む。)を提供するまで (同時履行の抗弁) ح た

第五百三十五条 第五百三十四条 削除 削除

(債務者の危険負担等)

第五百三十六条 当事者双方の責めに帰すること できなくなったときは、債権者は、反対給付の ができない事由によって債務を履行することが 履行を拒むことができる。

2 履行することができなくなったときは、債権者 者に償還しなければならない。 たことによって利益を得たときは、これを債権 の場合において、債務者は、自己の債務を免れ は、反対給付の履行を拒むことができない。こ (第三者のためにする契約) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を

2 第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三 給付を請求する権利を有する。 は、その第三者は、債務者に対して直接にその 存しない場合又は第三者が特定していない場合 者に対してある給付をすることを約したとき 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に

3 0 ļγ 享受する意思を表示した時に発生する。 第一項の場合において、第三者の権利は、 第三者が債務者に対して同項の契約の利益を そ

であっても、そのためにその効力を妨げられな

(第三者の権利の確定)

が発生した後は、当事者は、これを変更し、又第五百三十八条 前条の規定により第三者の権利 は消滅させることができない。 が発生した後は、当事者は、これを変更し、

ることができない。 その第三者の承諾を得なければ、契約を解除す ない場合には、同条第一項の契約の相手方は、 に、債務者がその第三者に対する債務を履行し (債務者の抗弁) 前条の規定により第三者の権利が発生した後

第五百三十九条 債務者は、第五百三十七条第一

第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三 者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意を 益を受ける第三者に対抗することができる。 項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利 第三款 契約上の地位の移転

三者に移転する。 第四款 契約の解除

渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第

した場合において、その契約の相手方がその

譲

第五百四十条 契約又は法律の規定により当事者 の一方が解除権を有するときは、その解除は、 (解除権の行使)

相手方に対する意思表示によってする。 前項の意思表示は、 撤回することができな

(催告による解除)

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履 通念に照らして軽微であるときは、この限りで ける債務の不履行がその契約及び取引上の社会 ができる。ただし、その期間を経過した時にお めてその履行の催告をし、その期間内に履行が ないときは、相手方は、契約の解除をすること しない場合において、相手方が相当の期間を定

(催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債 は、前条の催告をすることなく、 解除をすることができる。 直ちに契約

債務の全部の履行が不能であるとき。

意思を明確に表示したとき。 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債 分のみでは契約をした目的を達することがで を明確に表示した場合において、残存する部 きないとき。 務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思

時期を経過したとき。 場合において、債務者が履行をしないでその 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなけ ば契約をした目的を達することができない 契約の性質又は当事者の意思表示により、

がされる見込みがないことが明らかであると ても契約をした目的を達するのに足りる履行 債務の履行をせず、債権者が前条の催告をし 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその

ることができる。 をすることなく、直ちに契約の一部の解除をす次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告

債務の一部の履行が不能であるとき。

意思を明確に表示したとき、 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する

(債権者の責めに帰すべき事由による場合)

第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに 帰すべき事由によるものであるときは、債権者 前二条の規定による契約の解除をすること

(解除権の不可分性)

第五百四十四条 当事者の一方が数人ある場合に に対してのみ、することができる。 は、契約の解除は、その全員から又はその全員

の一人について消滅したときは、他の者につい ても消滅する。 前項の場合において、解除権が当事者のうち

(解除の効果)

第五百四十五条 を害することはできない。 に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利使したときは、各当事者は、その相手方を原状 当事者の一方がその解除権を行

きは、その受領の時から利息を付さなければな 前項本文の場合において、金銭を返還すると 2

実をも返還しなければならない。 返還するときは、その受領の時以後に生じた果 第一項本文の場合において、金銭以外の物を

解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げな

(契約の解除と同時履行)

第五百四十七条 解除権の行使について期間の定 第五百四十六条 第五百三十三条の規定 の場合について準用する。 (催告による解除権の消滅) 前条

めがないときは、相手方は、

解除権を有する者

に解除の通知を受けないときは、解除権は、消ことができる。この場合において、その期間内 除をするかどうかを確答すべき旨の催告をする に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解

(解除権者の故意による目的物の損傷等による

第五百四十八条 解除権を有する者が故意若しく 解除権の消滅)

の物に変えたときは、解除権は、消滅する。た 又は加工若しくは改造によってこれを他の種類 若しくは返還することができなくなったとき、 は過失によって契約の目的物を著しく損傷し、 ことを知らなかったときは、この限りでない。 解除権を有する者がその解除権を有する

(定型約款の合意) 第五款 定型約款

第五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が とみなす。 契約の内容とすることを目的としてその特定の とがその双方にとって合理的なものをいう。以 じ。)の個別の条項についても合意をしたもの 者により準備された条項の総体をいう。以下同 げる場合には、定型約款(定型取引において、 下同じ。)を行うことの合意(次条において 不特定多数の者を相手方として行う取引であっ 「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲 て、その内容の全部又は一部が画一的であるこ

定型約款を契約の内容とする旨の合意をし

二 定型約款を準備した者 (以下「定型約款準 を契約の内容とする旨を相手方に表示してい 備者」という。)があらかじめその定型約款

ち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務 及びその実情並びに取引上の社会通念に照らし 手方の利益を一方的に害すると認められるもの を加重する条項であって、その定型取引の態様 については、合意をしなかったものとみなす。 て第一条第二項に規定する基本原則に反して相 (定型約款の内容の表示) 前項の規定にかかわらず、同項の条項のう

第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行お うとする定型約款準備者は、定型取引合意の前 法でその定型約款の内容を示さなければならな ら請求があった場合には、遅滞なく、 又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方か い。ただし、 定型約款準備者が既に相手方に対 相当な方

して定型約款を記載した書面を交付し、又はこ は、この限りでない。 ?を記録した電磁的記録を提供していたとき

2 用しない。ただし、一時的な通信障害が発生し た場合その他正当な事由がある場合は、 環の請求を拒んだときは、前条の規定は、適定型約款準備者が定型取引合意の前において この限

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 ることなく契約の内容を変更することができ あったものとみなし、個別に相手方と合意をす り、変更後の定型約款の条項について合意が げる場合には、定型約款の変更をすることによ 定型約款準備者は、 次に掲

適合するとき。 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に

その他の変更に係る事情に照らして合理的なすることがある旨の定めの有無及びその内容 当性、この条の規定により定型約款の変更を ず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相定型約款の変更が、契約をした目的に反せ ものであるとき。

2 知しなければならない。 ターネットの利用その他の適切な方法により周定型約款の内容並びにその効力発生時期をイン め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の 款の変更をするときは、その効力発生時期を定 定型約款準備者は、前項の規定による定型約

3 じない。 の規定による周知をしなければ、その効力を生は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項 第一項第二号の規定による定型約款の変更 2

4 しない。 の規定による定型約款の変更については、 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項 適用

第二節 贈与

(贈与)

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財 方が受諾をすることによって、その効力を生ず 産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手

(書面によらない贈与の解除)

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者 わった部分については、この限りでない。 が解除をすることができる。ただし、履行の終

(贈与者の引渡義務等)

第五百五十一条 又は権利を、 贈与の目的として特定した時の状・贈与者は、贈与の目的である物

態で引き渡し、 又は移転することを約したもの

の限度において、 負担付贈与については、 売主と同じく担保の責任を負 贈与者は、 その負担

(定期贈与)

第五百五十二条 力を失う。 は、贈与者又は受贈者の死亡によって、 定期の給付を目的とする贈与 その

(負担付贈与)

第五百五十三条 り、双務契約に関する規定を準用する。 に定めるもののほか、その性質に反しな (死因贈与) 負担付贈与については、この 限節

第五百五十四条 贈与者の死亡によって効力を生 ずる贈与については、その性質に反しない限 遺贈に関する規定を準用する。

第三節 売買

第一款 総則

(売買

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財 (売買の一方の予約) とによって、その効力を生ずる。 これに対してその代金を支払うことを約するこ 産権を相手方に移転することを約し、相手方が

第五百五十六条 売買の一方の予約は、相手方が 効力を生ずる。 売買を完結する意思を表示した時から、

ときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間 をしないときは、 この場合において、相手方がその期間内に確答 かを確答すべき旨の催告をすることができる。 を定めて、その期間内に売買を完結するかどう 力を失う。 前項の意思表示について期間を定めなかった 売買の一方の予約は、その

第五百五十七条 買主が売主に手付を交付したと 手した後は、この限りでない。 額を現実に提供して、契約の解除をすることが きは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍 できる。ただし、その相手方が契約の履行に着

2 には、適用しない。 第五百四十五条第四項の規定は、 前項の場合

(売買契約に関する費用)

第五百五十八条 売買契約に関する費用は、 者双方が等しい割合で負担する。 事

(有償契約への準用)

第五百五十九条 この節の規定は、売買以外の有 約の性質がこれを許さないときは、 償契約について準用する。ただし、その有償契 この限りで

第二款

第五百六十条 売主は、買主に対し、登記、 の対抗要件を備えさせる義務を負う。 その他の売買の目的である権利の移転について (権利移転の対抗要件に係る売主の義務)

第五百六十一条 他人の権利(権利の一部が他人(他人の権利の売買における売主の義務) を取得して買主に移転する義務を負う。 を売買の目的としたときは、売主は、その権利 に属する場合におけるその権利の一部を含む。)

(買主の追完請求権)

第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品 質又は数量に関して契約の内容に適合しないも 法による履行の追完をすることができる。 でないときは、買主が請求した方法と異なる方 し、売主は、買主に不相当な負担を課するもの よる履行の追完を請求することができる。ただ の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに のであるときは、買主は、売主に対し、目的物

第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合 よる履行の追完の請求をすることができない。 よるものであるときは、買主は、同項の規定に (買主の代金減額請求権) 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由に

金の減額を請求することができる。 ときは、買主は、その不適合の程度に応じて代 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に

完の催告をし、その期間内に履行の追完がない において、買主が相当の期間を定めて履行の追

に代金の減額を請求することができる。 買主は、同項の催告をすることなく、 直ち

履行の追完が不能であるとき。 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に

表示したとき。

その時期を経過したとき 場合において、売主が履行の追完をしないで れば契約をした目的を達することができない 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなけ 契約の性質又は当事者の意思表示により、

催告をしても履行の追完を受ける見込みがな いことが明らかであるとき。 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の

> 3 定による代金の減額の請求をすることができな によるものであるときは、買主は、前二項の規 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条 の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十 一条及び第五百四十二条の規定による解除権の

(移転した権利が契約の内容に適合しない場合

第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に ある場合(権利の一部が他人に属する場合にお 移転した権利が契約の内容に適合しないもので いてその権利の一部を移転しないときを含む。) における売主の担保責任) について準用する。 3

間の制限) (目的物の種類又は品質に関する担保責任の期

第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契 の限りでない。
は重大な過失によって知らなかったときは、こ 約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡し し、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又求及び契約の解除をすることができない。ただ た場合において、買主がその不適合を知った時 追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請 は、買主は、その不適合を理由として、履行の から一年以内にその旨を売主に通知しないとき 第五百六十九条 債権の売主が債務者の資力を担

(目的物の滅失等についての危険の移転)

第五百六十七条 売主が買主に目的物(売買の目 的として特定したものに限る。以下この条にお 失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、 滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅 引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双 いて同じ。)を引き渡した場合において、その て、買主は、代金の支払を拒むことができな 解除をすることができない。この場合におい 代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の 方の責めに帰することができない事由によって

2 目的物が滅失し、 責めに帰することができない事由によってその み、又は受けることができない場合において、 かわらず、買主がその履行を受けることを拒 同様とする。 その履行の提供があった時以後に当事者双方の て、その引渡しの債務の履行を提供したにもか 売主が契約の内容に適合する目的物をもっ 又は損傷したときも、 前項と

に基づく競売(以下この条において単に「競 の解除をし、又は代金の減額を請求することが を含む。)の規定により、債務者に対し、契約 売」という。)における買受人は、第五百四十 十三条(第五百六十五条において準用する場合 できる。 条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六

2 前項の場合において、債務者が無資力である に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求 ときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者

権利の不存在を知りながら申し出なかったと したときは、買受人は、これらの者に対し、 き、又は債権者がこれを知りながら競売を請求 前二項の場合において、債務者が物若しくは 損

4 質に関する不適合については、適用しない。 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品

保したときは、契約の時における資力を担保し たものと推定する。

2 の資力を担保したときは、弁済期における資力 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来

(抵当権等がある場合の買主による費用の償還

内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が第五百七十条 買い受けた不動産について契約の とができる。 は、売主に対し、その費用の償還を請求するこ てその不動産の所有権を保存したときは、買主 存していた場合において、買主が費用を支出し

第五百七十一条

(担保責任を負わない旨の特約)

第五百七十二条 売主は、第五百六十二条第一項 た権利については、その責任を免れることがでら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡し あっても、知りながら告げなかった事実及び自 る担保の責任を負わない旨の特約をしたときで本文又は第五百六十五条に規定する場合におけ

第五百七十三条 売買の目的物の引渡しについて 期限があるときは、代金の支払についても同 の期限を付したものと推定する

(競売における担保責任等)

第五百六十八条 民事執行法その他の法律の規定 第五百七十五条 まだ引き渡されていない売買

することができる。

害賠償の請求をすることができる。

(債権の売主の担保責任)

を担保したものと推定する。

(代金の支払期限)

(代金の支払場所)

第五百七十四条 売買の目的物の引渡しと同 (果実の帰属及び代金の利息の支払) おいて支払わなければならない。 代金を支払うべきときは、その引渡しの場

う義務を負う。ただし、代金の支払について期 目的物が果実を生じたときは、その果実は、 買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払 売の

利息を支払うことを要しない。限があるときは、その期限が到来するまでは、 (権利を取得することができない等のおそれ

第五百七十六条 売買の目的について権利を主張 ある場合の買主による代金の支払の拒絶)

りでない。 全部又は一部の支払を拒むことができる。ただ は、買主は、その危険の程度に応じて、代金の することができず、又は失うおそれがあるとき その買い受けた権利の全部若しくは一部を取得 する者があることその他の事由により、買主が し、売主が相当の担保を供したときは、この

の支払の拒絶 (抵当権等の登記がある場合の買主による代金

第五百七十七条 買い受けた不動産について契約 きる。 抵当権消滅請求をすべき旨を請求することがで 場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく で、その代金の支払を拒むことができる。この の内容に適合しない抵当権の登記があるとき は、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わるま

2 約の内容に適合しない先取特権又は質権の登記 がある場合について準用する。 (売主による代金の供託の請求) 前項の規定は、買い受けた不動産について契

第五百七十八条 前二条の場合においては、 は、買主に対して代金の供託を請求することが

(買戻しの特約) 第三款

できる。

第五百七十九条 不動産の売主は、売買契約と同 いて、 売買の解除をすることができる。この場合に において同じ。)及び契約の費用を返還して、 合意により定めた金額。第五百八十三条第一項 時にした買戻しの特約により、買主が支払った 代金(別段の合意をした場合にあっては、その 当事者が別段の意思を表示しなかったと

第五百八十条 買戻しの期間は、十年を超えるこ とができない。特約でこれより長い期間を定め

たときは、その期間は、十年とする。

にこれを伸長することができない。 買戻しについて期間を定めたときは、その後 買戻しについて期間を定めなかったときは

五年以内に買戻しをしなければならない。

第五百八十一条 売買契約と同時に買戻しの特約 ることができる。 を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗す (買戻しの特約の対抗力)

項に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利 主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限り、売主に対抗することができる。ただし、売は、その残存期間中一年を超えない期間に限 前項の登記がされた後に第六百五条の二第一

(買戻権の代位行使)

第五百八十二条 売主の債権者が第四百二十三条 ことができる。 はこれを売主に返還して、買戻権を消滅させる まで売主の債務を弁済し、なお残余があるとき 売主が返還すべき金額を控除した残額に達する 鑑定人の評価に従い、不動産の現在の価額から するときは、買主は、裁判所において選任した の規定により売主に代わって買戻しをしようと

(買戻しの実行)

第五百八十三条 売主は、第五百八十条に規定す い、その償還をしなければならない。ただし、 したときは、売主は、第百九十六条の規定に従 ば、買戻しをすることができない。 る期間内に代金及び契約の費用を提供しなけれ 買主又は転得者が不動産について費用を支出

(共有持分の買戻特約付売買)

有益費については、裁判所は、売主の請求によ

その償還について相当の期限を許与するこ

第五百八十四条 不動産の共有者の一人が買戻し の特約を付してその持分を売却した後に、その だし、売主に通知をしないでした分割及び競売 代金について、買戻しをすることができる。た は、買主が受け、若しくは受けるべき部分又は 不動産の分割又は競売があったときは、売主 売主に対抗することができない 4

きは、不動産の果実と代金の利息とは相殺した|第五百八十五条 前条の場合において、買主が不 この場合において、売主は、その不動産の全部 る費用を支払って買戻しをすることができる。 主は、競売の代金及び第五百八十三条に規定す 動産の競売における買受人となったときは、売 所有権を取得する。

2 できない。 は、その持分のみについて買戻しをすることは が競売における買受人となったときは、売主 他の共有者が分割を請求したことにより買主 2

第四節 交換

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の とによって、その効力を生ずる。 所有権以外の財産権を移転することを約するこ

権を移転することを約した場合におけるその金2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有 する。 銭については、売買の代金に関する規定を準用

消費貸借

(消費貸借)

第五百八十七条 ことを約して相手方から金銭その他の物を受け 取ることによって、その効力を生ずる。 類、品質及び数量の同じ物をもって返還をする 消費貸借は、当事者の一方が種

(書面でする消費貸借等)

第五百八十七条の二 前条の規定にかかわらず、 書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭そ その効力を生ずる。 受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物を の他の物を引き渡すことを約し、相手方がその もって返還をすることを約することによって、

3 2 手続開始の決定を受けたときは、その効力を失その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産 ことができる。この場合において、貸主は、そ 主に対し、その賠償を請求することができる。 の契約の解除によって損害を受けたときは、借 その他の物を受け取るまで、契約の解除をする 書面でする消費貸借は、借主が貸主から金銭 書面でする消費貸借の借主は、貸主から金銭

よってされたものとみなして、前三項の規定を 適用する。 よってされたときは、その消費貸借は、書面に 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録に

(準消費貸借)

|第五百八十八条 を負う者がある場合において、 金銭その他の物を給付する義務 当事者がその物

> 消費貸借は、これによって成立したものとみな を消費貸借の目的とすることを約したときは、

第五百八十九条 貸主は、特約がなければ、 に対して利息を請求することができない。 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金 借主

第五百九十条 第五百五十一条の規定は、前条第 (貸主の引渡義務等)

することができる。

2 から引き渡された物が種類又は品質に関して契 は、その物の価額を返還することができる。 約の内容に適合しないものであるときは、借主 (返還の時期) 一項の特約のない消費貸借について準用する。 前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主

第五百九十一条 かったときは、貸主は、相当の期間を定めて返れ五百九十一条 当事者が返還の時期を定めな

2 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわら 還の催告をすることができる。 いつでも返還をすることができる。

3 貸主は、借主がその時期の前に返還をしたこと の賠償を請求することができる。 によって損害を受けたときは、借主に対し、 当事者が返還の時期を定めた場合において、 そ

(価額の償還)

第五百九十二条 る物の価額を償還しなければならない。ただることができなくなったときは、その時におけ 種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をす 限りでない。 第四百二条第二項に規定する場合は、この 借主が貸主から受け取った物と 2

(使用貸借) 第六節 使用貸借

第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受 第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方があ 取った物について無償で使用及び収益をして契 る物を引き渡すことを約し、相手方がその受け 約が終了したときに返還をすることを約するこ (借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除) とによって、その効力を生ずる。

限りでない。 ただし、書面による使用貸借については、この け取るまで、契約の解除をすることができる。

(借主による使用及び収益)

性質によって定まった用法に従い、その物の使第五百九十四条 借主は、契約又はその目的物の 用及び収益をしなければならない。

2 借用物の使用又は収益をさせることができな 借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に

3 をしたときは、 ができる。 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益 貸主は、 契約の解除をすること

(借用物の費用の負担)

銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求 第五百九十五条 を負担する。 借主は、 借用物の通常の必要費

の必要費以外の費用について準用する。 (貸主の引渡義務等) 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常

第五百九十六条 第五百五十一条の規定は、 貸借について準用する。 角

(期間満了等による使用貸借の終了)

第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定め とによって終了する。 たときは、使用貸借は、その期間が満了するこ

2 び収益を終えることによって終了する。 は、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及 において、使用及び収益の目的を定めたとき 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合

3 (使用貸借の解除) 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

第五百九十八条 貸主は、前条第二項に規定する 場合において、同項の目的に従い借主が使用及 は、契約の解除をすることができる。 び収益をするのに足りる期間を経過したとき

も契約の解除をすることができる。 の目的を定めなかったときは、貸主は、 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益 つで

借主は、いつでも契約の解除をすることがで

(借主による収去等)

2 第五百九十九条 借主は、借用物を受け取った後 させた物を収去することができる。 費用を要する物については、この限りでない。 することができない物又は分離するのに過分の 収去する義務を負う。ただし、借用物から分離 用貸借が終了したときは、その附属させた物を にこれに附属させた物がある場合において、 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属 使

う。ただし、その損傷が借主の責めに帰するこ たときは、その損傷を原状に復する義務を負 た損傷がある場合において、使用貸借が終了し 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じ

とができない事由によるものであるときは、こ

第六百条 契約の本旨に反する使用又は収益に (損害賠償及び費用の償還の請求権についての

用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以 内に請求しなければならない。 よって生じた損害の賠償及び借主が支出した費

返還を受けた時から一年を経過するまでの間前項の損害賠償の請求権については、貸主が 時効は、完成しない。

第七節 賃貸借

(賃貸借)

使用及び収益を相手方にさせることを約し、相第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の することを約することによって、その効力を生 引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還 手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び

(短期賃貸借)

第六百二条 処分の権限を有しない者が賃貸借を きない。契約でこれより長い期間を定めたとき 間とする。 であっても、その期間は、当該各号に定める期 れぞれ当該各号に定める期間を超えることがで する場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、そ 4 3

貸借 十年 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃

一 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借

動産の賃貸借 建物の賃貸借 六箇月

(短期賃貸借の更新)

第六百三条 動産については一箇月以内に、その更新をしな ければならない。 いては一年以内、建物については三箇月以内、 ができる。ただし、その期間満了前、土地につ 前条に定める期間は、更新すること

(賃貸借の存続期間)

第六百四条 賃貸借の存続期間は、五十年を超え 定めたときであっても、その期間は、五十年と ることができない。契約でこれより長い期間を

2 る。ただし、その期間は、更新の時から五十年 を超えることができない 賃貸借の存続期間は、更新することができ

第二款 賃貸借の効力

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記した その他の第三者に対抗することができる。 ときは、その不動産について物権を取得した者 (不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の二 前条、借地借家法(平成三年法 令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合 において、その不動産が譲渡されたときは、そ の不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移 律第九十号)第十条又は第三十一条その他の法

了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人 る旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、 る旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸す び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保す たる地位は、譲受人又はその承継人に移転す 譲受人に移転しない。この場合において、譲渡 人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及

有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗 地位の移転は、賃貸物である不動産について所 することができない。 第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる

る同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲 債務及び第六百二十二条の二第一項の規定によ 受人又はその承継人が承継する。 は、第六百八条の規定による費用の償還に係る る地位が譲受人又はその承継人に移転したとき 第一項又は第二項後段の規定により賃貸人た

第六百五条の三 不動産の譲渡人が賃貸人である 合においては、前条第三項及び第四項の規定を 準用する。 り、譲受人に移転させることができる。この場 を要しないで、譲渡人と譲受人との合意によ ときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾 (合意による不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の四 不動産の賃借人は、第六百五条 該各号に定める請求をすることができる。 おいて、次の各号に掲げるときは、それぞれ当 の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合に (不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求 その不動産の占有を第三者が妨害している その第三者に対する妨害の停止の請求

(賃貸人による修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に となったときは、この限りでない。 の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要 必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人

2 とするときは、賃借人は、これを拒むことがで きない。 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしよう

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六百七条 賃貸人が賃借人の意思に反して保存 くなるときは、賃借人は、契約の解除をするこ 賃借人が賃借をした目的を達することができな とができる。 行為をしようとする場合において、そのために

(賃借人による修繕)

|第六百七条の二||賃借物の修繕が必要である場合 において、次に掲げるときは、賃借人は、 修繕をすることができる。 その

わらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかか をしないとき。 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通

二 急迫の事情があるとき。

(賃借人による費用の償還請求)

第六百八条 賃借人は、賃借物について賃貸人の に対し、直ちにその償還を請求することができ 負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人 る。 3

2 賃借人が賃借物について有益費を支出したと ればならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請 きは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第百九 求により、その償還について相当の期限を許与 することができる。 十六条第二項の規定に従い、その償還をしなけ

(減収による賃料の減額請求)

第六百九条 耕作又は牧畜を目的とする土地の賃 借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益 の減額を請求することができる。 を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料

第六百十条 前条の場合において、同条の賃借人 り少ない収益を得たときは、契約の解除をする ことができる。 は、不可抗力によって引き続き二年以上賃料よ

(減収による解除)

(賃借物の一部滅失等による賃料の減額等)

第六百十一条 賃借物の一部が滅失その他の事由 により使用及び収益をすることができなくなっ

> くなった部分の割合に応じて、減額される。 ことができない事由によるものであるときは、 賃料は、その使用及び収益をすることができな た場合において、それが賃借人の責めに帰する

及び収益をすることができなくなった場合にお た目的を達することができないときは、賃借人 は、契約の解除をすることができる。 いて、残存する部分のみでは賃借人が賃借をし 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用

(賃借権の譲渡及び転貸の制限)

| れば、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転||第六百十二条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なけ 貸することができない。

契約の解除をすることができる。 物の使用又は収益をさせたときは、 (転貸の効果) 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借

第六百十三条 賃借人が適法に賃借物を転貸した 料の前払をもって賃貸人に対抗することができ 履行する義務を負う。この場合においては、賃で、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接 貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度とし ときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃

2 権利を行使することを妨げない。 前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその

ときは、この限りでない。 賃借人の債務不履行による解除権を有していた 解除したことをもって転借人に対抗することが 賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により できない。ただし、その解除の当時、賃貸人が 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、

(賃料の支払時期)

第六百十四条 賃料は、動産、建物及び宅地につ 遅滞なく支払わなければならない。 の季節があるものについては、その季節の後に 末に、支払わなければならない。ただし、収穫 いては毎月末に、その他の土地については毎年

(賃借人の通知義務)

第六百十五条 賃借物が修繕を要し、又は賃借物 について権利を主張する者があるときは、賃借 ばならない。ただし、賃貸人が既にこれを知 ているときは、この限りでない。 人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなけ (賃借人による使用及び収益)

第六百十六条 第五百九十四条第一 賃貸借について準用する。 項の規定は、

賃貸借の終了

第六百十六条の二 賃借物の全部が滅失その他の なった場合には、賃貸借は、これによって終了 事由により使用及び収益をすることができなく (賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

(期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ)

かったときは、各当事者は、いつでも解約の申第六百十七条 当事者が賃貸借の期間を定めな することによって終了する。 の日からそれぞれ当該各号に定める期間を経過 は、次の各号に掲げる賃貸借は、解約の申入れ 入れをすることができる。この場合において

土地の賃貸借 一年

建物の賃貸借 三箇月

動産及び貸席の賃貸借 一日

申入れをしなければならない。 その季節の後次の耕作に着手する前に、 収穫の季節がある土地の賃貸借については、 解約の

(期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の

第六百十八条 当事者が賃貸借の期間を定めた場 合であっても、その一方又は双方がその期間内 に解約をする権利を留保したときは、 前条の規 2

(賃貸借の更新の推定等)

第六百十九条 賃貸借の期間が満了した後賃借人 申入れをすることができる。 各当事者は、第六百十七条の規定により解約の 借をしたものと推定する。この場合において、 ときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸 て、賃貸人がこれを知りながら異議を述べない が賃借物の使用又は収益を継続する場合におい

消滅する。ただし、第六百二十二条の二第一項 に規定する敷金については、この限りでない。 いたときは、その担保は、期間の満了によって 従前の賃貸借について当事者が担保を供して

第六百二十条 賃貸借の解除をした場合には、そ る。この場合においては、損害賠償の請求を妨 の解除は、将来に向かってのみその効力を生ず

(賃借人の原状回復義務)

後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益に第六百二十一条 賃借人は、賃借物を受け取った 変化を除く。 よって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年 以下この条において同じ。)があ

事由によるものであるときは、この限りでなの損傷が賃借人の責めに帰することができない の損傷を原状に復する義務を負う。ただし、そ る場合において、賃貸借が終了したときは、そ

(使用貸借の規定の準用)

第六百二十二条 第五百九十七条第一項、第五百 九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規 定は、賃貸借について準用する。

第四款 敷金

第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる ばならない。 とする債務の額を控除した残額を返還しなけれ じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的 名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸 の受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生 おいて、次に掲げるときは、賃借人に対し、そ の条において同じ。)を受け取っている場合に 賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下こ 銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、 借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金

けたとき。 賃貸借が終了し、 かつ、賃貸物の返還を受

二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。 る。この場合において、賃借人は、賃貸人に対 金銭の給付を目的とする債務を履行しないとき することができない。 は、敷金をその債務の弁済に充てることができ し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた

第八節 雇用

|第六百二十三条 | 雇用は、当事者の一方が相手方 とによって、その効力を生ずる。 これに対してその報酬を与えることを約するこ に対して労働に従事することを約し、相手方が (報酬の支払時期)

|第六百二十四条 労働者は、その約した労働を終 きない。 わった後でなければ、報酬を請求することがで

2 期間によって定めた報酬は、その期間を経過 した後に、請求することができる。 (履行の割合に応じた報酬)

には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合 することができる。

たとき。 によって労働に従事することができなくなっ 使用者の責めに帰することができない事由

二 雇用が履行の中途で終了したとき。 (使用者の権利の譲渡の制限等)

| ければ、その権利を第三者に譲り渡すことがで| 第六百二十五条 使用者は、労働者の承諾を得な 2

に代わって第三者を労働に従事させることがで 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己 きない。

3 することができる。 に従事させたときは、使用者は、 2従事させたときは、使用者は、契約の解除を労働者が前項の規定に違反して第三者を労働

|第六百二十六条 | 雇用の期間が五年を超え、又は||(期間の定めのある雇用の解除) その終期が不確定であるときは、当事者の一方 は、五年を経過した後、いつでも契約の解除を することができる。

2 ければならない。 働者であるときは二週間前に、その予告をしな 者は、それが使用者であるときは三箇月前、 前項の規定により契約の解除をしようとする 労

第六百二十七条 当事者が雇用の期間を定めな(期間の定めのない雇用の解約の申入れ) ることによって終了する。 雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過す 入れをすることができる。この場合において、 かったときは、各当事者は、いつでも解約の申

2 期間によって報酬を定めた場合には、使用者 ことができる。ただし、その解約の申入れは、 当期の前半にしなければならない。 からの解約の申入れは、次期以後についてする

3 ければならない。 には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしな 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合

第六百二十八条 当事者が雇用の期間を定めた場 ができる。この場合において、その事由が当事は、各当事者は、直ちに契約の解除をすること 者の一方の過失によって生じたものであるとき (やむを得ない事由による雇用の解除) は、相手方に対して損害賠償の責任を負う。 合であっても、やむを得ない事由があるとき

第六百二十九条 雇用の期間が満了した後労働者 使用者がこれを知りながら異議を述べないとき が引き続きその労働に従事する場合において、 は、第六百二十七条の規定により解約の申入れ ものと推定する。この場合において、各当事者 をすることができる は、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をした (雇用の更新の推定等)

限りでない。 滅する。ただし、身元保証金については、 たときは、その担保は、期間の満了によって消 従前の雇用について当事者が担保を供して

この

(雇用の解除の効力)

第六百三十条 第六百二十条の規定は、 いて準用する。 雇用につ

の申入れ) (使用者についての破産手続の開始による解約

第六百三十一条 使用者が破産手続開始の決定を 請求することができない。 手方に対し、解約によって生じた損害の賠償を ができる。この場合において、各当事者は、相 二十七条の規定により解約の申入れをすること 受けた場合には、雇用に期間の定めがあるとき であっても、労働者又は破産管財人は、第六百

(請負)

第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕 とによって、その効力を生ずる。 結果に対してその報酬を支払うことを約するこ 事を完成することを約し、 (報酬の支払時期) 相手方がその仕事

第六百三十三条 報酬は、仕事の目的物の引渡し 第一項の規定を準用する。 物の引渡しを要しないときは、第六百二十四条 と同時に、支払わなければならない。 ただし、

(注文者が受ける利益の割合に応じた報酬

第六百三十四条 次に掲げる場合において、請負 部分を仕事の完成とみなす。この場合におい 付によって注文者が利益を受けるときは、その じて報酬を請求することができる。 人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給 て、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応

たとき。 によって仕事を完成することができなくなっ 注文者の責めに帰することができない

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

第六百三十五条 削除

(請負人の担保責任の制限)

第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関して 性質又は注文者の与えた指図によって生じた不 が種類又は品質に関して契約の内容に適合しな にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的 契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者 いとき)は、注文者は、注文者の供した材料 に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合 物

することができない。ただし、請負人がその材 げなかったときは、この限りでない。 料又は指図が不適当であることを知りながら告 減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を 適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の 2

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期

内にその旨を請負人に通知しないときは、注文 て、注文者がその不適合を知った時から一年以第六百三十七条 前条本文に規定する場合におい 請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び 契約の解除をすることができない。 者は、その不適合を理由として、履行の追完の

項の不適合を知り、又は重大な過失によって知 は、仕事が終了した時)において、請負人が同 らなかったときは、適用しない。 渡した時(その引渡しを要しない場合にあって 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き

第六百三十八条 削除 第六百三十九条

(注文者による契約の解除)

第六百四十条 削除

第六百四十一条 解除をすることができる。 注文者は、いつでも損害を賠償して契約の白四十一条 請負人が仕事を完成しない間

第六百四十二条 は、この限りでない。 よる契約の解除については、仕事を完成した後 の解除をすることができる。ただし、請負人に 受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約 (注文者についての破産手続の開始による解除) 注文者が破産手続開始の決定を

3 費用について、破産財団の配当に加入すること にした仕事の報酬及びその中に含まれていない 前項に規定する場合において、請負人は、既

第十節 委任 害賠償について、破産財団の配当に加入する。 できる。この場合において、請負人は、その損 た場合における請負人に限り、請求することが た損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をし 第一項の場合には、契約の解除によって生じ

第六百四十三条 為をすることを相手方に委託し、相手方がこれ代1百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行 を承諾することによって、その効力を生ずる。

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、 する義務を負う 善良な管理者の注意をもって、 (受任者の注意義務) 委任事務を処理

第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を

(復受任者の選任等)

なければ、復受任者を選任することができな 得たとき、又はやむを得ない事由があるときで

おいて、受任者と同一の権利を有し、 任者は、委任者に対して、その権限の範囲内に 理権を有する復受任者を選任したときは、復受 代理権を付与する委任において、受任者が代 義務を負

(受任者による報告)

第六百四十五条 受任者は、委任者の請求がある ときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告 び結果を報告しなければならない。 し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理する 実についても、同様とする。 に引き渡さなければならない。その収取した果 に当たって受け取った金銭その他の物を委任者

2 た権利を委任者に移転しなければならない。 (受任者の金銭の消費についての責任) 受任者は、委任者のために自己の名で取得し

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべ 自己のために消費したときは、その消費した日 の責任を負う。 合において、なお損害があるときは、 以後の利息を支払わなければならない。この場 き金額又はその利益のために用いるべき金額を その賠償

(受任者の報酬)

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任 |第六百四十八条 受任者は、特約がなければ、委 ことができない。ただし、期間によって報酬を 準用する。 定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を 事務を履行した後でなければ、これを請求する 任者に対して報酬を請求することができない。

3 行の割合に応じて報酬を請求することができ 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履

くなったとき。 によって委任事務の履行をすることができな 委任者の責めに帰することができない事由

二 委任が履行の中途で終了したとき (成果等に対する報酬)

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得ら れる成果に対して報酬を支払うことを約した場

> わなければならない。 は、報酬は、その成果の引渡しと同時に、 その成果が引渡しを要するとき 支払

2 約した場合について準用する。 より得られる成果に対して報酬を支払うことを 第六百三十四条の規定は、委任事務の履行に

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費 用を要するときは、委任者は、受任者の請求に

(受任者による費用の前払請求)

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するの 任者に対し、その費用及び支出の日以後におけに必要と認められる費用を支出したときは、委 より、その前払をしなければならない。 (受任者による費用等の償還請求等)

2 することができる。この場合において、その債し、自己に代わってその弁済をすることを請求められる債務を負担したときは、委任者に対 るその利息の償還を請求することができる。 の担保を供させることができる。 務が弁済期にないときは、委任者に対し、 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認 相当

3 失なく損害を受けたときは、委任者に対し、 の賠償を請求することができる。 受任者は、委任事務を処理するため自己に過 そ

(委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもそ の解除をすることができる。

2 ればならない。ただし、やむを得ない事由がに掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなけ あったときは、この限りでない。 前項の規定により委任の解除をした者は、 相手方に不利な時期に委任を解除したと 次

二 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得るこ とによるものを除く。)をも目的とする委任 を解除したとき。

(委任の解除の効力)

第六百五十二条 第六百二十条の規定は、 (委任の終了事由) ついて準用する。 委任に

第六百五十三条 委任は、 て終了する。 次に掲げる事由によっ

委任者又は受任者の死亡

受けたこと。 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を

(委任の終了後の処分) 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

|第六百五十四条 急迫の事情があるときは、 委任が終了した場合において、 受任者又はその相続

> ばならない。 とができるに至るまで、必要な処分をしなけ 人若しくは法定代理人が委任事務を処理するこ 人若しくは法定代理人は、委任者又はその相

(委任の終了の対抗要件)

第六百五十五条 委任の終了事由は、 に対抗することができない。 いたときでなければ、これをもってその相手方 方に通知したとき、又は相手方がこれを知って これを相

第六百五十六条 この節の規定は、 い事務の委託について準用する。 法律行為でな

第十一節

(寄託)

第六百五十七条 寄託は、当事者の一方がある物 れを承諾することによって、その効力を生ず を保管することを相手方に委託し、 相手方がこ

第六百五十七条の二 寄託者は、受寄者が寄託物 を受け取るまで、契約の解除をすることができ 解除によって損害を受けたときは、寄託者に対 る。この場合において、受寄者は、その契約の (寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等) し、その賠償を請求することができる。

2 による寄託については、この限りでない。 契約の解除をすることができる。ただし、 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、

3 託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわ は、書面による寄託の受寄者に限る。) は、寄 し、その期間内に引渡しがないときは、 いて、相当の期間を定めてその引渡しの催告を 解除をすることができる。 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあって 寄託者が寄託物を引き渡さない場合にお

(寄託物の使用及び第三者による保管)

第六百五十八条 受寄者は、寄託者の承諾を得な ければ、寄託物を使用することができない。

むを得ない事由があるときでなければ、寄託物 を第三者に保管させることができない。 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はや 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の 義範

(無報酬の受寄者の注意義務)

囲内において、受寄者と同一の権利を有し、

第六百五十九条 無報酬の受寄者は、 管する義務を負う。 に対するのと同一の注意をもって、 寄託物を保 自己の財

(受寄者の通知義務等)

第六百六十条 寄託物について権利を主張する第 知っているときは、この限りでない。 ければならない。ただし、寄託者が既にこれを 寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しな え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受 三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押

場合又は同項ただし書の規定によりその通知を り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければであっても、受寄者は、寄託者の指図がない限 き渡したときは、この限りでない。 たときであって、その第三者にその寄託物を引 決と同一の効力を有するものを含む。)があっ 者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決(確定判 要しない場合において、その寄託物をその第三 ならない。ただし、受寄者が前項の通知をした 第三者が寄託物について権利を主張する場合 2

3 の責任を負わない。 三者に損害が生じたときであっても、その賠償 託者にその寄託物を引き渡したことによって第 寄託物を返還しなければならない場合には、寄 (寄託者による損害賠償) 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して

第六百六十一条 寄託者は、寄託物の性質又は瑕 質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄 者がこれを知っていたときは、この限りでな ばならない。ただし、寄託者が過失なくその性 疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなけれ 3

(寄託者による返還請求等)

第六百六十二条 当事者が寄託物の返還の時期を 定めたときであっても、寄託者は、 託者がその時期の前に返還を請求したことに の返還を請求することができる。 前項に規定する場合において、受寄者は、寄 いつでもそ

よって損害を受けたときは、寄託者に対し、そ (寄託物の返還の時期) の賠償を請求することができる。 2

第六百六十三条 当事者が寄託物の返還の時期を 返還をすることができる。 定めなかったときは、受寄者は、いつでもその 返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、 3

やむを得ない事由がなければ、その期限前に返 還をすることができない。

(寄託物の返還の場所)

第六百六十四条 寄託物の返還は、その保管をす べき場所でしなければならない。ただし、受寄

> を変更したときは、その現在の場所で返還をす 者が正当な事由によってその物を保管する場所 ることができる。

(損害賠償及び費用の償還の請求権についての

第六百六十四条の二 寄託物の一部滅失又は損傷 た費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から によって生じた損害の賠償及び受寄者が支出し 年以内に請求しなければならない。

は、時効は、完成しない。 が返還を受けた時から一年を経過するまでの間 前項の損害賠償の請求権については、寄託者

(委任の規定の準用)

|第六百六十五条 第六百四十六条から第六百四十 第一項及び第二項の規定は、寄託について準用 八条まで、第六百四十九条並びに第六百五十条 する。

(混合寄託)

第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種 各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混 類及び品質が同一である場合には、受寄者は、 合して保管することができる。

2 らの寄託物を混合して保管したときは、寄託者 求することができる。 は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者か

妨げない。 が滅失したときは、寄託者は、混合して保管さ きる。この場合においては、損害賠償の請求を 合に応じた数量の物の返還を請求することがで れている総寄託物に対するその寄託した物の割 前項に規定する場合において、寄託物の一部

(消費寄託)

| 第六百六十六条 受寄者が契約により寄託物を消 された物と種類、品質及び数量の同じ物をもっ 費することができる場合には、受寄者は、寄託 て返還しなければならない。

前項に規定する場合について準用する。 第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、

場合について準用する。 預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した 第五百九十一条第二項及び第三項の規定は、

第十二節 組合

(組合契約)

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資を して共同の事業を営むことを約することによっ て、その効力を生ずる

2 る 出資は、 労務をその目的とすることができ 2

(他の組合員の債務不履行)

| 第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百 しない。 三十六条の規定は、組合契約については、 適用

2 務の履行をしないことを理由として、組合契約 を解除することができない。 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債

第六百六十七条の三 組合員の一人について意思 を妨げられない。 組合員の間においては、組合契約は、その効力 表示の無効又は取消しの原因があっても、他の (組合員の一人についての意思表示の無効等)

(組合財産の共有)

第六百六十八条 各組合員の出資その他の組合財 産は、総組合員の共有に属する。 (金銭出資の不履行の責任)

第六百六十九条 金銭を出資の目的とした場合に ときは、その利息を支払うほか、損害の賠償を おいて、組合員がその出資をすることを怠った しなければならない。

(業務の決定及び執行の方法)

2 第六百七十条組合の業務は、組合員の過半数を 第三者に委任することができる。 めるところにより、一人又は数人の組合員又は もって決定し、各組合員がこれを執行する。 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定

3 という。) は、組合の業務を決定し、これを執 行する。この場合において、業務執行者が数人 する。 数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行 あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半 前項の委任を受けた者(以下「業務執行者」 2

4 組合員が執行することを妨げない。 ては、総組合員の同意によって決定し、又は総 前項の規定にかかわらず、組合の業務につい

5 業務執行者が異議を述べたときは、この限りで 各組合員又は各業務執行者が単独で行うことが できる。ただし、その完了前に他の組合員又は 組合の常務は、前各項の規定にかかわらず、

2

(組合の代理)

第六百七十条の二 各組合員は、組合の業務を執 得たときは、他の組合員を代理することができ 行する場合において、組合員の過半数の同意を

> 3 理することができる。 の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代 数人あるときは、各業務執行者は、 とができる。この場合において、業務執行者が ときは、業務執行者のみが組合員を代理するこ 前項の規定にかかわらず、業務執行者がある 前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各 業務執行者

業務執行者は、組合の常務を行うときは、 で組合員を代理することができる。 単独

(委任の規定の準用)

第六百七十一条 第六百四十四条から第六百五十 条までの規定は、組合の業務を決定し、又は執 行する組合員について準用する。 (業務執行組合員の辞任及び解任)

第六百七十二条 組合契約の定めるところにより なければ、辞任することができない。 委任したときは、その組合員は、正当な事由が 人又は数人の組合員に業務の決定及び執行を

2 り、他の組合員の一致によって解任することが できる。 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限

(組合員の組合の業務及び財産状況に関する検

第六百七十三条 各組合員は、組合の業務の決定 とができる。 も、その業務及び組合財産の状況を検査するこ 及び執行をする権利を有しないときであって

(組合員の損益分配の割合)

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定め の価額に応じて定める。 なかったときは、その割合は、各組合員の出資

たときは、その割合は、 あるものと推定する。 利益又は損失についてのみ分配の割合を定め 利益及び損失に共通で

(組合の債権者の権利の行使)

第六百七十五条組合の債権者は、 いてその権利を行使することができる。 組合財産につ

債権者がその債権の発生の時に各組合員の損失 権利を行使することができる。ただし、組合の に対して損失分担の割合又は等しい割合でその 分担の割合を知っていたときは、その割合によ 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員

(組合員の持分の処分及び組合財産の分割

第六百七十六条 の持分を処分したときは、 組合員は、 その処分をもって組 組合財産についてそ

合及び組合と取引をした第三者に対抗すること

の持分についての権利を単独で行使することが 組合員は、組合財産である債権について、そ

ことができない (組合財産に対する組合員の債権者の権利の行 組合員は、清算前に組合財産の分割を求める

第六百七十七条組合員の債権者は、組合財産に ついてその権利を行使することができない。 (組合員の加入)

第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意 ては、これを弁済する責任を負わない。 合員は、その加入前に生じた組合の債務につい によって、又は組合契約の定めるところによ 前項の規定により組合の成立後に加入した組 新たに組合員を加入させることができる。

第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定 利な時期に脱退することができない。 やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不 合が存続すべきことを定めたときは、各組合員 めなかったとき、又はある組合員の終身の間組 いつでも脱退することができる。ただし、

退することができる。 組合員は、やむを得ない事由があるときは、 組合の存続期間を定めた場合であっても、 脱 各

第六百七十九条 前条の場合のほか、 次に掲げる事由によって脱退する。 組合員

2

算人がこれをする。

後見開始の審判を受けたこと。 破産手続開始の決定を受けたこと。

除名

(組合員の除名)

第六百八十条 組合員の除名は、正当な事由があ 旨を通知しなければ、これをもってその組合員 ことができる。ただし、除名した組合員にその (脱退した組合員の責任等) に対抗することができない。

第六百八十条の二 脱退した組合員は、その脱退 請求することができる。 又は組合に対して自己に免責を得させることを は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、 において、債権者が全部の弁済を受けない間 範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合 前に生じた組合の債務について、従前の責任の 2

2 務を弁済したときは、 脱退した組合員は、 組合に対して求償権を有 前項に規定する組合の債

(脱退した組合員の持分の払戻し)

第六百八十一条 の間の計算は、脱退の時における組合財産の状 況に従ってしなければならない。 脱退した組合員と他の組合員と

3 2 問わず、金銭で払い戻すことができる。 脱退の時にまだ完了していない事項について 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を

第六百八十二条 は、その完了後に計算をすることができる。 (組合の解散事由)

て解散する。 組合は、 次に掲げる事由によっ

組合の目的である事業の成功又はその成功

の不能

総組合員の同意 組合契約で定めた解散の事由の発生組合契約で定めた存続期間の満了

(組合の解散の請求)

(組合員の脱退)

第六百八十三条 やむを得ない事由があるとき できる。 は、各組合員は、組合の解散を請求することが

第六百八十四条 第六百二十条の規定は、 (組合契約の解除の効力) 組 合契

第六百八十五条 組合が解散したときは、清算 は、 約について準用する。 (組合の清算及び清算人の選任) 総組合員が共同して、又はその選任した清

第六百八十六条第六百七十条第三項から第五項 まで並びに第六百七十条の二第二項及び第三項 (清算人の業務の決定及び執行の方法) 清算人の選任は、組合員の過半数で決する。

第六百八十七条第六百七十二条の規定は、組合 人を選任した場合について準用する。 契約の定めるところにより組合員の中から清算 の規定は、清算人について準用する。 (組合員である清算人の辞任及び解任)

第六百八十八条 する。 清算人の職務は、 次のとおりと

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割

現務の結

債権の取立て及び債務の弁済

残余財産の引渡し

に必要な一切の行為をすることができる。 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うため

3 分割する。 残余財産は、 各組合員の出資の価額に応じて

第十三節 終身定期金

(終身定期金契約)

第六百八十九条 終身定期金契約は、当事者の 方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るま 力を生ずる。 に給付することを約することによって、その効 で、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者

(終身定期金の計算)

第六百九十条 終身定期金は、 日割りで計算す

(終身定期金契約の解除

第六百九十一条 に受け取った終身定期金の中からその元本の利とができる。この場合において、相手方は、既 金の給付を怠り、又はその他の義務を履行しな なければならない。 息を控除した残額を終身定期金債務者に返還し の元本を受領した場合において、その終身定期 いときは、相手方は、元本の返還を請求するこ 終身定期金債務者が終身定期金

2 (終身定期金契約の解除と同時履行) 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第六百九十二条第五百三十三条の規定は、 の場合について準用する。 前条

(終身定期金債権の存続の宣告)

第六百九十三条 終身定期金債務者の責めに帰す 者又はその相続人の請求により、終身定期金債 権が相当の期間存続することを宣告することが 亡が生じたときは、裁判所は、終身定期金債権 べき事由によって第六百八十九条に規定する死 できる。

2 (終身定期金の遺贈) 前項の規定は、 第六百九十一条の権利の行使

第六百九十四条 この節の規定は、

終身定期金の

遺贈について準用する。

第十四節

和解

(和解)

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩を ことによって、その効力を生ずる。 してその間に存する争いをやめることを約する (和解の効力)

第六百九十六条 当事者の一方が和解によって争 又は相手方がこれを有しないものと認められた 場合において、 .の目的である権利を有するものと認められ、 その当事者の一方が従来その権

利を有していなかった旨の確証又は相手方がこ 転し、又は消滅したものとする。 れを有していた旨の確証が得られたときは、そ 和解によってその当事者の一方に移

第三章 事務管理

(事務管理)

第六百九十七条 ばならない。 管理(以下「事務管理」という。)をしなけ という。)は、その事務の性質に従い、最も本 理を始めた者 人の利益に適合する方法によって、その事務の (以下この章において「管理者」 義務なく他人のために事務の管

思に従って事務管理をしなければならない。 はこれを推知することができるときは、その (緊急事務管理) 管理者は、本人の意思を知っているとき、 意 又

第六百九十八条 管理者は、本人の身体、名誉又 賠償する責任を負わない。 あるのでなければ、これによって生じた損害を 事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失が は財産に対する急迫の危害を免れさせるために

(管理者の通知義務)

第六百九十九条 管理者は、 とを遅滞なく本人に通知しなければならない。 ただし、本人が既にこれを知っているときは、 この限りでない。 事務管理を始めたこ

(管理者による事務管理の継続)

第七百条 管理者は、本人又はその相続人若しく だし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又まで、事務管理を継続しなければならない。た は本人に不利であることが明らかであるとき は法定代理人が管理をすることができるに至る は、この限りでない。

(委任の規定の準用)

第七百一条 第六百四十五条から第六百四十七条 までの規定は、事務管理について準用する。 (管理者による費用の償還請求等)

を支出したときは、本人に対し、その償還を請第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用 求することができる。

2 用する。 のために有益な債務を負担した場合について準 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人

3 いてのみ、前二項の規定を適用する。ときは、本人が現に利益を受けている限度にお 管理者が本人の意思に反して事務管理をした

(不当利得の返還義務)

不当利得

第七百三条 を及ぼした者(以下この章において「受益者」 これを返還する義務を負う。 という。)は、その利益の存する限度において、 務によって利益を受け、そのために他人に損失 (悪意の受益者の返還義務等) 法律上の原因なく他人の財産又は労

第七百四条 の責任を負う。 合において、なお損害があるときは、その賠償 利息を付して返還しなければならない。この場 (債務の不存在を知ってした弁済) 悪意の受益者は、その受けた利益に

第七百六条 債務者は、弁済期にない債務の弁済 第七百五条 債務の弁済として給付をした者は、 その時において債務の存在しないことを知って 返還を請求することができない。ただし、債務 として給付をしたときは、その給付したものの ることができない。 いたときは、その給付したものの返還を請求す (期限前の弁済)

第七百七条 債務者でない者が錯誤によって債務 の弁済をした者は、 又は時効によってその債権を失ったときは、そ 書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、 の弁済をした場合において、債権者が善意で証 者は、これによって得た利益を返還しなければ 者が錯誤によってその給付をしたときは、債権 (他人の債務の弁済) 返還の請求をすることがで 2

する求償権の行使を妨げない。 (不法原因給付) 前項の規定は、弁済をした者から債務者に対

第七百八条 不法な原因のために給付をした者 てのみ存したときは、この限りでない。 できない。ただし、不法な原因が受益者につい は、その給付したものの返還を請求することが 3

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又 によって生じた損害を賠償する責任を負う。 は法律上保護される利益を侵害した者は、これ

いずれであるかを問わず、前条の規定により損 害した場合又は他人の財産権を侵害した場合の (財産以外の損害の賠償) 他人の身体、自由若しくは名誉を侵

しても、その賠償をしなければならない。 害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対 (近親者に対する損害の賠償)

第七百十一条 他人の生命を侵害した者は、被害 権が侵害されなかった場合においても、 賠償をしなければならない。 者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産 損害の

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた 足りる知能を備えていなかったときは、その行 場合において、自己の行為の責任を弁識するに 為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の 責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人 の状態を招いたときは、この限りでない。 に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わな い。ただし、故意又は過失によって一時的にそ (責任無能力者の監督義務者等の責任) 2

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者 る責任を負う。ただし、監督義務者がその義務 の責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償す 無能力者を監督する法定の義務を負う者は、そ がその責任を負わない場合において、その責任 を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなく ても損害が生ずべきであったときは、この限り 2

る者も、前項の責任を負う。 (使用者等の責任) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督す

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する りでない。 使用者が被用者の選任及びその事業の監督につ 者は、被用者がその事業の執行について第三者 しても損害が生ずべきであったときは、この限 に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、 いて相当の注意をしたとき、又は相当の注意を

2 使用者に代わって事業を監督する者も、 の責任を負う。 前項

者に対する求償権の行使を妨げない。 (注文者の責任) 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕 第七百十六条 注文者は、請負人がその仕事につ ない。ただし、注文又は指図についてその注文 いて第三者に加えた損害を賠償する責任を負わ 疵があることによって他人に損害を生じたとき 者に過失があったときは、この限りでない。 (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

らない。 ときは、所有者がその損害を賠償しなければな の損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者 は、その工作物の占有者は、被害者に対してそ が損害の発生を防止するのに必要な注意をした

2 ある場合について準用する。 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵が

3

は所有者は、その者に対して求償権を行使する 他にその責任を負う者があるときは、占有者又 前二項の場合において、損害の原因について

第七百十八条 動物の占有者は、その動物が他人 その管理をしたときは、この限りでない。 動物の種類及び性質に従い相当の注意をもって に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、 の責任を負う。 占有者に代わって動物を管理する者も、

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他 損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうち できないときも、同様とする。 いずれの者がその損害を加えたかを知ることが 人に損害を加えたときは、各自が連帯してその

第七百二十条 他人の不法行為に対し、自己又は げない。 第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛 不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨 害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から するため、やむを得ず加害行為をした者は、損

2 準用する。 難を避けるためその物を損傷した場合について 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危

第七百二十一条 胎児は、損害賠償の請求権につ 既に生まれたものとみなす。

第七百二十二条 の二の規定は、 て準用する。 不法行為による損害賠償につい 第四百十七条及び第四百十七条

きる。 れを考慮して、 被害者に過失があったときは、裁判所は、こ 損害賠償の額を定めることがで

(名誉毀損における原状回復)

ことができる。

(動物の占有者等の責任)

前項

(共同不法行為者の責任)

(正当坊葡をバる県主座)行為者とみなして、前項の規定を適用する。行為者とみなして、前項の規定を適用する。 (正当防衛及び緊急避難)

(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相

2

第七百二十三条 他人の名誉を毀損した者に対

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求 する。 権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅 (不法行為による損害賠償請求権の消滅時効) 復するのに適当な処分を命ずることができる。 償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回 ては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠

者を知った時から三年間行使しないとき。 被害者又はその法定代理人が損害及び加害

二 不法行為の時から二十年間行使しないと

害賠償請求権の消滅時効 (人の生命又は身体を害する不法行為による損 き

第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する 号中「三年間」とあるのは、 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効につ いての前条第一号の規定の適用については、 第四編 親族 「五年間」とする。 同

(親族の範囲) 第一章 総則

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。 六親等内の血族

配偶者

三 三親等内の姻

(親等の計算)

第七百二十六条 親等は、 て、これを定める 親族間の世代数を数え

2 祖先から他の一人に下るまでの世代数による。 その配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その (縁組による親族関係の発生) 傍系親族の親等を定めるには、その一人又は

|第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間 るのと同一の親族関係を生ずる。 においては、養子縁組の日から、 血族間におけ

(離婚等による姻族関係の終了)

第七百二十八条 姻族関係は、離婚によって終了

2 偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したと きも、前項と同様とする。 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配

(離縁による親族関係の終了)

第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子 との親族関係は、離縁によって終了する。 の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族

とができないときも、

同様とする。

第七百三十条 直系血族及び同居の に挟け合わなければならない。 (親族間の挟け合い) 親族 は、 互い

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第 款 婚姻の要件

(婚姻適齢)

第七百三十一条 男は、十八歳に、女は、十六歳 にならなければ、婚姻をすることができない。 (重婚の禁止)

第七百三十二条 配偶者のある者は、重ねて婚姻 をすることができない。

第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消しの 日から起算して百日を経過した後でなければ、 (再婚禁止期間)

2 再婚をすることができない。 前項の規定は、次に掲げる場合には、 適用し

いなかった場合 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎して

女が前婚の解消又は取消しの後に出産した

(近親者間の婚姻の禁止

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血 族の間では、婚姻をすることができない。ただ し、養子と養方の傍系血族との間では、この限

了した後も、前項と同様とする。 第八百十七条の九の規定により親族関係が終

(直系姻族間の婚姻の禁止)

第七百三十五条 直系姻族の間では、婚姻をする 七条の九の規定により姻族関係が終了した後 ことができない。第七百二十八条又は第八百十 同様とする。

(養親子等の間の婚姻の禁止)

第七百三十六条 養子若しくはその配偶者又は養 により親族関係が終了した後でも、 の直系尊属との間では、第七百二十九条の規定 子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はそ ことができない。 婚姻をする

(未成年者の婚姻についての父母の同意)

2 第七百三十七条 未成年の子が婚姻をするには、 同意だけで足りる。父母の一方が知れないと 父母の同意を得なければならない。 父母の一方が同意しないときは、他の一方の 死亡したとき、又はその意思を表示するこ

(成年被後見人の婚姻)

第七百三十八条 成年被後見人が婚姻をするに (婚姻の届出) は、その成年後見人の同意を要しない。

第七百三十九条 婚姻は、戸籍法(昭和二十二年 法律第二百二十四号) の定めるところにより届 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人 出ることによって、その効力を生ずる。

2 口頭で、しなければならない。 人以上が署名した書面で、又はこれらの者から

(婚姻の届出の受理)

第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百 を認めた後でなければ、受理することができな 項の規定その他の法令の規定に違反しないこと 三十一条から第七百三十七条まで及び前条第二

ない。

(外国に在る日本人間の婚姻の方式)

第七百四十一条 外国に在る日本人間で婚姻をし る。この場合においては、前二条の規定を準用使、公使又は領事にその届出をすることができ ようとするときは、その国に駐在する日本の大

(婚姻の無効) 第二款 婚姻の無効及び取消し

第七百四十二条 無効とする。 婚姻は、 次に掲げる場合に限

姻をする意思がないとき。 当事者が婚姻の届出をしないとき。ただ 人違いその他の事由によって当事者間に婚

(婚姻の取消し) のためにその効力を妨げられない。 る方式を欠くだけであるときは、婚姻は、そ その届出が第七百三十九条第二項に定め

第七百四十三条 できない 条までの規定によらなければ、取り消すことが 婚姻は、次条から第七百四十七

(不適法な婚姻の取消し)

第七百四十四条 第七百三十一条から第七百三十 判所に請求することができる。ただし、検察官 その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁 は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求 六条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、 することができない。

2 る 前配偶者も、 違反した婚姻については、当事者の配偶者又は 第七百三十二条又は第七百三十三条の規定に その取消しを請求することができ

第七百四十五条 の取消しを請求することができない。 (不適齢者の婚姻の取消し) に婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、 第七百三十一条の規定に違反し

2 は、 は、この限りでない。 る。 不適齢者は、適齢に達した後、なお三箇月間 ただし、適齢に達した後に追認をしたとき その婚姻の取消しを請求することができ

第七百四十六条 第七百三十三条の規定に違反し 起算して百日を経過し、又は女が再婚後に出産 したときは、その取消しを請求することができ た婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から (再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)

(詐欺又は強迫による婚姻の取消し)

第七百四十七条 詐欺又は強迫によって婚姻をし することができる。 た者は、その婚姻の取消しを家庭裁判所に請求

2 過し、又は追認をしたときは、消滅する。 を発見し、若しくは強迫を免れた後三箇月を経 (婚姻の取消しの効力) 前項の規定による取消権は、当事者が、詐欺

2 第七百四十八条 婚姻の取消しは、 てのみその効力を生ずる。 婚姻の時においてその取消しの原因があるこ 将来に向かっ

3 益の全部を返還しなければならない。この場合 とを知っていた当事者は、婚姻によって得た利 を得たときは、現に利益を受けている限度にお において、相手方が善意であったときは、 いて、その返還をしなければならない。 とを知らなかった当事者が、婚姻によって財産 婚姻の時においてその取消しの原因があるこ 2 これ

第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百 第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取 条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、 消しについて準用する。 六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十

抗要件)

に対して損害を賠償する責任を負う。

(離婚の規定の準用)

第二節 婚姻の効力

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところ (生存配偶者の復氏等) (夫婦の氏) に従い、夫又は妻の氏を称する。

第七百五十一条 生存配偶者は、 夫婦の一方が死亡したときは、 婚姻前の氏に復することができ

そ 十八条第二項の場合について準用する。 (同居、協力及び扶助の義務) 第七百六十九条の規定は、前項及び第七百二

第七百五十二条 夫婦は同居し、 助しなければならない。 (婚姻による成年擬制) 互いに協力し扶

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、 これによって成年に達したものとみなす。 (夫婦間の契約の取消権)

第七百五十四条 夫婦間でした契約は、 はできない。 ができる。ただし、第三者の権利を害すること いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すこと

第三節 夫婦財産制

(夫婦の財産関係) 第一款

第七百五十五条 夫婦が、婚姻の届出前に、 その財産関係は、次款に定めるところによる。 財産について別段の契約をしなかったときは、 (夫婦財産契約の対抗要件)

第七百五十六条 夫婦が法定財産制と異なる契約 抗することができない。 なければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対 をしたときは、婚姻の届出までにその登記をし

第七百五十七条 削除

(夫婦の財産関係の変更の制限等)

第七百五十八条 夫婦の財産関係は、 後は、変更することができない。 婚姻の届出

ことができる。 らその管理をすることを家庭裁判所に請求する その財産を危うくしたときは、他の一方は、自 合において、管理が失当であったことによって 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場

3 その分割を請求することができる。 (財産の管理者の変更及び共有財産の分割の 共有財産については、前項の請求とともに、

第七百五十九条 前条の規定又は第七百五十五条 対抗することができない。 又は共有財産の分割をしたときは、その登記を の契約の結果により、 しなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に 財産の管理者を変更し、

第二款 法定財産制

(婚姻費用の分担)

第七百六十条 夫婦は、その資産、収入その 切の事情を考慮して、 婚姻から生ずる費用を分

第七百六十一条 夫婦の一方が日常の家事に関し は、これによって生じた債務について、連帯し て第三者と法律行為をしたときは、他の一方 (日常の家事に関する債務の連帯責任)

(夫婦間における財産の帰属)

を負わない旨を予告した場合は、この限りでな てその責任を負う。ただし、第三者に対し責任

第七百六十二条 夫婦の一方が婚姻前から有する 財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特 う。) とする。 有財産(夫婦の一方が単独で有する財産をい

夫婦のいずれに属するか明らかでない財産 その共有に属するものと推定する。

第四節 離婚

(協議上の離婚 第一款 協議上の離婚

第七百六十三条 夫婦は、 ることができる。 (婚姻の規定の準用) その協議で、 離婚をす

条及び第七百四十七条の規定は、 第七百六十四条 第七百三十八条、 について準用する。 (離婚の届出の受理)

第七百六十五条 離婚の届出は、その離婚が前条 規定に違反しないことを認めた後でなければ、及び第八百十九条第一項の規定その他の法令の 受理することができない。 において準用する第七百三十九条第二項の規定 2

たときであっても、 力を妨げられない。 たときであっても、離婚は、そのためにその効離婚の届出が前項の規定に違反して受理され

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするとき(離婚後の子の監護に関する事項の定め等) ことができないときは、家庭裁判所が、同項の 利益を最も優先して考慮しなければならない。 その協議で定める。この場合においては、子の 分担その他の子の監護について必要な事項は、 会及びその他の交流、子の監護に要する費用の は、子の監護をすべき者、父又は母と子との面 前項の協議が調わないとき、又は協議をする

監護について相当な処分を命ずることができ 前二項の規定による定めを変更し、その他子の 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、 2

前三項の規定によっては、監護の範囲外で 父母の権利義務に変更を生じない

(離婚による復氏等)

| 第七百六十七条 婚姻によって氏を改めた夫又は 協議上の離婚によって婚姻前の氏に復す

2 妻は、 際に称していた氏を称することができる。 るところにより届け出ることによって、離婚の (財産分与) 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は 離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定め

第七百六十八条 協議上の離婚をした者の一方 ができる。 は、相手方に対して財産の分与を請求すること

2 る。ただし、離婚の時から二年を経過したとき は、この限りでない。 対して協議に代わる処分を請求することができ とができないときは、当事者は、家庭裁判所に 者間に協議が調わないとき、又は協議をするこ 前項の規定による財産の分与について、当事

3 びに分与の額及び方法を定める。 事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並 がその協力によって得た財産の額その他一切の 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方

、協議上の離婚、第七百三十九

(離婚による復氏の際の権利の承継)

第七百六十九条 婚姻によって氏を改めた夫又は の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を 後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他 妻が、第八百九十七条第一項の権利を承継した 定めなければならない。

ことができないときは、同項の権利を承継すべ き者は、家庭裁判所がこれを定める。 前項の協議が調わないとき、又は協議をする

第 二 款 裁判上の離婚

(裁判上の離婚)

第七百七十条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に 限り、 配偶者の生死が三年以上明らかでないと 配偶者に不貞な行為があったとき。 配偶者から悪意で遺棄されたとき。 離婚の訴えを提起することができる。

兀 五. 込みがないとき。 その他婚姻を継続し難い重大な事由がある 配偶者が強度の精神病にかかり、 回復の見

慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、 の請求を棄却することができる。 る事由がある場合であっても、 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げ 一切の事情を考 離婚

(協議上の離婚の規定の準用)

| 第七百七十一条 第七百六十六条から第七百六十 《条までの規定は、裁判上の離婚について準用

第一節 実子

(嫡出の推定)

第七百七十二条 妻が婚姻中に懐胎した子は、 の子と推定する。 夫

2 に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は

(父を定めることを目的とする訴え)

第七百七十三条 第七百三十三条第一項の規定に 違反して再婚をした女が出産した場合におい ができないときは、裁判所が、これを定める。 て、前条の規定によりその子の父を定めること (嫡出の否認)

第七百七十四条 第七百七十二条の場合におい ができる。 て、夫は、子が嫡出であることを否認すること

第七百七十五条 前条の規定による否認権は、子 裁判所は、特別代理人を選任しなければならな よって行う。親権を行う母がないときは、家庭 又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えに (嫡出否認の訴え)

第七百七十六条 (嫡出の承認) 嫡出であることを承認したときは、その否認 夫は、子の出生後において、そ

第七百七十七条 生を知った時から一年以内に提起しなければな (嫡出否認の訴えの出訴期間) 嫡出否認の訴えは、夫が子の出

あった後夫が子の出生を知った時から起算す は、前条の期間は、後見開始の審判の取消しが る。

がこれを認知することができる。

| 年者又は成年被後見人であるときであっても、| 第七百八十条 認知をするには、父又は母が未成 その法定代理人の同意を要しない。

(認知の方式)

第七百八十一条

ば、これを認知することができない。

第七百八十三条 父は、胎内に在る子でも、 承諾を得なければならない。 することができる。この場合においては、

ときは、その承諾を得なければならない。 の場合において、その直系卑属が成年者である

得した権利を害することはできない。 てその効力を生ずる。ただし、第三者が既に取

知を取り消すことができない。

(認知に対する反対の事実の主張)

らない。

第七百七十八条 夫が成年被後見人であるとき

第七百七十九条 嫡出でない子は、その父又は母 (認知能力)

により届け出ることによってする。 認知は、戸籍法の定めるところ

2 認知は、遺言によっても、 することができ

(成年の子の認知)

第七百八十二条 成年の子は、その承諾がなけ (胎児又は死亡した子の認知)

があるときに限り、認知することができる。こ 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑

(認知の効力)

第七百八十四条 認知は、出生の時にさかのぼっ 第七百八十五条 認知をした父又は母は、 (認知の取消しの禁止) その 認

第七百八十六条 子その他の利害関係人は、 に対して反対の事実を主張することができる。 (認知の訴え)

第七百八十七条 子、その直系卑属又はこれらの 年を経過したときは、この限りでない。 ができる。ただし、父又は母の死亡の日から三 者の法定代理人は、認知の訴えを提起すること (認知後の子の監護に関する事項の定め等)

第七百八十八条第七百六十六条の規定は、 認知する場合について準用する。 父が

第七百八十九条 父が認知した子は、その父母 婚姻によって嫡出子の身分を取得する。

2 5 婚姻中父母が認知した子は、その認知の時 嫡出子の身分を取得する。

について準用する。 (子の氏) 前二項の規定は、 子が既に死亡していた場合

2 第七百九十条 る。ただし、子の出生前に父母が離婚したとき は、離婚の際における父母の氏を称する。 嫡出でない子は、 嫡出である子は、父母の氏を称す 母の氏を称する。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と 第七百九十一条 子が父又は母と氏を異にする場 ところにより届け出ることによって、その父母 限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定める 氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に 法の定めるところにより届け出ることによっ 合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍 その父又は母の氏を称することができる。

とができる。 人が、これに代わって、前二項の行為をするこ の氏を称することができる。 子が十五歳未満であるときは、その法定代理

の氏に復することができる。 めるところにより届け出ることによって、 前三項の規定により氏を改めた未成年の子 成年に達した時から一年以内に戸籍法の定 従前

第二節 養子

第一款 縁組の要件

(養親となる者の年齢)

第七百九十二条 成年に達した者は、養子をする ことができる。

第七百九十三条 尊属又は年長者は、これを養子 (尊属又は年長者を養子とすることの禁止)

とすることができない。

(後見人が被後見人を養子とする縁組)

見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。)を第七百九十四条 後見人が被後見人(未成年被後 その管理の計算が終わらない間も、 ばならない。後見人の任務が終了した後、まだ 養子とするには、家庭裁判所の許可を得なけれ 同様とす

第七百九十五条 配偶者のある者が未成年者を養 子とするには、 ができない場合は、この限りでない。 する場合又は配偶者がその意思を表示すること ない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子と (配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組) 配偶者とともにしなければなら

第七百九十六条 配偶者のある者が縁組をするに 偶者がその意思を表示することができない場合 ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配 は、その配偶者の同意を得なければならない。 (配偶者のある者の縁組)

(十五歳未満の者を養子とする縁組)

第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であ るときは、その法定代理人が、これに代わっ 縁組の承諾をすることができる

> が他にあるときは、その同意を得なければなら なる者の父母でその監護をすべき者であるもの ない。養子となる者の父母で親権を停止されて (未成年者を養子とする縁組) いるものがあるときも、同様とする。 法定代理人が前項の承諾をするには、養子と

庭裁判所の許可を得なければならない。ただ第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家 合は、この限りでない し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場

第七百九十九条 第七百三十八条及び第七百三十 (婚姻の規定の準用)

九条の規定は、縁組について準用する。 (縁組の届出の受理)

二条から前条までの規定その他の法令の規定に第八百条 縁組の届出は、その縁組が第七百九十 違反しないことを認めた後でなければ、受理す ることができない。

(外国に在る日本人間の縁組の方式)

第八百一条 外国に在る日本人間で縁組をしよう を準用する。 この場合においては、第七百九十九条において 公使又は領事にその届出をすることができる。 準用する第七百三十九条の規定及び前条の規定 とするときは、その国に駐在する日本の大使、

縁組の無効及び取消し

第八百二条 効とする。 (縁組の無効) 人違いその他の事由によって当事者間に縁 縁組は、 次に掲げる場合に限り、 無

(縁組の取消し) 組をする意思がないとき。 の効力を妨げられない。 くだけであるときは、縁組は、そのためにそ する第七百三十九条第二項に定める方式を欠 当事者が縁組の届出をしないとき。ただ その届出が第七百九十九条において準用

消し)

(子の監護をすべき者の同意のない縁組等の取

第八百三条 縁組は、次条から第八百八条までの 規定によらなければ、取り消すことができな

第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁 しを家庭裁判所に請求することができる。ただ組は、養親又はその法定代理人から、その取消 又は追認をしたときは、この限りでない。 (養子が尊属又は年長者である場合の縁組の取 し、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、 (養親が未成年者である場合の縁組の取消し)

第八百五条 第七百九十三条の規定に違反した縁 を家庭裁判所に請求することができる。 組は、各当事者又はその親族から、その取消し

(後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消

第八百六条 第七百九十四条の規定に違反した縁 ない。 組は、養子又はその実方の親族から、その取消 し、又は六箇月を経過したときは、この限りで し、管理の計算が終わった後、養子が追認を しを家庭裁判所に請求することができる。ただ

2 その効力を生じない し、又は行為能力を回復した後にしなければ、 前項ただし書の追認は、養子が、成年に達

3 第一項ただし書の期間は、養子が、成年に達 し、又は行為能力を回復した時から起算する。 (配偶者の同意のない縁組等の取消し) 養子が、成年に達せず、又は行為能力を回復 ない間に、管理の計算が終わった場合には、

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反し ない。 を経過し、又は追認をしたときは、この限りで る。ただし、その者が、縁組を知った後六箇月 た縁組は、縁組の同意をしていない者から、そ の取消しを家庭裁判所に請求することができ

2 詐欺又は強迫によって第七百九十六条の同意 経過し、又は追認をしたときは、この限りでな 欺を発見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を請求することができる。ただし、その者が、詐 をした者は、その縁組の取消しを家庭裁判所に

2 第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に ら、その取消しを家庭裁判所に請求することが 違反した縁組は、縁組の同意をしていない者か しくは追認をしたときは、この限りでない。 は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、 できる。ただし、その者が追認をしたとき、 前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によって 若 又 5

準用する。 第七百九十七条第二項の同意をした者について

(養子が未成年者である場合の無許可縁組の取

第八百七条 第七百九十八条の規定に違反した縁 裁判所に請求することができる。ただし、養子 て縁組の承諾をした者から、その取消しを家庭組は、養子、その実方の親族又は養子に代わっ が、成年に達した後六箇月を経過し、 をしたときは、この限りでない。 又は追認

(婚姻の取消し等の規定の準用)

2 縁組の取消しについて準用する。 あるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。 おいて、第七百四十七条第二項中「三箇月」と の規定は、縁組について準用する。この場合に 第七百六十九条及び第八百十六条の規定は、 第七百四十七条及び第七百四十八条

第三款 縁組の効力

(嫡出子の身分の取得)

第八百九条 養子は、縁組の日 (養子の氏) 子の身分を取得する。 養親の

第八百十条 姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りで し、婚姻によって氏を改めた者については、 養子は、養親の氏を称する。 婚

第四款

(協議上の離縁等)

離

2 第八百十一条 縁組の当事者は、その協議で、 縁をすることができる。 は、養親と養子の離縁後にその法定代理人とな 養子が十五歳未満であるときは、その離

3 縁後にその親権者となるべき者と定めなけ いるときは、その協議で、その一方を養子の るべき者との協議でこれをする。 前項の場合において、養子の父母が離婚して ば離

ことができないときは、家庭裁判所は、同項 代わる審判をすることができる。 父若しくは母又は養親の請求によって、 前項の協議が調わないとき、又は協議をする 協

年後見人となるべき者を選任する。 係人の請求によって、養子の離縁後にその未成 は、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関 第二項の法定代理人となるべき者がないとき

6 者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所 許可を得て、これをすることができる。 縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事

第八百十一条の二 養親が夫婦である場合にお ければならない。ただし、夫婦の一方がその意 て未成年者と離縁をするには、夫婦が共にしな (夫婦である養親と未成年者との離縁)

思を表示することができないときは、

第八百十二条 第七百三十八条、 及び第七百四十七条の規定は、 協議上の離縁に 第七百三十九条

替えるものとする。 項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み ついて準用する。この場合において、同条第二

(離縁の届出の受理)

第八百十三条 後でなければ、受理することができない。 その他の法令の規定に違反しないことを認めた びに第八百十一条及び第八百十一条の二の規定 おいて準用する第七百三十九条第二項の規定並 離縁の届出が前項の規定に違反して受理され 離縁の届出は、その離縁が前条に

力を妨げられない。 たときであっても、 離縁は、 そのためにその効

第八百十四条 縁組の当事者の一方は、次に掲げ る場合に限り、離縁の訴えを提起することがで

二 他の一方の生死が三年以上明らかでないと 他の一方から悪意で遺棄されたとき。

三 その他縁組を継続し難い重大な事由がある

び第二号に掲げる場合について準用する。 (養子が十五歳未満である場合の離縁の訴えの 第七百七十条第二項の規定は、前項第一号及

第八百十五条 養子が十五歳に達しない間は、第 縁の訴えを提起することができる。 ることができる者から、又はこれに対して、 八百十一条の規定により養親と離縁の協議をす (離縁による復氏等) 離 2

第八百十六条 養子は、離縁によって縁組前の氏 養親の一方のみと離縁をした場合は、この限り に復する。ただし、配偶者とともに養子をした 3

称することができる。 出ることによって、離縁の際に称していた氏を 三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け により縁組前の氏に復した者は、離縁の日から 縁組の日から七年を経過した後に前項の規定

(離縁による復氏の際の権利の承継)

第八百十七条 第七百六十九条の規定は、 離縁に

第五款 特別養子

(特別養子縁組の成立)

第八百十七条の二 家庭裁判所は、次条から第八 養親となる者の請求により、 百十七条の七までに定める要件があるときは、 実方の血族との親

族関係が終了する縁組(以下この款において 「特別養子縁組」という。)を成立させることが

四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要 前項に規定する請求をするには、第七百九十

2

(養親の夫婦共同縁組)

|第八百十七条の三 養親となる者は、配偶者のあ る者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないと きは、養親となることができない。ただし、夫 なる場合は、この限りでない。 縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親と 婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子

(養親となる者の年齢)

第八百十七条の四 二十五歳に達しない者は、養 この限りでない。 夫婦の一方が二十五歳に達していない場合にお 親となることができない。ただし、養親となる いても、その者が二十歳に達しているときは、

(養子となる者の年齢)

第八百十七条の五 第八百十七条の二に規定する ることができない。特別養子縁組が成立するま 請求の時に十五歳に達している者は、養子とな でに十八歳に達した者についても、同様とす

ことについてやむを得ない事由があるときは、 達する前から引き続き養親となる者に監護され 八百十七条の二に規定する請求がされなかった ている場合において、十五歳に達するまでに第 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に

いては、特別養子縁組の成立には、その者の同、養子となる者が十五歳に達している場合にお 意がなければならない

(父母の同意)

第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養 る場合は、この限りでない。 ただし、父母がその意思を表示することができ 子となる者の父母の同意がなければならない。 他養子となる者の利益を著しく害する事由があ ない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その

(子の利益のための特別の必要性)

第八百十七条の七 特別養子縁組は、父母による きに、 あることその他特別の事情がある場合におい 養子となる者の監護が著しく困難又は不適当で て、子の利益のため特に必要があると認めると これを成立させるものとする。

2

2

2

(監護の状況)

第八百十七条の八 の期間監護した状況を考慮しなければならな は、養親となる者が養子となる者を六箇月以上 特別養子縁組を成立させるに 4

監護の状況が明らかであるときは、この限りで 請求の時から起算する。ただし、その請求前の前項の期間は、第八百十七条の二に規定する

(実方との親族関係の終了)

第八百十七条の九 養子と実方の父母及びその血 族との親族関係は、特別養子縁組によって終了 書に規定する他の一方及びその血族との親族関 する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし 係については、この限りでない。

第八百十七条の十 次の各号のいずれにも該当す あると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実る場合において、養子の利益のため特に必要が 父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の 当事者を離縁させることができる。 (特別養子縁組の離縁) 第八百二十一条 子は、親権を行う者が指定した

二 実父母が相当の監護をすることができるこ 利益を著しく害する事由があること。 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の

をすることができない。 離縁は、前項の規定による場合のほか、 これ

第八百十七条の十一 養子と実父母及びその血族 組によって終了した親族関係と同一の親族関係との間においては、離縁の日から、特別養子縁 (離縁による実方との親族関係の回復) を生ずる。

第一節 総則第四章 親権

(親権者)

第八百十八条 に服する。 成年に達しない子は、 父母の親権

る。 子が養子であるときは、 養親の親権に服す

| 3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行 う。ただし、父母の一方が親権を行うことがで きないときは、他の一方が行う。 (離婚又は認知の場合の親権者)

第八百十九条 父母が協議上の離婚をするとき ればならない。 は、その協議で、その一方を親権者と定めなけ

2 方を親権者と定める 裁判上の離婚の場合には、 裁判所は、 父母の

3 協議で、父を親権者と定めることができる。 は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権

父が認知した子に対する親権は、父母の協議

5 代わる審判をすることができる。 庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に き、又は協議をすることができないときは、家 で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。 第一項、第三項又は前項の協議が調わないと

者を他の一方に変更することができる。 家庭裁判所は、子の親族の請求によって、 子の利益のため必要があると認めるときは、

第二節 親権の効力

(監護及び教育の権利義務)

第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のため 負う。 に子の監護及び教育をする権利を有し、義務を

(居所の指定)

第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条 の規定による監護及び教育に必要な範囲内でそ

場所に、その居所を定めなければならない。

の子を懲戒することができる。 (職業の許可)

2 第八百二十三条 子は、親権を行う者の許可を得 前項の許可を取り消し、又はこれを制限するこ なければ、職業を営むことができない。 親権を行う者は、第六条第二項の場合には、

(財産の管理及び代表)

とができる

第八百二十四条 親権を行う者は、子の財産を管 意を得なければならない。 目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同 理し、かつ、その財産に関する法律行為につい てその子を代表する。ただし、その子の行為を

第八百二十五条 父母が共同して親権を行う場合 あったときは、この限りでない。 力を妨げられない。ただし、相手方が悪意で 思に反したときであっても、そのためにその効 代わって法律行為をし又は子がこれをすること において、父母の一方が、共同の名義で、子に (父母の一方が共同の名義でした行為の効力) に同意したときは、その行為は、他の一方の意

第八百二十六条 親権を行う父又は母とその子と の利益が相反する行為については、 親権を行う

(利益相反行為)

とを家庭裁判所に請求しなければならない。

裁判所に請求しなければならない。 反する行為については、親権を行う者は、その 場合において、その一人と他の子との利益が相 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う 方のために特別代理人を選任することを家庭

(財産の管理における注意義務)

第八百二十八条 子が成年に達したときは、親権 第八百二十七条 親権を行う者は、自己のために 産の管理の費用は、その子の財産の収益と相殺 ければならない。ただし、その子の養育及び財 を行った者は、遅滞なくその管理の計算をしな (財産の管理の計算) わなければならない。 するのと同一の注意をもって、その管理権を行

第八百二十九条 前条ただし書の規定は、無償で たときは、その財産については、これを適用し 子に財産を与える第三者が反対の意思を表示し

したものとみなす。

(第三者が無償で子に与えた財産の管理)

第八百三十条 無償で子に財産を与える第三者 の管理に属しないものとする。 意思を表示したときは、その財産は、父又は母 が、親権を行う父又は母にこれを管理させない 2

は検察官の請求によって、その管理者を選任す かったときは、家庭裁判所は、子、その親族又 い場合において、第三者が管理者を指定しな 前項の財産につき父母が共に管理権を有しな

(管理権喪失の審判)

る必要がある場合において、第三者が更に管理 二項の場合について準用する。 者を指定しないときも、前項と同様とする。 その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任す 第二十七条から第二十九条までの規定は、 第三者が管理者を指定したときであっても、 前

3

第八百三十一条 第六百五十四条及び第六百五十 する場合及び前条の場合について準用する。 五条の規定は、親権を行う者が子の財産を管理 (財産の管理について生じた親子間の債権の消 (委任の規定の準用)

第八百三十二条 親権を行った者とその子との間 きは、時効によって消滅する。 権が消滅した時から五年間これを行使しないと に財産の管理について生じた債権は、その管理

者は、その子のために特別代理人を選任するこ|2|子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅し 前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任 の法定代理人が就職した時から起算する。 た場合において子に法定代理人がないときは、 (子に代わる親権の行使)

|第八百三十三条 親権を行う者は、 する子に代わって親権を行う。 その親権に服

(親権喪失の審判) 第三節 親権の喪失

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の だし、二年以内にその原因が消滅する見込みが いて、親権喪失の審判をすることができる。た 子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督 使が著しく困難又は不適当であることにより子 遺棄があるときその他父又は母による親権の行 あるときは、この限りでない。 人又は検察官の請求により、その父又は母につ の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使 (親権停止の審判)

内で、 れる期間、子の心身の状態及び生活の状況そのは、その原因が消滅するまでに要すると見込ま 他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲 の審判をすることができる。 請求により、その父又は母について、親権停止 害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、 が困難又は不適当であることにより子の利益を 未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の 家庭裁判所は、親権停止の審判をするとき 親権を停止する期間を定める。 2

困難又は不適当であることにより子の利益を害第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が の審判をすることができる。 求により、その父又は母について、管理権喪失 成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請 するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未 (親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の

第八百三十六条 止又は管理権喪失の審判を取り消すことができ 族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停 滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親 十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消 第八百三十四条本文、第八百三

(親権又は管理権の辞任及び回復)

第八百三十七条 親権を行う父又は母は、やむを 得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を 親権又は管理権を辞することができる。

2 家庭裁判所の許可を得て、 復することができる。 前項の事由が消滅したときは、父又は母は、 親権又は管理権を回

第五章 後見

後見の開始

第八百三十八条 後見は、次に掲げる場合に開始

き 未成年者に対して親権を行う者がないと 又は親権を行う者が管理権を有しないと

後見開始の審判があったとき。

第二節 後見の機関 第一款 後見人

3

(未成年後見人の指定)

第八百三十九条 未成年者に対して最後に親権を この限りでない。 とができる。ただし、管理権を有しない者は、 行う者は、遺言で、未成年後見人を指定するこ

2 見人の指定をすることができる。 きは、他の一方は、前項の規定により未成年後 (未成年後見人の選任) 親権を行う父母の一方が管理権を有しないと

第八百四十条 前条の規定により未成年後見人と 年後見人が欠けたときも、同様とする。 請求によって、未成年後見人を選任する。 年被後見人又はその親族その他の利害関係人の なるべき者がないときは、家庭裁判所は、未成 未成年後見人がある場合においても、家庭裁 未成

できる。 は職権で、更に未成年後見人を選任することが 未成年後見人を選任するには、未成年被後見

3 年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しな と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成 後見人となる者が法人であるときは、その事業 況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並び人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状 ければならない。 の種類及び内容並びにその法人及びその代表者 に未成年被後見人との利害関係の有無(未成年

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管 失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があっ 生じたときは、その父又は母は、 たことによって未成年後見人を選任する必要が 理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪 遅滞なく未成

ならない。 年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなけれ

(成年後見人の選任)

第八百四十二条 削除

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判 をするときは、職権で、成年後見人を選任す

2 係人の請求により又は職権で、成年後見人を選 成年被後見人若しくはその親族その他の利害関 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、

ることができる。 求により又は職権で、更に成年後見人を選任す は、前項に規定する者若しくは成年後見人の請 成年後見人が選任されている場合において 必要があると認めるとき

他一切の事情を考慮しなければならない。 の利害関係の有無)、成年被後見人の意見その びにその法人及びその代表者と成年被後見人と 法人であるときは、その事業の種類及び内容並 見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見 人との利害関係の有無(成年後見人となる者が 心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後 (後見人の辞任) 成年後見人を選任するには、成年被後見人の

第八百四十四条 後見人は、正当な事由があると することができる。 きは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞

判所は、必要があると認めるときは、前項に規 定する者若しくは未成年後見人の請求により又 第八百四十五条 後見人がその任務を辞したこと 請求) (辞任した後見人による新たな後見人の選任

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不 は職権で、これを解任することができる。 しくはその親族若しくは検察官の請求により又 きは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若 行跡その他後見の任務に適しない事由があると の選任を家庭裁判所に請求しなければならな ときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人 によって新たに後見人を選任する必要が生じた (後見人の解任)

第八百四十七条 次に掲げる者は、 ことができない。 後見人となる

(後見人の欠格事由)

未成年者

人又は補助 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、

びにその配偶者及び直系血族 被後見人に対して訴訟をし、

又は

した者並

Ŧi.

行方の知れない者

(未成年後見監督人の指定) 第二款 後見監督人

第八百四十八条 未成年後見人を指定することが することができる。 できる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定

(後見監督人の選任)

第八百四十九条 家庭裁判所は、必要があると認 めるときは、被後見人、その親族若しくは後見 することができる。 人の請求により又は職権で、 後見監督人を選任 2

第八百五十条 後見人の配偶者、直系血族及び兄 (後見監督人の欠格事由)

後見監督人となることができない。

第八百五十一条後見監督人の職務は、 (後見監督人の職務) 次のとお

後見人の事務を監督すること。

三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をす 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任 を家庭裁判所に請求すること。

利益が相反する行為について被後見人を代表 すること。 後見人又はその代表する者と被後見人との

(委任及び後見人の規定の準用)

条、第六百五十五条、第八百四十四条、第八百 第**八百五十二条** 第六百四十四条、第六百五十四 第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人に 八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び 条の二の規定は未成年後見監督人について、第 ついて、第八百四十条第三項及び第八百五十七 二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人に 四十六条、第八百四十七条、第八百六十一条第 2 3 第八百五十七条の二 未成年後見人が数人あると (未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第三節 後見の事務

(財産の調査及び目録の作成)

第八百五十三条 後見人は、遅滞なく被後見人の らない。ただし、この期間は、家庭裁判所におを終わり、かつ、その目録を作成しなければな財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査 いて伸長することができる。 5 4

2 人があるときは、その立会いをもってしなけれ 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督 その効力を生じない

生活、

療養看護及び財産の管理に関する事務を

(財産の目録の作成前の権限)

第八百五十四条 る権限を有する。ただし、これをもって善意の 第三者に対抗することができない。 (後見人の被後見人に対する債権又は債務の申 わるまでは、急迫の必要がある行為のみをす 後見人は、財産の目録の作成を

第八百五十五条 後見人が、被後見人に対し、債 監督人があるときは、財産の調査に着手する前 権を有し、又は債務を負う場合において、後見 出義務)

に、これを後見監督人に申し出なければならな

を知ってこれを申し出ないときは、その債権を 後見人が、被後見人に対し債権を有すること

の準用) (被後見人が包括財産を取得した場合について

第八百五十六条 前三条の規定は、後見人が就職 した後被後見人が包括財産を取得した場合につ

いて準用する。 (未成年被後見人の身上の監護に関する権利義

第八百五十七条 未成年後見人は、第八百二十条 ない。 消し、又はこれを制限するには、未成年後見監居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り 督人があるときは、その同意を得なければなら から第八百二十三条までに規定する事項につい ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び て、親権を行う者と同一の権利義務を有する。

きは、共同してその権限を行使する。 は、職権で、その一部の者について、財産に関末成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所 する権限のみを行使すべきことを定めることが できる。

成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人がは、職権で、財産に関する権限について、各未 定めることができる。 事務を分掌して、その権限を行使すべきことを 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所

定めを取り消すことができる。 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の 思表示は、その一人に対してすれば足りる。 (成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮) 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意

行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重 慮しなければならない。 し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管 理し、かつ、その財産に関する法律行為につい て被後見人を代表する。

2 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場 合について準用する。

第八百五十九条の二 成年後見人が数人あるとき が、共同して又は事務を分掌して、その権限を 行使すべきことを定めることができる。 (成年後見人が数人ある場合の権限の行使等) 家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人

2 めを取り消すことができる。 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定

3 の許可) 表示は、その一人に対してすれば足りる。 (成年被後見人の居住用不動産の処分について 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思

第八百五十九条の三 成年後見人は、成年被後見 その敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除 するには、家庭裁判所の許可を得なければなら 又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分を 人に代わって、その居住の用に供する建物又は

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、 場合は、この限りでない。 について準用する。ただし、後見監督人がある 後見人

(利益相反行為)

第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人が に配達すべき旨を嘱託することができる。 において「郵便物等」という。)を成年後見人 書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十 後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信 ときは、成年後見人の請求により、信書の送達 その事務を行うに当たって必要があると認める 九号)第二条第三項に規定する信書便物(次条 の事業を行う者に対し、期間を定めて、成年被 (成年後見人による郵便物等の管理)

2 ることができない。 前項に規定する嘱託の期間は、 六箇月を超え

3 り消し、 求により又は職権で、同項に規定する嘱託を取 見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請 あった後事情に変更を生じたときは、成年被後 家庭裁判所は、第一項の規定による審判が 又は変更することができる。 ただし、

審判において定められた期間を伸長することが その変更の審判においては、同項の規定による

判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなけ ればならない。 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁

第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人 開いて見ることができる。 に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを

3 2 等で成年後見人の事務に関しないものは、 く。)の閲覧を求めることができる。 定により成年被後見人に交付されたものを除 見人が受け取った第一項の郵便物等(前項の規 かに成年被後見人に交付しなければならない。 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後 成年後見人は、その受け取った前項の郵便物

(支出金額の予定及び後見の事務の費用)

第八百六十一条 後見人は、その就職の初めにお 財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定 いて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び しなければならない。

2 は、被後見人の財産の中から支弁する。 後見人が後見の事務を行うために必要な費用

(後見人の報酬)

第八百六十二条 家庭裁判所は、後見人及び被 とができる。 財産の中から、相当な報酬を後見人に与えるこ 見人の資力その他の事情によって、被後見人の

第八百六十三条 後見監督人又は家庭裁判所は、 (後見の事務の監督)

2 は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の はその親族その他の利害関係人の請求により又 ができる。 若しくは被後見人の財産の状況を調査すること くは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務 いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若し 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しく

(後見監督人の同意を要する行為)

事務について必要な処分を命ずることができ

第八百六十四条 後見人が、被後見人に代わって 号に掲げる元本の領収については、この限りで同意を得なければならない。ただし、同項第一 同意するには、後見監督人があるときは、その をし、又は未成年被後見人がこれをすることに 営業若しくは第十三条第一項各号に掲げる行為 この限りで

第八百六十五条 後見人が、前条の規定に違反し 見人が取り消すことができる。この場合におい ては、第二十条の規定を準用する。 てし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後

条までの規定の適用を妨げない。 前項の規定は、第百二十一条から第百二十六

2

なければならない。

(被後見人の財産等の譲受けの取消し)

第八百六十六条 後見人が被後見人の財産又は被 る。この場合においては、第二十条の規定を準 後見人に対する第三者の権利を譲り受けたとき 被後見人は、これを取り消すことができ

条までの規定の適用を妨げない。 前項の規定は、第百二十一条から第百二十六

(未成年被後見人に代わる親権の行使)

第八百六十七条 未成年後見人は、未成年被後見 人に代わって親権を行う。

場合について準用する。 第八百六十一条から前条までの規定は、前項の 第八百五十三条から第八百五十七条まで及び

第八百六十八条 親権を行う者が管理権を有しな 限のみを有する。 い場合には、未成年後見人は、財産に関する権 (財産に関する権限のみを有する未成年後見人)

(委任及び親権の規定の準用)

第八百六十九条 第六百四十四条及び第八百三十 条の規定は、後見について準用する。

第四節 後見の終了

(後見の計算

第八百七十条 後見人の任務が終了したときは、 理の計算(以下「後見の計算」という。)をし 裁判所において伸長することができる。 なければならない。ただし、この期間は、 後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管 、家庭 2

第八百七十一条 後見の計算は、後見監督人があ るときは、 その立会いをもってしなければなら

約等の取消し) (未成年被後見人と未成年後見人等との間の契

第八百七十二条 未成年被後見人が成年に達した が取り消すことができる。その者が未成年後見 後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見 人又はその相続人との間でした契約は、その者 人又はその相続人に対してした単独行為も、 同 2

2 までの規定は、 第二十条及び第百二十一条から第百二十六条 前項の場合について準用する。

|第八百七十三条 後見人が被後見人に返還すべき 金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額に (返還金に対する利息の支払等) 後見の計算が終了した時から、利息を付さ

なお損害があるときは、その賠償の責任を負 を付さなければならない。この場合において、 費したときは、その消費の時から、これに利息 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消

第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見 為をすることができる。ただし、第三号に掲げ る行為をするには、家庭裁判所の許可を得なけ 理することができるに至るまで、次に掲げる行 が明らかなときを除き、相続人が相続財産を管 は、成年被後見人の相続人の意思に反すること (成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限) 人が死亡した場合において、必要があるとき 2

ればならない。 相続財産に属する特定の財産の保存に必要

いるものに限る。)の弁済 相続財産に属する債務(弁済期が到来して

三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締 結その他相続財産の保存に必要な行為(前) 号に掲げる行為を除く。)

第八百七十四条 第六百五十四条及び第六百五十 (委任の規定の準用)

五条の規定は、後見について準用する

第八百七十五条 第八百三十二条の規定は、後見 する。 見に関して生じた債権の消滅時効について準用 人又は後見監督人と被後見人との間において後 (後見に関して生じた債権の消滅時効)

より法律行為を取り消した場合には、 しの時から起算する。 前項の消滅時効は、第八百七十二条の規定に その取消

第六章 保佐及び補助 第一節 保佐

(保佐の開始)

第八百七十六条 て開始する 保佐は、 保佐開始の審判によっ

(保佐人及び臨時保佐人の選任等)

第八百七十六条の二 家庭裁判所は、保佐開始の 審判をするときは、職権で、保佐人を選任す る。

は、保佐人について準用する。 八百四十四条から第八百四十七条までの規定 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第

3 らない。ただし、 保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければな 益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人又はその代表する者と被保佐人との利 の限りでない。 保佐監督人がある場合は、

(保佐監督人)

第八百七十六条の三 家庭裁判所は、必要がある 保佐人の請求により又は職権で、保佐監督人を と認めるときは、被保佐人、その親族若しくは 選任することができる。

する。 れをすることに同意する」と読み替えるものと のは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこ 十一条第四号中「被後見人を代表する」とある 項及び第八百六十二条の規定は、保佐監督人に 二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二 五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の 条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百 十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四 ついて準用する。この場合において、第八百五 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五

(保佐人に代理権を付与する旨の審判)

第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条本 判をすることができる。 文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人 行為について保佐人に代理権を付与する旨の審 の請求によって、被保佐人のために特定の法律

3 家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求に 2 るには、本人の同意がなければならない。 よって、同項の審判の全部又は一部を取り消す 本人以外の者の請求によって前項の審判をす

(保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)

ことができる。

第八百七十六条の五 保佐人は、保佐の事務を行 ければならない。 うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、か つ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しな

2 事務について、第八百二十四条ただし書の規定 百六十二条及び第八百六十三条の規定は保佐の 百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八 審判に基づき被保佐人を代表する場合について は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の 第六百四十四条、第八百五十九条の二、 第八 2

3 定は保佐人の任務が終了した場合について、 -条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七 第

> 権について準用する。 被保佐人との間において保佐に関して生じた債 八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と

第二節 補助

(補助の開始)

第八百七十六条の七 第八百七十六条の六 (補助人及び臨時補助人の選任等) よって開始する。 家庭裁判所は、 補助は、 補助開始の審判に 補助開

| 2 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第 る 審判をするときは、 職権で、補助人を選任す

3 らない。ただし、補助監督人がある場合は、こ 補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければ 益が相反する行為については、補助人は、 は、補助人について準用する。 八百四十四条から第八百四十七条までの規定 補助人又はその代表する者と被補助人との な 利

の限りでない。 (補助監督人)

第八百七十六条の八 家庭裁判所は、必要がある 選任することができる。 補助人の請求により又は職権で、 と認めるときは、被補助人、その親族若しくは 補助監督人を

2 する。 れをすることに同意する」と読み替えるものと 項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人に 条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百 十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四 のは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこ 五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の 十一条第四号中「被後見人を代表する」とある ついて準用する。この場合において、第八百五 二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五

(補助人に代理権を付与する旨の審判)

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第 旨の審判をすることができる。 の法律行為について補助人に代理権を付与する 監督人の請求によって、被補助人のために特定 一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助

は、前項の審判について準用する。 (補助の事務及び補助人の任務の終了等) 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定

第八百七十六条の十 第六百四十四条、第八百 十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十 一条第二項、 第八百六十二条、第八百六十三条

事務について、第八百二十四条ただし書の規定及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の 審判に基づき被補助人を代表する場合について は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の

被補助人との間において補助に関して生じた債 権について準用する。 八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と 定は補助人の任務が終了した場合について、第十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七

第七章

(扶養義務者)

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、 に扶養をする義務がある。 互い

3 項に規定する場合のほか、三親等内の親族間に、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前 を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取 り消すことができる。 おいても扶養の義務を負わせることができる。 (扶養の順位) 前項の規定による審判があった後事情に変更 2

第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人 いて、当事者間に協議が調わないとき、又は協ある場合において、扶養をすべき者の順序につ が数人ある場合において、扶養義務者の資力が 受けるべき者の順序についても、同様とする。 その全員を扶養するのに足りないときの扶養を が、これを定める。扶養を受ける権利のある者 議をすることができないときは、家庭裁判所 (扶養の程度又は方法) 3 2

当事者間に協議が調わないとき、又は協議をす第八百七十九条 扶養の程度又は方法について、 ることができないときは、扶養権利者の需要、 扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮し 家庭裁判所が、これを定める。

第八百八十条 扶養をすべき者若しくは扶養を受 判の変更又は取消しをすることができる。 生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審 について協議又は審判があった後事情に変更を けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法 (扶養に関する協議又は審判の変更又は取消し) (扶養請求権の処分の禁止)

第八百八十一条 扶養を受ける権利は、 ことができない。 処分する 2

第五編 相続

第一章 総則

第八百八十二条 相続は、 (相続開始の原因) 死亡によって開始す

> 第八百八十三条 (相続開始の場所) 相続は、 被相続人の住所におい

(相続回復請求権)

第八百八十四条 相続回復の請求権は、 はその法定代理人が相続権を侵害された事実を 過したときも、同様とする。 よって消滅する。相続開始の時から二十年を経 知った時から五年間行使しないときは、時効に 相続人又

(相続財産に関する費用)

第八百八十五条 相続財産に関する費用は、 によるものは、この限りでない。 財産の中から支弁する。ただし、相続人の過失

(相続に関する胎児の権利能力)

第八百八十六条 胎児は、相続については、 生まれたものとみなす。 既に

兀

は、適用しない。 前項の規定は、胎児が死体で生まれたとき

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七条 る。 被相続人の子は、 相続人とな

この限りでない。 しくは廃除によって、その相続権を失ったときとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若 は、その者の子がこれを代襲して相続人とな る。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡した

若しくは廃除によって、その代襲相続権を失っ た場合について準用する。 死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に

第八百八十八条 削除

(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七 なる。 には、次に掲げる順序の順位に従って相続人と条の規定により相続人となるべき者がない場合

二 被相続人の兄弟姉妹 る者の間では、その近い者を先にする。 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異な

の場合について準用する。 第八百八十七条第二項の規定は、 前項第二号

(配偶者の相続権)

第八百九十条 は前条の規定により相続人となるべき者がある となる。この場合において、第八百八十七条又 ときは、 その者と同順位とする。 被相続人の配偶者は、常に相続人

第八百九十五条

しの請求があった後その審判が確定する前に相

続が開始したときは、

家庭裁判所は、

親族、

(相続人の欠格事由)

|第八百九十一条 次に掲げる者は、 ことができない。 相続人となる

又は至らせようとしたために、刑に処せられ しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、 故意に被相続人又は相続について先順位若

二 被相続人の殺害されたことを知って、 たときは、この限りでない。 害者が自己の配偶者若しくは直系血族であっ を告発せず、又は告訴しなかった者。ただ し、その者に是非の弁別がないとき、又は殺 これ

更することを妨げた者 関する遺言をし、撤回し、取り消し、 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に 又は変

又は変更させた者 関する遺言をさせ、撤回させ、 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に 取り消させ、

(推定相続人の廃除) 変造し、破棄し、又は隠匿した者 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人(相 又は推定相続人にその他の著しい非行があった う。以下同じ。)が、被相続人に対して虐待を 家庭裁判所に請求することができる。 ときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を 続が開始した場合に相続人となるべき者をい し、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、

第八百九十三条 被相続人が遺言で推定相続人を ぼってその効力を生ずる。 続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのればならない。この場合において、その推定相 の推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなけ は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、そ 廃除する意思を表示したときは、遺言執行者 (遺言による推定相続人の廃除) (推定相続人の廃除の取消し)

第八百九十四条 続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求するこ とができる。 被相続人は、いつでも、 推定相

2 ついて準用する。 前条の規定は、 推定相続人の廃除の取消しに

の管理 (推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産

推定相続人の廃除又はその取 規定を適用する。 が債務者に通知をしたものとみなして、同項

とする。 推定相続人の廃除の遺言があったときも、 理について必要な処分を命ずることができる。 害関係人又は検察官の請求によって、遺産の管

2 任した場合について準用する。 項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選 第二十七条から第二十九条までの規定は、

第三章 相続の効力

(相続の一般的効力) 第一節 総則

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、 する。ただし、被相続人の一身に専属したもの 被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継 は、この限りでない。

(祭祀に関する権利の承継)

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権 被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべ 先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、 は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖 き者があるときは、その者が承継する。

ときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁 判所が定める。 前項本文の場合において慣習が明らかでない

(共同相続の効力)

第八百九十八条 相続人が数人あるときは、 財産は、その共有に属する 相

第八百九十九条 各共同相続人は、その相続分に 応じて被相続人の権利義務を承継する。 (共同相続における権利の承継の対抗要件)

第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、 ことができない。 分を超える部分については、登記、登録その 次条及び第九百一条の規定により算定した相続 遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、 の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗する

の承継の通知をしたときは、共同相続人の全員 権を承継した場合にあっては、当該債権に係る 権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債 超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債 及び第九百一条の規定により算定した相続分を 遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にそ 前項の権利が債権である場合において、

相続分

- 第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、そ の相続分は、次の各号の定めるところによる。 相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一と 子及び配偶者が相続人であるときは、子の
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるとき 尊属の相続分は、三分の一とする。 配偶者の相続分は、三分の二とし、 直系
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるとき は、配偶者の相続分は、四分の三とし、 妹の相続分は、四分の一とする。 兄弟 2
- ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉 姉妹の相続分の二分の一とする。 は、各自の相続分は、相等しいものとする。 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるとき の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟 4 3

(代襲相続人の相続分)

- について、前条の規定に従ってその相続分を定 その各自の直系尊属が受けるべきであった部分 とする。ただし、直系卑属が数人あるときは、 その直系尊属が受けるべきであったものと同じ 規定により相続人となる直系卑属の相続分は、 第八百八十七条第二項又は第三項の
- て準用する。 により兄弟姉妹の子が相続人となる場合につい 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定

(遺言による相続分の指定)

- 第九百二条 はこれを定めることを第三者に委託することが らず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又 被相続人は、前二条の規定にかかわ
- 前二条の規定により定める。 めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、 人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に定 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行

2

第九百二条の二 被相続人が相続開始の時におい 続人の一人に対してその指定された相続分に応 ることができる。ただし、その債権者が共同相 より算定した相続分に応じてその権利を行使す 続人に対し、第九百条及び第九百一条の規定に 続分の指定がされた場合であっても、各共同相 て有した債務の債権者は、前条の規定による相 3 額を超えることができない

じた債務の承継を承認したときは、この限りで

|第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、 者の相続分とする。 贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその 相続財産とみなし、第九百条から第九百二条ま た財産の価額にその贈与の価額を加えたものを ときは、被相続人が相続開始の時において有し 贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若 しくは生計の資本として贈与を受けた者がある での規定により算定した相続分の中からその遺 遺

- く、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈 者は、その相続分を受けることができない。 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等し
- 示したときは、その意思に従う。 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表
- を表示したものと推定する。 与について第一項の規定を適用しない旨の意思 相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供 する建物又はその敷地について遺贈又は贈与を したときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈

第九百四条 前条に規定する贈与の価額は、受贈 るものとみなしてこれを定める。 も、相続開始の時においてなお原状のままであ 者の行為によって、その目的である財産が滅失 又はその価格の増減があったときであって

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事 産とみなし、第九百条から第九百二条までの規 財産の維持又は増加について特別の寄与をした 続人の療養看護その他の方法により被相続人の 業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相 もってその者の相続分とする。 定により算定した相続分に寄与分を加えた額を 定めたその者の寄与分を控除したものを相続財 者があるときは、被相続人が相続開始の時にお いて有した財産の価額から共同相続人の協議で

- ことができないときは、家庭裁判所は、同項に 期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の規定する寄与をした者の請求により、寄与の時 事情を考慮して、寄与分を定める 前項の協議が調わないとき、又は協議をする 3 できる。
- 有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残 寄与分は、被相続人が相続開始の時において 第九百八条 被相続人は、 方法を定め、 止 若しくはこれを定めることを第三 遺言で、遺産の分割の

| 4 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定に よる請求があった場合又は第九百十条に規定す る場合にすることができる。

(相続分の取戻権)

2 第九百五条 共同相続人の一人が遺産の分割前に その相続分を譲り受けることができる。 共同相続人は、その価額及び費用を償還して、 その相続分を第三者に譲り渡したときは、他の ならない。 前項の権利は、一箇月以内に行使しなければ

遺産の分割

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は 心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を 権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、 考慮してこれをする。 (遺産の分割の基準)

た場合の遺産の範囲) (遺産の分割前に遺産に属する財産が処分され

第九百六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財 みなすことができる。 産が遺産の分割時に遺産として存在するものと 産が処分された場合であっても、共同相続人 は、その全員の同意により、当該処分された財

2 得ることを要しない。 又は数人により同項の財産が処分されたとき は、当該共同相続人については、同項の同意を 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人

(遺産の分割の協議又は審判等)

- 第九百七条 共同相続人は、次条の規定により被 その協議で、遺産の全部又は一部の分割をする ことができる。 相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、
- 2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が だし、遺産の一部を分割することにより他の共 ときは、各共同相続人は、その全部又は一部の けるその一部の分割については、この限りでな 同相続人の利益を害するおそれがある場合にお 分割を家庭裁判所に請求することができる。た 調わないとき、又は協議をすることができない
- 部又は一部について、その分割を禁ずることがきは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全 前項本文の場合において特別の事由があると

の分担)

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁

ない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることが 者に委託し、又は相続開始の時から五年を超え

(遺産の分割の効力)

第九百九条遺産の分割は、 権利を害することはできない。 のぼってその効力を生ずる。ただし、 相続開始の時にさ 第三者の

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する 者ごとに法務省令で定める額を限度とする。) の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務 準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用 定した当該共同相続人の相続分を乗じた額 みなす。 遺産の一部の分割によりこれを取得したものと できる。この場合において、当該権利の行使を については、単独でその権利を行使することが 預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分 した預貯金債権については、当該共同相続人が の一に第九百条及び第九百一条の規定により算 (標

求権) (相続の開始後に認知された者の価額の支払

第九百十条 他の処分をしたときは、価額のみによる支払 において、他の共同相続人が既にその分割その なった者が遺産の分割を請求しようとする場合 請求権を有する。 相続の開始後認知によって相続人と

(共同相続人間の担保責任)

に対して、売主と同じく、その相続分に応じて第九百十一条 各共同相続人は、他の共同相続人 担保の責任を負う。

保責任) (遺産の分割によって受けた債権についての

- 第九百十二条 各共同相続人は、その相続分に応 の資力を担保する。 た債権について、その分割の時における債務者 じ、他の共同相続人が遺産の分割によって受け
- 2 時における債務者の資力を担保する。 権については、各共同相続人は、弁済をすべき (資力のない共同相続人がある場合の担保責任 弁済期に至らない債権及び停止条件付きの
- 第九百十三条 担保の責任を負う共同相続人中に 資力のある者が、それぞれその相続分に応じて 償還をする資力のない者があるときは、その 分担する。ただし、 還することができない部分は、求償者及び他 求償者に過失があるとき

とができない。 他の共同相続人に対して分担を請求するこ

(遺言による担保責任の定め)

第九百十四条 前三条の規定は、被相続人が遺言 で別段の意思を表示したときは、適用しない。 相続の承認及び放棄

(相続の承認又は放棄をすべき期間)

第九百十五条 相続人は、自己のために相続の開 庭裁判所において伸長することができる。 棄をしなければならない。ただし、この期間 相続について、単純若しくは限定の承認又は放 始があったことを知った時から三箇月以内に、 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、 利害関係人又は検察官の請求によって、 家

第九百十六条 その者の相続人が自己のために相続の開始が あったことを知った時から起算する。 ないで死亡したときは、前条第一項の期間は、 相続財産の調査をすることができる。 相続人が相続の承認又は放棄をし

第九百十七条 相続人が未成年者又は成年被後見 から起算する。 は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五条第一項の期間 人のために相続の開始があったことを知った時

(相続財産の管理)

第九百十八条 相続人は、その固有財産における をしたときは、この限りでない。 ければならない。ただし、相続の承認又は放棄 のと同一の注意をもって、相続財産を管理しな

処分を命ずることができる。 によって、いつでも、相続財産の保存に必要な 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求

を選任した場合について準用する。 項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人 第二十七条から第二十九条までの規定は、 前

第九百十九条 相続の承認及び放棄は、第九百十 (相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)

五条第一項の期間内でも、撤回することができ

族)の規定により相続の承認又は放棄の取消,前項の規定は、第一編(総則)及び前編(料) (親

消滅する。相続の承認又は放棄の時から十年を から六箇月間行使しないときは、時効によって をすることを妨げない。 前項の取消権は、追認をすることができる時

3

経過したときも、

同様とする。

4 判所に申述しなければならない の取消しをしようとする者は、その旨を家庭裁

第二節 相続の承認

(単純承認の効力)

第九百二十条 相続人は、単純承認をしたとき は、無限に被相続人の権利義務を承継する。 (法定単純承認)

第九百二十一条 次に掲げる場合には、 単純承認をしたものとみなす。 相続人が相続財産の全部又は一部を処分し 相続人

の限りでない。 定める期間を超えない賃貸をすることは、こ たとき。ただし、保存行為及び第六百二条に

三 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした 二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に限 をした後は、この限りでない。 を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこ 後であっても、相続財産の全部若しくは一部 定承認又は相続の放棄をしなかったとき。 ことによって相続人となった者が相続の承認 き。ただし、その相続人が相続の放棄をした を相続財産の目録中に記載しなかったと

第二款 限定承認

|第九百二十二条 相続人は、相続によって得た財 を弁済すべきことを留保して、相続の承認をす 産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈 ることができる。 (限定承認)

第九百二十三条 相続人が数人あるときは、限定 承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれ (共同相続人の限定承認)

(限定承認の方式) をすることができる。

第九百二十四条 相続人は、限定承認をしようと 相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出 するときは、第九百十五条第一項の期間内に、 し、限定承認をする旨を申述しなければならな

(限定承認をしたときの権利義務)

第九百二十五条 相続人が限定承認をしたとき 消滅しなかったものとみなす。 は、その被相続人に対して有した権利義務は、 (限定承認者による管理)

第九百二十六条 理を継続しなければならない。 おけるのと同一の注意をもって、 限定承認者は、その固有財産に 相続財産の管

第二項の規定により限定承認又は相続の放棄|2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五 十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二 項及び第三項の規定は、前項の場合について準

第九百二十七条 間は、二箇月を下ることができない。 の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告し に属する債務の債権者をいう。以下同じ。)及後五日以内に、すべての相続債権者(相続財産 なければならない。この場合において、 び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定 限定承認者は、限定承認をした その期

3 遺者には、各別にその申出の催告をしなければ 限定承認者は、知れている相続債権者及び受 受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済 権者及び受遺者を除斥することができない。 い。ただし、限定承認者は、知れている相続債 から除斥されるべき旨を付記しなければならな

4 する。 第一項の規定による公告は、官報に掲載して

第九百二十八条 限定承認者は、前条第一項の期 間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対し て弁済を拒むことができる。

第九百二十九条 て、その明引刃ニ引動シーニー満了した後は、限定承認者は、相続財産をもっ満了した後は、限定承認者は、相続財産をもった。 債権額の割合に応じて弁済をしなければならな その他知れている相続債権者に、それぞれその い。ただし、優先権を有する債権者の権利を害 て、その期間内に同項の申出をした相続債権者

第九百三十条 限定承認者は、弁済期に至らない 債権であっても、前条の規定に従って弁済をし

2

人を選任しなければならない。

は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従っ2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権 て弁済をしなければならない。 3

(受遺者に対する弁済)

ば、受遺者に弁済をすることができない。 従って各相続債権者に弁済をした後でなけれ (弁済のための相続財産の換価)

第九百三十二条 るにつき相続財産を売却する必要があるとき 前三条の規定に従って弁済をす

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

2 前項の規定による公告には、相続債権者及び

ならない。

(公告期間満了前の弁済の拒絶

(公告期間満了後の弁済)

することはできない。 (期限前の債務等の弁済)

なければならない。

第九百三十一条 限定承認者は、前二条の規定に

第九百三十三条 相続債権者及び受遺者は、自己 ことができる。この場合においては、第二百六 の費用で、相続財産の競売又は鑑定に参加する を弁済して、その競売を止めることができる。 ならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑 人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価 は、限定承認者は、これを競売に付さなけれ (相続債権者及び受遺者の換価手続への参加) 十条第二項の規定を準用する。

第九百三十四条 限定承認者は、第九百二十七条 ときは、これによって生じた損害を賠償する責くは受遺者に弁済をすることができなくなった とする。 までの規定に違反して弁済をしたときも、 任を負う。第九百二十九条から第九百三十一条 条第一項の期間内に相続債権者若しくは受遺者 に弁済をしたことによって他の相続債権者若し の公告若しくは催告をすることを怠り、又は (不当な弁済をした限定承認者の責任等) 同

者又は受遺者の求償を妨げな た相続債権者又は受遺者に対する他の相続債権 前項の規定は、情を知って不当に弁済を受け

いて準用する。 (公告期間内に申出をしなかった相続債権者及 第七百二十四条の規定は、前二項の場合に

第九百三十五条 第九百二十七条第一項の期間 る。ただし、相続財産について特別担保を有す 産についてのみその権利を行使することができ 者で限定承認者に知れなかったものは、残余財 に同項の申出をしなかった相続債権者及び受遺

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家 庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理 (相続人が数人ある場合の相続財産の管理 る者は、この限りでない。 人

の弁済に必要な一切の行為をする。 に、これに代わって、相続財産の管理及び債務 前項の相続財産の管理人は、相続人のため

読み替えるものとする。 続財産の管理人の選任があった後十日以内」と 承認をした後五日以内」とあるのは、「その相場合において、第九百二十七条第一項中「限定 項の相続財産の管理人について準用する。この 第九百二十六条から前条までの規定は、

第九百三十七条 限定承認をした共同相続人の一 人又は数人について第九百二十一条第一号又は (法定単純承認の事由がある場合の相続債権者)

し、その相続分に応じて権利を行使することが なかった債権額について、当該共同相続人に対 は、相続財産をもって弁済を受けることができ第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者 2

相続の放棄

(相続の放棄の方式)

は、その旨を家庭裁判所に申述しなければなら第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者

(相続の放棄の効力)

続に関しては、初めから相続人とならなかった第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相 ものとみなす。 2

(相続の放棄をした者による管理)

のと同一の注意をもって、その財産の管理を継始めることができるまで、自己の財産におけるはよって相続人となった者が相続財産の管理を第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄 2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五 続しなければならない。 十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二

第五章 財産分離

項及び第三項の規定は、前項の場合について準

開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中第九百四十一条 相続債権者又は受遺者は、相続(相続債権者又は受遺者の請求による財産分離) 財産と混合しない間は、その期間の満了後も、求することができる。相続財産が相続人の固有から相続財産を分離することを家庭裁判所に請 同様とする。 2

加入の申出をすべき旨を公告しなければならな離の命令があったこと及び一定の期間内に配当 に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分命じたときは、その請求をした者は、五日以内家庭裁判所が前項の請求によって財産分離を 下ることができない。 い。この場合において、その期間は、二箇月を

前項の規定による公告は、 官報に掲載してす

(財産分離の効力)

条第二項の規定により配当加入の申出をした者第九百四十二条 財産分離の請求をした者及び前 立って弁済を受ける。 相続財産について、相続人の債権者に先

第九百四十三条 財産分離の請求があったとき (財産分離の請求後の相続財産の管理) 要な処分を命ずることができる。 家庭裁判所は、 相続財産の管理について必

> 項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人 第二十七条から第二十九条までの規定は、前

を選任した場合について準用する。 (財産分離の請求後の相続人による管理)

第九百四十四条 相続人は、単純承認をした後で 相続財産の管理をしなければならない。ただ の固有財産におけるのと同一の注意をもって、 ときは、この限りでない。 し、家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した 財産分離の請求があったときは、以後、そ

項の場合について準用する。 に第六百五十条第一項及び第二項の規定は、前 第六百四十五条から第六百四十七条まで並び

(不動産についての財産分離の対抗要件)

第九百四十五条 財産分離は、不動産について ことができない。 は、その登記をしなければ、第三者に対抗する

(物上代位の規定の準用)

第九百四十六条 第三百四条の規定は、 の場合について準用する。 財産分離

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百四十七条 相続人は、第九百四十一条第一 を害することはできない。 その債権額の割合に応じて弁済をしなければな らない。ただし、優先権を有する債権者の権利 申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれ 財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の 第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続 及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。 項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者 財産分離の請求があったときは、相続人は、

3 は、前項の場合について準用する。 (相続人の固有財産からの弁済) 第九百三十条から第九百三十四条までの規定

第九百四十八条 財産分離の請求をした者及び配 部の弁済を受けることができなかった場合に限当加入の申出をした者は、相続財産をもって全 ことができる。 り、相続人の固有財産についてその権利を行使 人の債権者は、その者に先立って弁済を受ける することができる。この場合においては、相続

(財産分離の請求の防止等)

第九百四十九条 相続人は、その固有財産をもっ これに相当の担保を供して、財産分離の請求を 防止し、又はその効力を消滅させることができ る。ただし、相続人の債権者が、これによって て相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又は

たときは、この限りでない。 損害を受けるべきことを証明して、異議を述べ (相続人の債権者の請求による財産分離)

第九百五十条 相続人が限定承認をすることがで

2 第三百四条、第九百二十五条、第九百二十七 ら第九百四十五条まで及び第九百四十八条の規条から第九百三十四条まで、第九百四十三条か 第九百二十七条の公告及び催告は、財産分離の 定は、前項の場合について準用する。ただし、 きる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合 請求をした債権者がしなければならない。 対して財産分離の請求をすることができる。 しない間は、相続人の債権者は、家庭裁判所に

第六章 相続人の不存在

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでな いときは、相続財産は、法人とする。 (相続財産法人の成立)

は、利害関係人又は検察官の請求によって、相第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所 2 たときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告 続財産の管理人を選任しなければならない。 (相続財産の管理人の選任) 前項の規定により相続財産の管理人を選任し

しなければならない。

第九百五十三条 第二十七条から第二十九条まで 下この章において単に「相続財産の管理人」と の規定は、前条第一項の相続財産の管理人(以 いう。)について準用する。 (相続財産の管理人の報告) (不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

第九百五十四条 相続財産の管理人は、相続債権 した者に相続財産の状況を報告しなければなら者又は受遺者の請求があるときは、その請求を

(相続財産法人の不成立)

なったときは、第九百五十一条の法人は、成立第九百五十五条 相続人のあることが明らかに 管理人がその権限内でした行為の効力を妨げな しなかったものとみなす。ただし、相続財産の

(相続財産の管理人の代理権の消滅)

2 第九百五十六条 なく相続人に対して管理の計算をしなければな 前項の場合には、相続財産の管理人は、遅滞 らない。 相続人が相続の承認をした時に消滅する。 相続財産の管理人の代理権は、

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告が あった後二箇月以内に相続人のあることが明ら

> いて、その期間は、二箇月を下ることができな き旨を公告しなければならない。この場合にお かにならなかったときは、相続財産の管理 に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべ は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者

2 九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百 場合について準用する。 三十二条ただし書を除く。)の規定は、 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第

第九百五十八条前条第一項の期間の満了後、 (相続人の捜索の公告)

第九百五十八条の二 前条の期間内に相続人とし 求によって、相続人があるならば一定の期間内庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請 ての権利を主張する者がないときは、相続人並 月を下ることができない。 らない。この場合において、その期間は、 にその権利を主張すべき旨を公告しなければな お相続人のあることが明らかでないときは、 (権利を主張する者がない場合) 家な

(特別縁故者に対する相続財産の分与) 者及び受遺者は、その権利を行使することがで びに相続財産の管理人に知れなかった相続債権 きない。

第九百五十八条の三 前条の場合において、相当 と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生 できる。 すべき相続財産の全部又は一部を与えることが 者の請求によって、これらの者に、清算後残存 努めた者その他被相続人と特別の縁故があった 計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に

後三箇月以内にしなければならない。 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了

第九百五十九条 前条の規定により処分され においては、第九百五十六条第二項の規定を準 かった相続財産は、国庫に帰属する。この場合 (残余財産の国庫への帰属)

第七章 遺言

用する。

第一節 総則

第九百六十条 遺言は、この法律に定める方式に (遺言の方式)

(遺言能力)

従わなければ、

することができない

第九百六十一条 十五歳に達した者は、 ることができる。 遺言をす

第九百六十二条 建築をよ、建業をよったでは、 第十七条の規定は、遺言については、適用しない。

第九百六十四条 遺言者は、包括又は特定の名義(包括遺贈及び特定遺贈) (包括遺贈及び特定遺贈)

第九百六十五条 第八百八十六条及び第八百九十 (相続人に関する規定の準用)

で、その財産の全部又は一部を処分することが

兀

RLT マーマを 安全して、、受売の十事の一条の規定は、受遺者について準用する。 一条の規定は、受遺者について準用する。

2 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属は、無効とする。

第一款 普通の方式

(普通の方式による遺言の種類)

はいでよい。 は秘密証書によってしなければならない。ただは秘密証書によってしなければならない。ただ 第九百六十七条 遺言は、自筆証書、公正証書又

(自筆証書遺言)

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするにし、これに印を押さなければならない。し、これに印を押さなければならない。

印を押さなければならない。 中を押さなければならない。 の目録の毎葉(自書によらない記載がその両面の目録の毎葉(自書によらない記載がその両面の目録の毎葉(自書によらない記載がその両面の目録の毎葉(自書によらない記載がその両面の目録の毎葉(自書によらない記載がその両面とある場合にあっては、その両面)に署名し、その目録において、遺言者は、そを要しない。この場合においては、自書正書にこれとを要しない。

ば、その効力を生じない。し、かつ、その変更の場所に印を押さなけれし、かつ、その変更の場所に印を押さなけれの他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、の他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、の単の変更は、遺言者が、その場所を指示し、

は、次に掲げる方式に従わなければならない。 ・ 第九百六十九条 公正証書によって遺言をするに 2

よる遺言について準用する。

…。 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授するこ証人二人以上の立会いがあること。

ること。
ること。
ること。

名に代えることができる。い場合は、公証人がその事由を付記して、署と。ただし、遺言者が署名することができなと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人が、筆記の正確なことを承」。遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承

(公正証書遺言の方式の特則)

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書 (人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中同条第三号の規定の適用については、同号中口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述 第

2 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で 2 前条の遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこは証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

しなければならない。
証書を作ったときは、その旨をその証書に付記る 公証人は、前二項に定める方式に従って公正

第九百七十条 秘密証書によって遺言をするに(秘密証書遺言)

二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いたと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 おいればならない。 とがればならない。 とがればならない。 とがればならない。 とがればならない。 というない というない

並びにその筆者の氏名及び住所を申述するこ前に封書を提出して、自己の遺言書である旨三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の印章をもってこれに封印すること。

第九百六十八条第三項の規定は、秘密証書に証人とともにこれに署名し、印を押すこと。言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺

(秘密証書遺言の方式の特則) 筆証書による遺言としてその効力を有する。 筆証書による遺言としてその効力を有する。 定める方式に欠けるものがあっても、第九百六 第九百七十一条 秘密証書による遺言は、前条に

(方式に欠ける秘密証書遺言の効力)

第九百七十二条 口がきけない者が秘密証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人 2 及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の 通訳により申述し、又は封紙に自書して、第九 百七十条第一項第三号の申述に代えなければな 3 らない。

紙に記載しなければならない。
により申述したときは、公証人は、その旨を封
の場合において、遺言者が通訳人の通訳

第九百七十三条 成年被後見人が事理を弁識するは、医師二人以上の立会いがなければならなま力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならなは、医師二人以上の遺言)

2 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁職すして、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載をし、甲を押さなければならない。

は立会人となることができない。 第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又(証人及び立会人の欠格事由)

者及び直系血族
二 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶
一 未成年者

で使用人 び使用人 三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及

(共同遺言の禁止)

証書ですることができない。 第九百七十五条 遺言は、二人以上の者が同一の

第二款特別の方式

の危急に迫った者が遺言をしようとするとき第九百七十六条 疾病その他の事由によって死亡(死亡の危急に迫った者の遺言)

の正確なことを承認した後、これに署名し、印る。 読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記は、自 者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に九百六 きる。この場合においては、その口授を受けた則条に は、証人三人以上の立会いをもって、その一人

に代えなければならない。
る場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授いが、遺言の趣

を押さなければならない。

の 第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞これを立とができる。 第一項後段の遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代とない者である場合には、遺言の趣旨の口授又えない者できる。

5 家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意にば、その効力を生じない。ら家庭裁判所に請求してその確認を得なけれら二十日以内に、証人の一人又は利害関係人か4 前三項の規定によりした遺言は、遺言の日か

確認することができない。 出たものであるとの心証を得なければ、これを 家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意に

(伝染病隔離者の遺言)

第九百七十七条 伝染病のため行政処分によって第九百七十七条 伝染病のため行政処分によって

第九百七十八条 船舶中に在る (在船者の遺言)

言書を作ることができる。
務員一人及び証人二人以上の立会いをもって遺
第九百七十八条 船舶中に在る者は、船長又は事

(船舶遭難者の遺言)

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、第九百七十九条 船舶が遭難した場合に迫った者は、

れをしなければならない。 2 口がきけない者が前項の規定により遺言をす

ば、その効力を生じない。
は、その効力を生じない。
は、その効力を生じない。
は、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押名の趣旨を筆記して、これに署名し、印を押るの趣旨を筆記して、これに署名し、記人が、

第九百七十六条第五項の規定は、 前項の場合

(遺言関係者の署名及び押印)

第九百八十条 第九百七十七条及び第九百七十八 条の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人 各自遺言書に署名し、印を押さなければな

(署名又は押印が不能の場合)

九条までの場合において、署名又は印を押すこ第九百八十一条 第九百七十七条から第九百七十 第九百八十二条第九百六十八条第三項及び第九 について準用する。 第九百七十六条から前条までの規定による遺言 百七十三条から第九百七十五条までの規定は、 は、その事由を付記しなければならない。 とのできない者があるときは、立会人又は証人 (普通の方式による遺言の規定の準用) 2

(特別の方式による遺言の効力)

第九百八十三条 第九百七十六条から前条までの から六箇月間生存するときは、その効力を生じ よって遺言をすることができるようになった時 規定によりした遺言は、遺言者が普通の方式に

(外国に在る日本人の遺言の方式)

第九百八十四条 日本の領事の駐在する地に在る すことを要しない。 第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押 かわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条 四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にか 行う。この場合においては、第九百六十九条第 しようとするときは、公証人の職務は、領事が 日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言を

第三節 遺言の効力

(遺言の効力の発生時期)

第九百八十五条 遺言は、遺言者の死亡の時から その効力を生ずる。

(遺贈の放棄) 条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言 遺言に停止条件を付した場合において、その 条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかの 第九百八十六条 受遺者は、遺言者の死亡後、 ぼってその効力を生ずる。 つでも、遺贈の放棄をすることができる。 V

第九百八十七条 遺贈義務者(遺贈の履行をする 義務を負う者をいう。以下この節において同 (受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の催告)

き、

る。この場合において、受遺者がその期間内に じ。) その他の利害関係人は、受遺者に対し、 は、遺贈を承認したものとみなす。 遺贈義務者に対してその意思を表示しないとき 又は放棄をすべき旨の催告をすることができ 相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認

しないで死亡したときは、その相続人は、自己第九百八十八条 受遺者が遺贈の承認又は放棄を 別段の意思を表示したときは、その意思に従 ることができる。ただし、遺言者がその遺言に の相続権の範囲内で、遺贈の承認又は放棄をす (受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄)

(遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消 L

|第九百八十九条 遺贈の承認及び放棄は、撤回す ることができない

贈の承認及び放棄について準用する。 (包括受遺者の権利義務) 第九百十九条第二項及び第三項の規 派定は、 遺

第九百九十条 包括受遺者は、 利義務を有する。 相続人と同 一の権

(受遺者による担保の請求)

ない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請第九百九十一条 受遺者は、遺贈が弁済期に至ら する。 求することができる。停止条件付きの遺贈につ いてその条件の成否が未定である間も、 同様と

(受遺者による果実の取得)

|第九百九十二条 受遺者は、遺贈の履行を請求す ときは、その意思に従う。 ることができる時から果実を取得する。ただ し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した

(遺贈義務者による費用の償還請求)

2 第九百九十三条 第二百九十九条の規定は、遺贈 請求することができる。 は、果実の価格を超えない限度で、その償還を て費用を支出した場合について準用する。 義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物につい 果実を収取するために支出した通常の必要費

(受遺者の死亡による遺贈の失効)

2 第九百九十四条 遺贈は、遺言者の死亡以前に受 とする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意 思を表示したときは、その意思に従う。 の条件の成就前に死亡したときも、前項と同様 遺者が死亡したときは、その効力を生じない。 停止条件付きの遺贈については、受遺者がそ

第九百九十五条 遺贈が、その効力を生じないと (遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属)

> 段の意思を表示したときは、その意思に従う。 は、受遺者が受けるべきであったものは、相続 人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別 (相続財産に属しない権利の遺贈)

第九百九十六条 遺贈は、その目的である権利が るときは、この限りでない。 らず、これを遺贈の目的としたものと認められ その権利が相続財産に属するかどうかにかかわ かったときは、その効力を生じない。ただし、遺言者の死亡の時において相続財産に属しな 相続財産に属しない権利を目的

第九百九十七条 あるときは、遺贈義務者は、その権利を取得し とする遺贈が前条ただし書の規定により有効で て受遺者に移転する義務を負う。

2 取得することができないとき、又はこれを取得4 前項の場合において、同項に規定する権利を 表示したときは、その意思に従う。 義務者は、その価額を弁償しなければならな するについて過分の費用を要するときは、遺贈 い。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を

第九百九十八条 遺贈義務者は、遺贈の目的であ き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺 場合にあっては、その特定した時)の状態で引 物又は権利について遺贈の目的として特定した る物又は権利を、相続開始の時(その後に当該 は、その意思に従う。 (遺贈の物上代位) 言者がその遺言に別段の意思を表示したとき (遺贈義務者の引渡義務)

第九百九十九条 遺言者が、遺贈の目的物の滅失 若しくは変造又はその占有の喪失によって第三 る。 者に対して償金を請求する権利を有するとき は、その権利を遺贈の目的としたものと推定す

2 混和物の単独所有者又は共有者となったとき ら第二百四十五条までの規定により合成物又は した場合において、遺言者が第二百四十三条か したものと推定する。 は、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的と 遺贈の目的物が、他の物と付合し、又は混和 2

第千条 削除

(債権の遺贈の物上代位)

|第千一条 債権を遺贈の目的とした場合にお 遺贈の目的としたものと推定する。 た物がなお相続財産中に在るときは、その物を て、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取っ

又は放棄によってその効力を失ったとき 2 合においては、相続財産中にその債権額に相当 金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場

贈の目的としたものと推定する。 する金銭がないときであっても、 (負担付遺贈) その金額を遺

2 第千二条 負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的 義務を履行する責任を負う。 の価額を超えない限度においてのみ、 受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の 負担した

思を表示したときは、その意思に従う。 できる。ただし、遺言者がその遺言に別段 益を受けるべき者は、自ら受遺者となることが の意

(負担付遺贈の受遺者の免責)

第千三条 負担付遺贈の目的の価額が相続の限定 思に従う。 の遺言に別段の意思を表示したときは、その意 の負担した義務を免れる。ただし、遺言者がそ きは、受遺者は、その減少の割合に応じて、 承認又は遺留分回復の訴えによって減少したと そ

第四節 遺言の執行

(遺言書の検認)

第千四条 遺言書の保管者は、相続の開始を知 書を発見した後も、同様とする。 書の保管者がない場合において、相続人が遺言て、その検認を請求しなければならない。遺言 た後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出

2 は、適用しない。 前項の規定は、公正証書による遺言について

3 することができない。 続人又はその代理人の立会いがなければ、 封印のある遺言書は、家庭裁判所において相

(過料)

第千五条 とを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、 は、五万円以下の過料に処する。 前条の規定により遺言書を提出するこ

第千六条 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺 託することができる。 言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委 又は家庭裁判所外においてその開封をした者 (遺言執行者の指定)

なければならない。 なく、その指定をして、これを相続人に通知し 遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞

3 続人に通知しなければならない。 託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相 遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委

(遺言執行者の任務の開始)

第千七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、 直ちにその任務を行わなければならない。

2 ばならない 遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなけれ 遺言執行者は、その任務を開始したときは、

(遺言執行者に対する就職の催告)

第千八条 相続人その他の利害関係人は、遺言執 告をすることができる。この場合において、遺に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催行者に対し、相当の期間を定めて、その期間内 をしないときは、就職を承諾したものとみな 言執行者が、その期間内に相続人に対して確答 3

(遺言執行者の欠格事由)

第千九条 未成年者及び破産者は、 なることができない。 遺言執行者と

第千十条 遺言執行者がないとき、又はなくなっ

4

(遺言執行者の選任)

よって、これを選任することができる。 たときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求に

の目録を作成して、相続人に交付しなければな千十一条 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産 (相続財産の目録の作成)

その立会いをもって相続財産の目録を作成し、遺言執行者は、相続人の請求があるときは、 又は公証人にこれを作成させなければならな

(遺言執行者の権利義務)

第千十二条 遺言執行者は、遺言の内容を実現す 要な一切の行為をする権利義務を有する。 るため、相続財産の管理その他遺言の執行に必 2

遺言執行者のみが行うことができる。 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、

執行者について準用する。 四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言 第六百四十四条、第六百四十五条から第六百

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

第千十三条 遺言執行者がある場合には、相続人 る。ただし、これをもって善意の第三者に対抗前項の規定に違反してした行為は、無効とす べき行為をすることができない。 相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる 2

者を含む。)が相続財産についてその権利を行前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権 することができない。

使することを妨げない。 (特定財産に関する遺言の執行)

うち特定の財産に関する場合には、 ついてのみ適用する。 の財産に関する場合には、その財産に前三条の規定は、遺言が相続財産の

2 特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継 ことができる。 共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定 させる旨の遺言(以下「特定財産承継遺言」と する対抗要件を備えるために必要な行為をする いう。)があったときは、遺言執行者は、当該 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する

預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的できる。ただし、解約の申入れについては、その 預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は 貯金に係る契約の解約の申入れをすることがで 言執行者は、同項に規定する行為のほか、その ある場合に限る 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺

で別段の意思を表示したときは、その意思に従前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言

(遺言執行者の行為の効果)

第千十五条 遺言執行者がその権限内において遺 言執行者であることを示してした行為は、 人に対して直接にその効力を生ずる。 (遺言執行者の復任権) 相続

|第千十六条 遺言執行者は、自己の責任で第三者 遺言者がその遺言に別段の意思を表示したとき にその任務を行わせることができる。ただし、 2

及び監督についての責任のみを負う。 わせることについてやむを得ない事由があると きは、遺言執行者は、相続人に対してその選任 前項本文の場合において、第三者に任務を行

第千十七条 遺言執行者が数人ある場合には、(遺言執行者が数人ある場合の任務の執行) の任務の執行は、過半数で決する。ただし、遺 は、その意思に従う。 言者がその遺言に別段の意思を表示したとき そ

保存行為をすることができる。 各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、

(遺言執行者の報酬)

2 他の事情によって遺言執行者の報酬を定めるこ 第千十八条 家庭裁判所は、相続財産の状況その を定めたときは、この限りでない。 とができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬

受けるべき場合について準用する。 百四十八条の二の規定は、遺言執行者が報酬を 第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六

(遺言執行者の解任及び辞任)

第千十九条 遺言執行者がその任務を怠ったとき その他正当な事由があるときは、 利害関係人

> きる。 は、その解任を家庭裁判所に請求することがで

2 遺言執行者は、 庭裁判所の許可を得て、 ができる。 正当な事由があるときは、 家

(委任の規定の準用)

第千二十条 第六百五十四条及び第六百五十五条 の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合に ついて準用する。

(遺言の執行に関する費用の負担)

(遺言の撤回)

ことができる。 に従って、その遺言の全部又は一部を撤回する

(前の遺言と後の遺言との抵触等)

きは、その抵触する部分については、後の遺言 前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その

第千二十四条 遺言者が故意に遺言書を破棄した 撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の ときは、その破棄した部分については、 目的物を破棄したときも、 (撤回された遺言の効力) 同様とする。 遺言を

あっても、その効力を回復しない。ただし、そ 言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消さ の行為が錯誤、詐欺又は強迫による場合は、 れ、又は効力を生じなくなるに至ったときで の限りでない。

(遺言の撤回権の放棄の禁止)

第千二十六条 遺言者は、その遺言を撤回する権 利を放棄することができない。

| 第千二十七条 負担付遺贈を受けた者がその負担 ないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消 した義務を履行しないときは、相続人は、相当 きる。この場合において、その期間内に履行が の期間を定めてその履行の催告をすることがで しを家庭裁判所に請求することができる

その任務を辞すること

第千二十一条 遺言の執行に関する費用は、 財産の負担とする。ただし、これによって遺留 分を減ずることができない。 相続

第五節 遺言の撤回及び取消し

第千二十二条 遺言者は、いつでも、遺言の方式

第千二十三条 前の遺言が後の遺言と抵触すると

他の法律行為と抵触する場合について準用す で前の遺言を撤回したものとみなす。

(遺言書又は遺贈の目的物の破棄)

第千二十五条 前三条の規定により撤回された遺

(負担付遺贈に係る遺言の取消し)

第八章 配偶者の居住の権利 第一節 配偶者居住権

第千二十八条 被相続人の配偶者(以下この章に あっては、この限りでない。 建物を配偶者以外の者と共有していた場合に 章において「配偶者居住権」という。)を取得 節において「居住建物」という。)の全部につ の財産に属した建物に相続開始の時に居住して おいて単に「配偶者」という。)は、 する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住 するときは、その居住していた建物(以下この いた場合において、次の各号のいずれかに該当 いて無償で使用及び収益をする権利(以下この

るものとされたとき。 遺産の分割によって配偶者居住権を取得す

3 するときは、配偶者居住権は、消滅しない。 た場合であっても、他の者がその共有持分を有 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。 居住建物が配偶者の財産に属することとなっ 第九百三条第四項の規定は、 配偶者居住権の

遺贈について準用する。

(審判による配偶者居住権の取得)

第千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭 判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶 者居住権を取得する旨を定めることができる。 得することについて合意が成立していると 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取

一 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権 げる場合を除く。)。 めに特に必要があると認めるとき(前号に掲 を考慮してもなお配偶者の生活を維持するた の取得を希望する旨を申し出た場合にお 居住建物の所有者の受ける不利益の程度

(配偶者居住権の存続期間)

第千三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者 めをしたときは、その定めるところによる。 庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定 若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家 の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議 (配偶者居住権の登記等)

第千三十一条 居住建物の所有者は、配偶者 定の登記を備えさせる義務を負う。 節において同じ。)に対し、配偶者居住権の 偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この 配 設

登記を備えた場合について準用する。 第六百五条の四の規定は配偶者居住権の設定の (配偶者による使用及び収益) 第六百五条の規定は配偶者居住権について、

第千三十二条 配偶者は、従前の用法に従い、善 住の用に供していなかった部分について、これ を居住の用に供することを妨げない。 び収益をしなければならない。ただし、従前居 良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及

ことができない。 第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせる れば、居住建物の改築若しくは増築をし、又は 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なけ 配偶者居住権は、譲渡することができない。

がされないときは、居住建物の所有者は、当該 を消滅させることができる。 配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権 定めてその是正の催告をし、その期間内に是正 合において、居住建物の所有者が相当の期間を (居住建物の修繕等) 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場

第千三十三条 配偶者は、居住建物の使用及び収 益に必要な修繕をすることができる。

とができる。 きは、居住建物の所有者は、その修繕をするこ 配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないと 居住建物の修繕が必要である場合において、

知っているときは、この限りでない。 い。ただし、居住建物の所有者が既にこれを 対し、遅滞なくその旨を通知しなければならな があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に く。)、又は居住建物について権利を主張する者 により配偶者が自らその修繕をするときを除 居住建物が修繕を要するとき(第一項の規定 2 二 前号に掲げる場合以外の場合 第三項の申

第千三十四条 配偶者は、 費を負担する。 (居住建物の費用の負担 居住建物の通常の必要

3

の必要費以外の費用について準用する。 (居住建物の返還等) 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常

第千三十五条 配偶者は、配偶者居住権が消滅し 建物の返還を求めることができない。 者居住権が消滅したことを理由としては、居住 分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶 い。ただし、配偶者が居住建物について共有持たときは、居住建物の返還をしなければならな 2

2 百二十一条の規定は、 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六 前項本文の規定により配

建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住 建物の返還をする場合について準用する。 偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住 (使用貸借及び賃貸借の規定の準用)

3

第千三十六条 第五百九十七条第一項及び第三 る。 条の二の規定は、配偶者居住権について準用す 項、第六百条、第六百十三条並びに第六百十六

第二節 配偶者短期居住権

(配偶者短期居住権)

第千三十七条 配偶者は、被相続人の財産に属し 合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞ た建物に相続開始の時に無償で居住していた場 の相続権を失ったときは、この限りでない。 る配偶者居住権を取得したとき、又は第八百九 配偶者が、相続開始の時において居住建物に係 者短期居住権」という。)を有する。ただし、 用する権利(居住建物の一部のみを無償で使用 という。)に対し、居住建物について無償で使 た者(以下この節において「居住建物取得者」 十一条の規定に該当し若しくは廃除によってそ 償で使用する権利。以下この節において「配偶 いう。)の所有権を相続又は遺贈により取得し いた建物(以下この節において「居住建物」と れ当該各号に定める日までの間、その居住して していた場合にあっては、その部分について無

始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅より居住建物の帰属が確定した日又は相続開 間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割に 居住建物について配偶者を含む共同相続人

法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはなは、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方 らない。 前項本文の場合においては、居住建物取得者 入れの日から六箇月を経過する日

合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消 滅の申入れをすることができる。 (配偶者による使用) 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場

| 第千三十八条 配偶者 (配偶者短期居住権を有す る配偶者に限る。以下この節において同じ。) もって、居住建物の使用をしなければならな は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意を

きない。 ば、第三者に居住建物の使用をさせることがで 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なけ 2

は、

その価格を定める。

条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利

家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従

によって配偶者短期居住権を消滅させることが 住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示 できる。 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居

の消滅) (配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権

第千三十九条 住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、 消滅する。

第千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除 偶者が居住建物について共有持分を有する場合建物の返還をしなければならない。ただし、配 求めることができない。 滅したことを理由としては、居住建物の返還を き は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消 . 配偶者短期居住権が消滅したときは、居住

第千四十一条 第五百九十七条第三項、第六百 2 建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住 偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住 建物の返還をする場合について準用する。 (使用貸借等の規定の準用)

第千三十三条及び第千三十四条の規定は、 者短期居住権について準用する。 第六百十六条の二、第千三十二条第二項、 配偶

(遺留分の帰属及びその割合) 第九章 遺留分

第千四十二条 兄弟姉妹以外の相続人は、 るための財産の価額に、次の各号に掲げる区分 として、次条第一項に規定する遺留分を算定す た額を受ける。 に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じ 遺留分

2 前号に掲げる場合以外の場合 二分の一

直系尊属のみが相続人である場合

る割合は、これらに第九百条及び第九百一条の 規定により算定したその各自の相続分を乗じた 割合とする。 相続人が数人ある場合には、前項各号に定め

第千四十三条 遺留分を算定するための財産の価 財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額は、被相続人が相続開始の時において有した 額から債務の全額を控除した額とする。 (遺留分を算定するための財産の価額)

第千四十四条 贈与は、相続開始前の一年間にし 日より前にしたものについても、同様とする。 えることを知って贈与をしたときは、一年前の 入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加 たものに限り、前条の規定によりその価額を算

2

配偶者が居住建物に係る配偶者居 3

価額について準用する。

第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の

の適用については、同項中「一年」とあるの

は

相続人に対する贈与についての第一項の規

しくは養子縁組のため又は生計の資本として受

産

「十年」と、「価額」とあるのは「価額(婚姻若

百二十一条の規定は、前項本文の規定により配第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六 (居住建物の返還等) 2 第千四十五条 負担付贈与がされた場合にお 価額は、その目的の価額から負担の価額を控除 者双方が遺留分権利者に損害を加えることを 第千四十三条第一項に規定する贈与した財 けた贈与の価額に限る。)」とする。

した額とする。

不相当な対価をもってした有償行為は、

とする負担付贈与とみなす。 知ってしたものに限り、当該対価を負担の価額

第千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、 留分侵害額に相当する金銭の支払を請求するこ この章において同じ。)又は受贈者に対し、 又は相続分の指定を受けた相続人を含む。 受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し とができる。 (遺留分侵害額の請求) 遺

2 遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除 し、これに第三号に掲げる額を加算して算定す 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による

第一項に規定する贈与の価額 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条

に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価 及び第九百四条の規定により算定した相続分 第九百条から第九百二条まで、 第九百三条

(受遺者又は受贈者の負担額) 務のうち、第八百九十九条の規定により遺留 て「遺留分権利者承継債務」という。) の 分権利者が承継する債務(次条第三項にお 被相続人が相続開始の時において有した債 額

第千四十七条 受遺者又は受贈者は、次の各号の の取得を含む。以下この章において同じ。) 定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言 は贈与 による財産の承継又は相続分の指定による遺産 (遺留分を算定するための財産の価額に 又

一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が留分侵害額を負担する。十二条の規定による遺留分として当該相続人がある場合にあっては、当該価額から第千四人である場合にあっては、当該価額から第千四じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続

の目的の価額について準用する。

失は、遺留分権利者の負担に帰する。
受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損

きる。
第一項の規定により負担する債務の全部又は一第一項の規定により負担する債務の全部又は一ち、裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、

(遺留分侵害額請求権の期間の制限)

附

則

(昭和二二年四月一六日法律第六

第千四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分別等千四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分を侵害する贈 第一年四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分別を侵害する贈

(遺留分の放棄)

その効力を生ずる。 乗は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、第 第千四十九条 相続の開始前における遺留分の放

五十条 玻钼売人こ対して第十章 特別の寄与

第千五十条 被相続人に対して無償で療養看護そ 十四号をいう。 第千五十条 被相続人に対して無償で療養看護そ 十四号をいう。 の他の労務の提供をしたことにより被相続人の 第四条 新法は、別財産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に財産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に対産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に対産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に対産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に対産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に対産の維持又は増加について特別の寄与をした は、新法施行前に対して無償で療養看護そ 十四号をいう。 第二条 によつてこれをある。

こ 前項の規定による特別寄与料の支払についるさは、この限りでない。

規定により算定した当該相続人の相続分を乗じり、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までのい事情を考慮して、特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控において有した財産の価額から遺贈の価額を控いた残額を超えることができない。除した残額を超えることができない。除した残額を超えることができない。

九号) かり りょう かんしゅう かり り (大正一五年四月二四日法律第六た額を負担する。

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムハ号) 抄 (昭和一三年三月二二日法律第一 附 則 (昭和一三年三月二二日法律第一本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和二二年一二月二二日法律第55、これを施行する。 この法律は、日本国憲法施行の日か

第二条 明治三十五年法律第三十七号は、これをら、これを施行する。

二二号)

改正後の民法をいい、旧法とは、従前の民法を第三条 この附則で、新法とは、この法律による廃止する。

した者 | る。但し、旧法及び応急措置法によつて生じたをした | は、新法施行前に生じた事項にもこれを適用す続人の 第四条 新法は、別段の規定のある場合を除いて看護そ | 十四号をいう。

いい、応急措置法とは、

昭和二十二年法律第七

第五条 応急措置法施行前に妻が旧法第十四条第

第六条 応急措置法施行前にした隠居が旧法によってこれを取り消すことができる。この法によつてこれを取り消すことができる。こので取り消すことができる場合には、なお、旧第一条 応急措置法施行前にした隠居が旧法によ

法第七百六十一条の規定を適用する。 よる戸主権の喪失があつた場合には、なお、旧第七条 応急措置法施行前に隠居又は入夫婚姻に

第九条 新法第七百六十四条において準用する新第九条 新法第七百四十七条第二項の期間は、当事者が、新法施行前に、詐欺を発見し、又は強迫を免かれた場合には、許太第二項の期間は、当事者が、第九条 新法第七百六十四条において準用する新

第十条 日本国憲法施行後新法施行前に離婚したまる。

用する。 前項の規定は、婚姻の取消についてこれを準きる。

新法第七百七十条第二項の規定は、前項の場離婚の請求については、なお、従前の例による。

第十二条 応急措置法施行前に未成年の子が旧法第十二条 応急措置法施行前に未成年の子が新法施行前に成復することができる。その子が新法施行前に成は、成年に達した時から一年以内に従前の氏には、成年に達した時から一年以内に従前の氏には、成年に達した時から一年以内に従前の氏に、不の子が日法を指置法施行前に未成年の子が旧法

第十四条 新法施行の際、現に、婚姻中でない父は、養子縁組についてこれを準用する。

母が、共同して未成年の子に対して親権を行つ

方を親権者と定めることができる。 して親権を行う。但し、父母は、協議でその一ている場合には、新法施行後も、引き続き共同

ことができる。

ことができる。

ことができないときは、家事審判所は、父することができないときは、家事審判所は、父

場合にこれを準用する。書又は前項の規定によつて親権者が定められた書又は前項の規定によつて親権者が定められた書の規定は、第一項但

第十六条 第二十一条の見定は、芯急普置去布庁ができない。 びできない。 ができない。 ができない。 第十五条 応急措置法施行前に、親権を行う母

第十六条 第二十一条の規定は、応急措置法施行

第十七条 新法施行前に親族会員と親権に服した 第十七条 新法施行前に親族会員と親権に服した

第十八条 新法施行前に母が旧法の規定によって カを有しない。

第十九条 新法施行の際現に旧法第九百二条の規第十九条 新法施行によつて後見が終了し、又は新法は旧法第九百四条の規定によつて選任された後見人があるときは、その後見人は、新法施行のため、当然にはその地位を失うことはない。但による法定後見人があるときは、その後見人であるとき、又による法定後見人があるときは、当然を表

第二十条 前条の規定は、後見監督人及び保佐人

すことができる。 えた行為は、なお、旧法によつてこれを取り消 百二十九条の規定に違反してし、又は同意を与 第二十一条 新法施行前に、後見人が、旧法第九

対する不服については、なお、旧法を適用す 第二十三条 新法施行前にされた親族会の決議に 見人又は準禁治産者との間にこれを準用する。 第二十二条 第十七条の規定は、親族会員と被後

議をすることは、これを認めない。 判決が確定した場合でも、 前項の規定によつて親族会の決議を取り消す . 親族会であらたに決

第二十四条 新法施行前に扶養に関してされた判 決については、新法第八百八十条の規定を準用

第二十五条 を適用する。 関しては、 第二項の場合を除いて、 応急措置法施行前に開始した相続に なお、 旧法

規定を準用する。 は開始しなかつたものとみなし、第二十八条の よるときは、その相続は、財産の相続に関して 婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消に 新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫 ればならない場合には、その相続に関しては、 施行後に旧法によれば家督相続人を選定しなけ 応急措置法施行前に家督相続が開始し、新法

第二十六条 応急措置法施行の際における戸主が 行後に開始する相続に関しては、嫡出である子 と同一の権利義務を有する。 ある場合には、その家の家附の継子は、新法施 婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者で

第二十七条第二項及び第三項の規定を準用す 分配を請求することができる。この場合には、 項の継子は、相続人に対して相続財産の一部の 行後新法施行前に相続が開始した場合には、前 前項の戸主であつた者について応急措置法施

第二十七条 第二十五条第二項本文の場合を除い とができる 人に対して相続財産の一部の分配を請求するこ 共同相続人となるはずであつた者は、家督相続 る家督相続が開始した場合には、新法によれば て、日本国憲法公布の日以後に戸主の死亡によ 場合には、これを適用しない。

は縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた 応急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が

ときは、この限りでない。 きる。但し、新法施行の日から一年を経過した 所に対し協議に代わる処分を請求することがで ることができないときは、当事者は、家事審判 当事者間に協議が調わないとき、又は協議をす 前項の規定による相続財産の分配について、

状態、分配を受ける者の員数及び資力、被相続前項の場合には、家事審判所は、相続財産の 人の生前行為又は遺言によつて財産の分配を受

> 配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方 けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分

第二十八条 応急措置法施行の際戸主であつた者 ことができる。この場合には、前条第二項及び 改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者 第三項の規定を準用する。 又は養親がないときは新法によるその相続人 又は養子縁組の取消若しくは離縁によつて氏を が応急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚 は、その者に対し財産の一部の分配を請求する 1

第二十九条 推定の家督相続人又は遺産相続人が によつて廃除されたものとみなす。 の適用については、新法第八百九十二条の規定 十八条の規定によつて廃除されたときは、新法 旧法第九百七十五条第一項第一号又は第九百九 1

第三十一条 応急措置法施行前に分家又は廃絶家 第三十条 旧法第九百七十八条 (旧法第千条にお る場合には、これを新法第八百九十五条の規定 条第二項本文の規定によつて新法の適用を受け して贈与された財産とみなす。 の規定の適用については、これを生計の資本と 再興のため贈与された財産は、新法第九百三条 産の管理についてした処分は、相続が第二十五 いて準用する場合を含む。)の規定によつて遺 によつてした処分とみなす。 1

第三十二条 新法第九百六条及び第九百七条の規 定は、 る。 続に関し旧法を適用する場合にこれを準用す 第二十五条第一項の規定によつて遺産相

第三十三条 新法施行前に旧法第千七十九条第一 定による確認を得ないものについては、新法第項の規定に従つてした遺言で、同条第二項の規 る。 九百七十九条第二項及び第三項の規定を準用す

二項の規定による確認を得ないものについて 法第千八十一条において準用する旧法第千七十 九条第一項の規定に従つてした遺言で、同条第 新法施行前に海軍所属の艦船遭難の場合に旧 前項と同様である。

二六〇号) 附 則 (昭和二三年一二月二一日法律第

第十条 この法律は、 施行する。 昭和二十四年一月一日

第十九条 民法の一部を改正する法律(昭和 二年法律第二百二十二号)附則第十四条第二項 又は第二十七条第三項 (同法附則第二十五条第 二十

00号)

抄

(昭和三九年六月一〇日法律第一

用する。ただし、

極度額の変更及び新法第三百

おいて準用する場合を含む。) の規定によつて 二項但書、第二十六条第二項及び第二十八条に 家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後 は、 家庭裁判所が行う。

一五号)

この法律は、公布の日から施行する。

四附一号則 抄(昭和二四年五月三一日法律第一

する。 この法律は、 附 則 (昭和二五年五月一日法律第一) 、昭和二十四年六月一日から施行

三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。 則

号 附 (昭和三三年三月一〇日法律第五

第一条 この法律は、

(施行期日)

号)

抄

則

(昭和四一年七月一日法律第一一

をこえない範囲内において政令で定める日から

公布の日

から起算して六月

施行する。

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行 号) 第一条この法律は、

する。

なお従前の例による。

(施行期日) 昭和三十七年七月一日から施行

(以下「旧法」という。) の規定により生じた効

いう。)にも適用する。ただし、改正前の民

法

力を妨げない。

(新法の適用の制限)

権で根抵当であるもの(以下「旧根抵当権」と 合を除き、この法律の施行の際現に存する抵当 法」という。) の規定は、別段の定めがある場

前の民法によつて生じた効力を妨げない。 この法律の 従

号) (昭和三七年四月四日法律第六九

第一条 この法律は、 施行する。 昭和三十八年四月一日

則 (昭和三八年七月九日法律第一二 商業登記法の施行の日 (昭和三

(施行期日) この法律は、遺言の方式に関する法律の抵

に関する条約が日本国について効力を生ずる日

(昭和二四年五月二八日法律第 から施行する。

1

昭和四十一年七月一日から施

(施行期日) この法律は、

三号)

抄

則

(昭和四一年六月三〇日法律第九

(経過措置等) する。

この法律による改正後の規定は、

各改正規定

6

改正前の規定により生じた効力を妨げない。 の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、

(施行期日)

附 則 (昭和三三年四月一五日法律第六

3 構築物については、第三条の規定にかかわら この法律の施行の際現に存する建物その他の

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新

施行する。

(経過措置の原則)

(施行期日)

昭和四十七年四月一日

いから

号) 附

則 抄

(昭和四六年六月三日法律第九九

0号) 則 (昭和三七年三月二九日法律第四

 この法律は、 する。

2 この法律による改正後の民法は、 施行前に生じた事項にも適用する。ただし、 (経過規定)

(施行期日)

十九年四月一日)から施行する。この法律は、商業登記法の施行

2 第三条 旧根抵当権で、 の規定による処分がされているものについて準外の旧根抵当権で、旧法第三百七十五条第一項1 前項の規定は、同項に規定する旧根抵当権以 三百九十八条の十四第一項ただし書の規定によ 三の規定による根抵当権の一部譲渡及び新法第 よる根抵当権の譲渡、新法第三百九十八条の十 者の変更、新法第三百九十八条の十二の規定に 四の規定による担保すべき債権の範囲又は債務 は、その極度額の変更、新法第三百九十八条の らない極度額の増額の登記があるものについて 新法の規定に適合していないもの又は附記によ る定めは、することができない。 極度額についての定め

譲渡をすることは、妨げない。 九十八条の十二第二項の規定による根抵当権の

(極度額についての定めの変更)

第三者の承諾を得ることを要しない。 の場合においては、後順位の抵当権者その他の の規定に適合するものとすることができる。こ 元本の確定前に限り、その定めを変更して新法 新法の規定に適合していないものについては、 旧根抵当権で、極度額についての定めが 2

根抵当権の分割) (附記によらない極度額の増額の登記がある旧

る旧根抵当権については、元本の確定前に限第五条 附記によらない極度額の増額の登記があ ができる。この場合においては、旧根抵当権をを新法の規定による独立の根抵当権とすること て消滅する 目的とする権利は、 り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意によ 当該旧根抵当権を分割して増額に係る部分 当該増額に係る部分につい

の利害の関係を有する者の承諾を得なければなに係る部分を目的とする権利を有する者その他 前項の規定による分割をする場合には、増額

(元本の確定すべき期日に関する経過措置)

関する定め又はその登記は、その定めにより元現に存する担保すべき元本の確定すべき時期に第六条 この法律の施行の際旧根抵当権について 確定することとなる日がこの法律の施行の日か登記とみなす。ただし、その定めにより元本が九十八条の六第一項の期日とする定め又はその 登記とみなす する日をもつて同項の期日とする定め又はそのは、当該定め又はその登記は、当該五年を経過 ら起算して五年を経過する日より後であるとき 本が確定することとなる日をもつて新法第三百 1

(弁済による代位に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前から引き続き旧根抵当 利益を有していた者が、この法律の施行後元本権の担保すべき債務を弁済するについて正当な 位に関しては、なお従前の例による。 の確定前にその債務を弁済した場合に (旧根抵当権の処分に関する経過措置) おける代

項の規定による処分に関しては、なお従前の例抵当権についてされた旧法第三百七十五条第一第八条 この法律の施行前に元本の確定前の旧根

(同一の債権の担保として設定された旧根抵当

の不動産の上の旧根抵当権については、元本の第九条 同一の債権の担保として設定された数個権の分離)

がないときは、この限りでない。 抵当権者その他の利害の関係を有する者の承諾 の間に、新法第三百九十二条の規定の適用がな 確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者 いものとすることができる。ただし、後順位の ついて他の不動産から分離し、これらの不動産 合意により、当該旧根抵当権を一の不動産に

設定とみなす。 条の十六の規定の適用に関しては、根抵当権の 前項の規定による分離は、新法第三百九十八

(元本の確定の時期に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に、新法第三百九十八 のについては、この法律の施行の日にこれらの抵当権で、担保すべき元本が確定していないも 号に規定する破産手続開始の決定があつた旧根 第二号に規定する差押え、同項第三号に規定す 条の二十第一項第一号に規定する申立て、同項 用する。 事由が生じたものとみなして、同項の規定を適 る競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四

第十一条 極度額についての定めが新法の規定に 先権の限度額を極度額とみなして、新法第三百 九十八条の二十二の規定を適用する。 適合していない旧根抵当権については、その優 (旧根抵当権の消滅請求に関する経過措置)

六 附号 訓 則 抄 (昭和五一年六月一五日法律第六

(施行期日)

(民法の一部改正に伴う経過措置) この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚 は、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるの よる改正後の民法第七百六十七条第二項(同法 姻が取り消された場合における第一条の規定に 用する場合を含む。)の規定の適用については、 第七百四十九条及び第七百七十一条において準 内」とする。 一年法律第六十六号)の施行の日から三箇月以

号) 附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五

(施行期日)

第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日) この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律 から施行する。 (昭和五十四年法律

(経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執 は、行、 企業担保権の実行及び破産の事件について なお従前の例による

3 項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定め支払又は償還を受ける費用の額については、同 るところによる。 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び

六八号) (昭和五四年一二月二〇日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。 (法人の設立許可の取消し等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の民法第七十一条 妨げない。 だし、改正前の当該規定によつて生じた効力を 及び民法施行法第二十三条第一項の規定は、 の法律の施行前に生じた事項にも適用する。た ے

(法人の解散の登記に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可 を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登 記に関しては、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の の適用については、なお従前の例による。係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則 規定により従前の例によることとされる事項に

附 号) 則 (昭和五五年五月一七日法律第五

(施行期日)

1 する。 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行

(民法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に開始した相続に関して は、なお、第一条の規定による改正前の民法の 規定を適用する。

〇一号) 附 則 (昭和六二年九月二六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十三年一月一日

第二条 改正後の民法(以下「新法」という。) 法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただ (民法の一部改正に伴う経過措置の原則) し、改正前の民法の規定によつて生じた効力を 規定は、次条の規定による場合を除き、 この

第三条 新法第八百六条の二及び第八百六条の三 (縁組の取消しに関する経過措置)

の規定は、この法律の施行前にした縁組には

適

用しない。

|第四条 この法律の施行前三月以内に離縁をし、 施行の日から三箇月以内」とする。 改正する法律(昭和六十二年法律第百一号)の て準用する場合を含む。) の規定の適用につ 百十六条第二項(新法第八百八条第二項にお 又は縁組が取り消された場合における新法第八 (離縁等の場合の氏に関する経過措置) ら三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を ては、新法第八百十六条第二項中「離縁の日 か V 11

号 附 則 抄 (平成元年六月二八日法律第二七

(施行期日)

1 する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して一年を超

附 号) 則 抄 (平成元年一二月二二日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日 から起算して二年 いから

号) 附 則 抄 (平成三年五月二一日法律第七九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 各号に定める日から施行する。

から四まで 略

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及 までの規定 公布の日から起算して一年を超 えない範囲内において政令で定める日 び第三十四条並びに附則第八条から第十三条

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 律(これに基づく命令を含む。)の から前条までの規定又は改正後のそれぞれ べき者が異なることとなるものは、附則第二条 日においてこれらの行為に係る行政事務を行う 等の申請その他の行為(以下この条において のそれぞれの法律の規定によりされている許可という。) 又はこの法律の施行の際現に改正前 の法律の規定によりされた許可等の処分その他において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれ 関する規定に定めるものを除き、 「申請等の行為」という。) でこの法律の施 の行為(以下この条において「処分等の行為」 については、当該各規定。以下この条及び次条 この法律の 行 0

当規定によりされた処分等の行為又は申請等の適用については、改正後のそれぞれの法律の相行の日以後における改正後のそれぞれの法律の 行為とみなす。 (罰則に関する経過措置

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第 前の例による。 た行為に対する罰則の適用については、なお従 される場合における第四条の規定の施行後にし 二条第一項の規定により従前の例によることと

0号) (平成八年六月二六日法律第一一

この法律は、 新民訴法の施行の日から施行す

七号) 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 にから施

第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則(両議院の同意を得ることに係る部分に限 第百五十七条第四項から第六項まで、第百六 四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、 第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第 六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る の規定(市町村の合併の特例に関する法律第 定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定 項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規 十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第 一百二条の規定 公布の日 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 :分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、 .係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 節名並びに二款及び款名を加える改正規

(事務の区分に関する経過措置)

法第八十三条ノ三第一項及び第九十四条の規定第五十一条 第九十三条の規定による改正後の民 号法定受託事務とする。 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一 れる事務は、施行日から起算して二年間は、新 段の各規定により都道府県が処理することとさ による改正後の民法施行法第二十三条第四項前

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 (国等の事務)

> の事務として処理するものとする。 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる 附則第百六十三条において同じ。)の施行前に この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 規定については、当該各規定。以下この条及び の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 のそれぞれの法律の適用については、改正後の 除き、この法律の施行の日以後における改正後 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも の条において「申請等の行為」という。)で、 されている許可等の申請その他の行為(以下こ む。)の経過措置に関する規定に定めるものを 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 (処分、申請等に関する経過措置)

の規定により国又は地方公共団体の機関に対し2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 それぞれの法律の規定を適用する。 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 あったものについての同法による不服申立てに

2 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に おいて、 であった行政庁とする。 当該処分庁の上級行政庁とみなされる

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 料については、この法律及びこれに基づく政令 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

| 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 2 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に める。 の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条

(検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ては、地方分権を推進する観点から検討を加び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、で 必要な措置を講ずるものとする。 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

(平成一一年一二月八日法律第一

四九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。ただし、第九百六十九条、 第九百七十

正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算 正規定、第九百六十九条の次に一条を加える改 二条、第九百七十六条及び第九百七十九条の して一月を経過した日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の民法(次条にお の民法(次条において「旧法」という。)の規前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前 定によって生じた効力を妨げない。 の規定による場合を除き、当該改正規定の施行 いて「新法」という。)の規定は、次条第三項

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措

第三条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法 規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣 とみなす。 見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人 監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後 告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見

2 保佐人及びその保佐人とみなす。 びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被 治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判 と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁

3 第千九条の改正規定を除き、 及びその保佐人に関する民法の規定の適用につ いては、第八百四十六条、第九百七十四条及び 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者 なお従前の例によ

4 よる後見開始又は保佐開始の審判の請求とみな 判が確定したものを除く。)は、新法の規定に の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審 旧法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告

二二五号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して六月

(民法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立 に関する取扱いについては、 係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項 あった場合においては、当該申立て又は決定に 律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定が てがあった場合又は当該申立てに基づきこの法 この法律の附則

規定による改正後のこれらの規定にかかわら 民法第三百九十八条ノ三第二項 なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこ に対する罰則の適用については、なお従前の例 れる場合におけるこの法律の施行後にした行為 の法律の附則において従前の例によることとさ

号) 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

行する。 (平成十二年法律第九十号) 平成十二年法律第九十号)の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

則 抄 (平成一三年六月八日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 則 **平** 成一四年二月八日法律第一 平成十四年四月一日 「から施

一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 〇九号) (平成一五年七月一六日法律第一 抄

(施行期日)

号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一

(民法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定の施行前にされた婚姻の取 なお従前の例による。 消し及び養子縁組の取消しの請求については、

則 抄 (平成一五年八月一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して一年 から

(雇用関係の先取特権に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民法第三百 同号に掲げる原因により生じた債権及び同条の施行の日(以下「施行日」という。)以後に 六条第二号及び第三百八条の規定は、この法律 について適用し、施行日前に第一条の規定によ 雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権 を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 施行する。 (施行期日)

る改正前の民法(以下「旧民法」という。)第 として生じた債権に係る先取特権については、 なお従前の例による 及び旧民法第三百八条の雇人給料(債務者の雇 三百六条第二号に掲げる原因により生じた債権 人が受けるべき最後の六箇月間の給料に限る。)

第三条 質権の効力の発生については、第一条の規定に よる改正後の民法第三百六十三条の規定にかか 質権の設定をする契約をした場合における当該 三条 施行日前に債権をもってその目的とする(債権質の効力の発生に関する経過措置)

わらず、なお従前の例による。 (滌除及び増価競売に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧民法第三百八十三条の書面 百七十八条の規定による滌除及び旧民法第三百 による改正後の民事執行法の規定にかかわら条の規定による改正後の民法及び第三条の規定八十四条に規定する増価競売については、第一 における当該抵当不動産についての旧民法第三 が同条に規定する債権者の全員に到達した場合 ず、なお従前の例による。

(短期賃貸借に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する抵当不動 る。 間を超えないものであって当該抵当不動産の抵のを含む。)のうち民法第六百二条に定める期 抵当権の効力については、なお従前の例によ当権の登記後に対抗要件を備えたものに対する 産の賃貸借(この法律の施行後に更新されたも

(根抵当権の元本の確定に関する経過措置)

第六条 定により確定した根抵当権の担保すべき元本に 第一項第一号に掲げる場合に該当して同項の規 (罰則の適用に関する経過措置) ついては、なお従前の例による。 施行日前に旧民法第三百九十八条ノ二十

第十五条 次に掲げる法律は、廃止する。 第十四条 施行日前にした行為に対する罰則 用については、なお従前の例による。 (外国人の抵当権に関する法律等の廃止) 0) 適

年法律第六十七号) 関する法律(平成十年法律第百二十七号)れる債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に金融機関等が有する根抵当権により担保さ 外国人の抵当権に関する法律(明治三十)

八号) 附 則 (平成一五年八月一日法律第一三

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 第五条の規定によりなお従前の例によることと 例による。 (罰則の適用に関する経過措置)

則 (平成一六年六月二日法律第七六

第三条 新法第四百四十六条第二項及び第三項

法

の規定によって生じた効力を妨げない。 用する。ただし、この法律による改正前の民法 を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適

(第三項及び第五項を除く。) の規定による場合

(保証契約の方式に関する経過措置)

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、破産法 (平成十六年法律第 (民法の一部改正に伴う経過措置) 法」という。)の施行の日から施行する。 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八

第七条 施行日前にされた破産の申立て又は施行 第二百七十六条、第六百二十一条及び第六百四 については、第六条の規定による改正後の民法 日前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件 例による。 十二条第二項の規定にかかわらず、 なお従前の

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ なお従前の例によることとされる場合における 項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 いては、なお従前の例による。 施行日前にした行為並びに附則第二条

第十四条 附則第二条から前条までに規定するも 置は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

(政令への委任)

施

二四号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 から施行する。 新不動産登記法の施行の日

四七号) (平成一六年一二月一日法律第一 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

あるのは「元本確定期日の定めがない場合」

の定めがその効力を生じない場合を含む。)」と めがない場合(前項の規定により元本確定期日 の適用については、同項中「元本確定期日の定

年」とあるのは「この法律の施行の日から起算 と、「その貸金等根保証契約の締結の日から三

して三年」とする。

2 第四条 新法第四百六十五条の二及び第四百六十 契約であって元本確定期日の定めがないものに 規定は、この法律の施行前に締結された保証契 に掲げるものの元本確定期日は、その定めにか 以下同じ。)の定めがあるもののうち次の各号 条の三第一項に規定する元本確定期日をいう。 契約であって元本確定期日(新法第四百六十五)。この法律の施行前に締結された貸金等根保証 根保証契約をいう。 法第四百六十五条の二第一項に規定する貸金等 律の施行前に締結された貸金等根保証契約(新 五条の三(第二項を除く。)の規定は、この 約については、適用しない。 ついての新法第四百六十五条の三第二項の規定 かわらず、それぞれ当該各号に定める日とす 適用しない。 (貸金等根保証契約に関する経過措置) この法律の施行前に締結された貸金等根保証 施行日から起算して五年を経過する日より後 あって、その元本確定期日がその定めにより あって、その元本確定期日がその定めにより という。) の定めがない貸金等根保証契約で の日と定められているもの 施行日から起算 行日から起算して三年を経過する日 する日より後の日と定められているもの この法律の施行の日(以下この条において 「施行日」という。) から起算して三年を経過 極度額(以下この条において単に「極度額」 して五年を経過する日 極度額の定めがある貸金等根保証契約で 新法第四百六十五条の二第一項に規定する 以下同じ。)については、

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新 次条及び附則第四条 4 貸金等根保証契約における元本確定期日の変更 施行日以後にこの法律の施行前に締結された

法」という。)の規定は、

(経過措置の原則)

変更前の元本確定期日より後の日となるとき をする場合において、変更後の元本確定期日が その元本確定期日の変更は、その効力を生

5 この法律の施行前に新法第四百六十五条の四 等根保証契約であって、その主たる債務の元本 各号に掲げる場合に該当する事由が生じた貸金 の事由が生じたものとみなして、同条の規定を が確定していないものについては、施行日にそ

条の規定は、適用しない。 十五条の五に規定する保証契約については、同この法律の施行前に締結された新法第四百六

きこととなる額を限度として、その履行をする あるとしたならば当該主たる債務者が負担すべ 元本確定期日がそれぞれ当該各号に定める日で める日より後の日である場合においては、その じ、その元本確定期日がそれぞれ当該各号に定 者の債務について、次の各号に掲げる区分に応 る債務者に対する求償権に係る当該主たる債務 五条の五に規定する根保証契約の保証人の主た 前項の保証契約の保証人は、新法第四百六十

い場合 当該根保証契約において極度額の定めがな 施行日から起算して三年を経過する

る場合 当該根保証契約において極度額の定めがあ 施行日から起算して五年を経過する

ととなる額を限度として、その履行をする責任 定期日がそれぞれ当該各号に定める日であると は、同項各号に掲げる区分に応じ、その元本確 契約において元本確定期日の定めがない場合に したならば同項の主たる債務者が負担すべきこ 第六項の保証契約の保証人は、前項の根保証

七号) 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、 会社法の施行の日から施行す

則 (平成一八年六月二日法律第五〇

部分に限る。)、第百三十七条、第百三十八条第 三十四条、第百三十五条第二項(第四号に係る 及び第三項(第三号に係る部分に限る。)、第百 日から施行する。ただし、第百三十三条第一項 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の

係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。) 条(内閣府設置法附則第二条第一項に一号を加 条の規定を準用する部分に限る。)、第百六十九 則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施 並びに第二百三条の規定は、公益法人認定法附 える改正規定中特例民法法人の監督に関する関 行する 一項、第百四十二条(公益法人認定法第四十七

三号) 則 (平成一八年六月一五日法律第七

附

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。 六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 改正後の遺失物法の規定及び次条の規定 のについても適用する。 れらの規定を旧法第十二条及び第十三条におい 若しくは同項の占有者が同項の規定による差出 の遺失物法(以下「旧法」という。)第十条第 の規定により警察署長に差し出されていないも 現に旧法第一条第一項又は第十一条第一項(こ の法律の施行前に拾得をされた物件又は改正前 て準用する場合を含む。次項において同じ。) しを受けた物件であって、この法律の施行の際 による改正後の民法第二百四十条の規定は、こ 二項の管守者が同項の規定による交付を受け、

2 よる。 出されている物件については、なお従前の例に は第十一条第一項の規定により警察署長に差し この法律の施行の際現に旧法第一条第一項又

八附号訓 則 抄 (平成一八年六月二一日法律第七

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

一四号) 則 (平成一八年一二月二〇日法律第 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

を加える改正規定並びに同法第二十四条、 三項の改正規定、同法第二十三条の次に一条 第四条(建設業法第二十二条第一項及び第 第

律第五十号)附則第一項ただし書の改正規定係法律の整備等に関する法律(平成十八年法 団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関人に関する法律及び公益社団法人及び公益財 附 則 (平成二三年五月二五日法律に限る。) の規定 平成十九年四月一日 附則第十三条(一般社団法人及び一般財団法 三及び第五十五条の改正規定を除く。)及び 二十六条第三項から第五項まで、第四十条の

(平成二三年五月二五日法律第五

ら施行する。 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日か

(平成二三年六月三日法律第六一

号)

を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 下「施行日」という。)から施行する。 (民法の一部改正に伴う経過措置の原則) (施行期日)

第二条 第一条の規定による改正後の民法(次条 効力を妨げない。 おいて「旧法」という。)の規定により生じた 律の施行前に生じた事項にも適用する。ただ において「新法」という。)の規定は、この法 し、第一条の規定による改正前の民法(次条に

第三条 旧法第八百三十四条の規定による親権の た父又は母とみなす。 を受けた父又は母は当該親権喪失の審判を受け よる親権喪失の審判と、当該親権の喪失の宣告 喪失の宣告は新法第八百三十四条本文の規定に

(親権及び管理権の喪失の宣告に関する経過措

2 受けた父又は母とみなす。 場合を含む。次項において同じ。)の規定によ 条(破産法第六十一条第一項において準用する 律第七十五号)第六十一条第一項において準用 告を受けた父又は母は当該管理権喪失の審判を る管理権喪失の審判と、当該管理権の喪失の宣 する場合を含む。次項において同じ。) の規定 による管理権の喪失の宣告は新法第八百三十五 旧法第八百三十五条(破産法(平成十六年法

3 (この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定による親権又は管理権の喪失の宣告の請求 本文又は第八百三十五条の規定による親権喪失 定したものを除く。) は、新法第八百三十四条 又は管理権喪失の審判の請求とみなす 旧法第八百三十四条又は第八百三十五条の規

四号) 附 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

九四号) 附則 (平成二五年一二月一一日法律第

(施行期日)

この法律は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 いて適用する。 平成二十五年九月五日以後に開始した相続につ この法律による改正後の第九百条の規定は、

九号) 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

(経過措置の原則

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に がある場合を除き、なお従前の例による。 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 ついての不服申立てであってこの法律の施行前 (訴訟に関する経過措置) に係るものについては、この附則に特別の定

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その いこととされる事項であって、当該不服申立て すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが

規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。) により異議申立てが提起 を提起することができないこととされるもの に対する裁決を経た後でなければ取消しの (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定

取消しの訴えの提起については、なお従前の例

3 施行前に提起されたものについては、 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その なお従前

(罰則に関する経過措置

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に

(その他の経過措置の政令への委任)

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定 附則第五条から前条までに定めるものの

七号) 則 (平成二八年四月一三日法律第二

過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して六月を経

則 (平成二八年六月七日法律第七

(施行期日)

この法律は、 公布の日から施行する。

2 いて検討を加えるものとする。 等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方につ 政府は、この法律の施行後三年を目途とし この法律による改正後の規定の施行の状況

則 (平成二九年六月二日法律第四四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

附則第三十七条の規定 公布の日

- ら起算して一年を超えない範囲内において政 令で定める日 附則第三十三条第三項の規定 公布の日か
- 囲内において政令で定める日 公布の日から起算して二年九月を超えない範 附則第二十一条第二項及び第三項の規定

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新 法」という。)第三条の二の規定は、 (意思能力に関する経過措置) この法律

> の施行の日(以下「施行日」という。) 前にさ れた意思表示については、適用しない。 (行為能力に関する経過措置)

第三条 施行日前に制限行為能力者 (新法第十三 う。以下この条において同じ。)が他の制限行 条第一項第十号に規定する制限行為能力者をい 為能力者の法定代理人としてした行為について ず、なお従前の例による。 は、同項及び新法第百二条の規定にかかわら

(無記名債権に関する経過措置)

第四条 施行日前に生じたこの法律による改正前 律行為が施行日前にされたものを含む。) につ 三項に規定する無記名債権(その原因である法 の民法(以下「旧法」という。)第八十六条第 いては、なお従前の例による。 2

(公序良俗に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた法律行為については、 新法第九十条の規定にかかわらず、なお従前の 例による。

(意思表示に関する経過措置)

第六条 施行日前にされた意思表示については、 項及び第三項並びに第九十八条の二の規定にか 新法第九十三条、第九十五条、第九十六条第二 かわらず、なお従前の例による。

2 お従前の例による。 ては、新法第九十七条の規定にかかわらず、な施行日前に通知が発せられた意思表示につい

(代理に関する経過措置)

第七条 施行日前に代理権の発生原因が生じた場 2 におけるその代理については、附則第三条に規 合(代理権授与の表示がされた場合を含む。) て準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 ては、新法第百十七条(新法第百十八条におい した場合におけるその無権代理人の責任につい 定するもののほか、なお従前の例による。 施行日前に無権代理人が代理人として行為を

(無効及び取消しに関する経過措置)

なお従前の例による。

|第八条 施行日前に無効な行為に基づく債務の履 おいて準用する場合を含む。)の規定にかかわ百二十一条の二(新法第八百七十二条第二項に 受けた者の原状回復の義務については、新法第 行として給付がされた場合におけるその給付を らず、なお従前の例による。

2 た場合におけるその行為の追認(法定追認を含 む。) については、新法第百二十二条、 施行日前に取り消すことができる行為がされ 第百二

十四条及び第百二十五条(これらの規定を新法 含む。)の規定にかかわらず、 第八百七十二条第二項において準用する場合を なお従前の例に

第九条 新法第百三十条第二項の規定は、施行日 (時効に関する経過措置) 前にされた法律行為については、適用しない。

第十条 施行日前に債権が生じた場合 (施行日以 らず、なお従前の例による。 については、新法第百四十五条の規定にかかわ下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用 る法律行為が施行日前にされたときを含む。以後に債権が生じた場合であって、その原因であ

た場合におけるこれらの事由の効力について 十一条までに規定する時効の停止の事由が生じ の中断の事由又は旧法第百五十八条から第百六

3 録をいう。附則第三十三条第二項において同(新法第百五十一条第四項に規定する電磁的記場合(その合意の内容を記録した電磁的記録 の合意については、適用しない。 についての協議を行う旨の合意が書面でされた じ。)によってされた場合を含む。)におけるそ 新法第百五十一条の規定は、施行日前に権利

(債権を目的とする質権の対抗要件に関する経 による。

第十一条 第三百六十四条の規定にかかわらず、なお従前 を目的とする質権の対抗要件については、新法十一条 施行日前に設定契約が締結された債権

(指図債権に関する経過措置)

第十二条 施行日前に生じた旧法第三百六十五条 が施行日前にされたものを含む。)については、 に規定する指図債権(その原因である法律行為 2

(根抵当権に関する経過措置)

第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によ百九十八条の二第三項及び第三百九十八条の三

2 新法第三百九十八条の七第三項の規定は、施 については、適用しない。 行日前に締結された債務の引受けに関する契約

3

(条件に関する経過措置)

は、なお従前の例による。 施行日前に旧法第百四十七条に規定する時効

4 権の消滅時効の期間については、なお従前の例・ 施行日前に債権が生じた場合におけるその債

過措置)

の例による。

なお従前の例による。

当権の被担保債権の範囲については、新法第三第十三条 施行日前に設定契約が締結された根抵

4 3 規定する損害賠償の額の予定に係る合意及び 定にかかわらず、なお従前の例による。 利率については、新法第四百十九条第一項の規 における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定 施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合 施行日前にされた旧法第四百二十条第一項に

法第四百二十一条に規定する金銭でないものを

求権については、適用しない。

利益又は負担すべき費用についての損害賠償請 は、施行日前に生じた将来において取得すべき 第一項において準用する場合を含む。)の規定

新法第四百十七条の二(新法第七百二十二条

七第四項の規定にかかわらず、なお従前の例に 当権の移転については、新法第三百九十八条 施行日前に締結された更改の契約に係る根

(債権の目的に関する経過措置)

第十五条 第十四条 その利息を生ずべき債権に係る法定利率につい お従前の例による。 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 その債務者の注意義務については、新法第四百 ては、新法第四百四条の規定にかかわらず、 施行日前に利息が生じた場合における 施行日前に債権が生じた場合における な

あるのは「年三パーセント」とする。 う。)」とあるのは「民法の一部を改正する法律 もの(以下この項において「直近変動期」とい 規定の適用については、同項中「この項の規定 の期」と、「直近変動期における法定利率」と により法定利率に変動があった期のうち直近の (平成二十九年法律第四十四号) の施行後最初 に初めて変動があるまでの各期における同項 新法第四百四条第四項の規定により法定利 0

第十六条 施行日前に債権が生じた場合における 四百十条の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。 選択債権の不能による特定については、新法第

(債務不履行の責任等に関する経過措置)

第十七条 施行日前に債務が生じた場合(施行日 二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 条第二項、第四百十八条及び第四百二十二条の 百十三条の二まで、第四百十五条、第四百十六 四百十二条第二項、第四百十二条の二から第四 るその債務不履行の責任等については、新法第 附則第二十五条第一項において同じ。) におけ ある法律行為が施行日前にされたときを含む。 以後に債務が生じた場合であって、その原因で

損害の賠償に充てるべき旨の予定に係る合意に ついては、なお従前の例による。

(債権者代位権に関する経過措置)

第十八条 施行日前に旧法第四百二十三条第一項 に生じた同条に規定する譲渡人が第三者に対し おけるその権利に係る債権者代位権について に規定する債務者に属する権利が生じた場合に 新法第四百二十三条の七の規定は、施行日前 なお従前の例による。

第十九条 施行日前に旧法第四百二十四条第一項 てした法律行為がされた場合におけるその行為 て有する権利については、適用しない。 に規定する債務者が債権者を害することを知っ (詐害行為取消権に関する経過措置)

債務に関する経過措置) (不可分債権、不可分債務、 連帯債権及び連帯 に係る詐害行為取消権については、なお従前の

第二十条 施行日前に生じた旧法第四百二十八条 為が施行日前にされたものを含む。) について に規定する不可分債権(その原因である法律行 なお従前の例による。 2

行日前にされたものを含む。)については、なる連帯債務(これらの原因である法律行為が施 る不可分債務及び旧法第四百三十二条に規定す お従前の例による。 施行日前に生じた旧法第四百三十条に規定す

3 為が施行日前にされたものを含む。) について 十二条に規定する債権(その原因である法律行 までの規定は、施行日前に生じた新法第四百三 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二 適用しない。 3 2

(保証債務に関する経過措置)

第二十一条 四百六十五条の八第一項において準用する場合 を含む。)の公正証書の作成を嘱託することが ても、新法第四百六十五条の六第一項(新法第 る保証債務については、なお従前の例による。 保証人になろうとする者は、施行日前におい 施行日前に締結された保証契約に係

3 の規定の例により、 五条の八第一項において準用する場合を含む。) 六十五条の七(これらの規定を新法第四百六十 も、新法第四百六十五条の六第二項及び第四百 の嘱託があった場合には、 公証人は、前項の規定による公正証書の作成 その作成をすることができ 施行日前において 十条の二十までの規定は、施行日前に発行され

(債権の譲渡に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に債権の譲渡の原因である については、新法第四百六十六条から第四百六法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡 による。 十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例

(債務の引受けに関する経過措置)

第二十三条 新法第四百七十条から第四百七十二 務の引受けに関する契約については、 条の四までの規定は、施行日前に締結された債 適用しな

(記名式所持人払債権に関する経過措置)

| 条に規定する記名式所持人払債権(その原因で第二十四条 施行日前に生じた旧法第四百七十一 ある法律行為が施行日前にされたものを含む。) については、なお従前の例による。 (弁済に関する経過措置)

第二十五条 施行日前に債務が生じた場合におけ もののほか、なお従前の例による。 るその債務の弁済については、次項に規定する

第四百九十一条までの規定にかかわらず、なお済の充当については、新法第四百八十八条から 従前の例による。 施行日前に弁済がされた場合におけるその弁

(相殺に関する経過措置)

| 二項に規定する意思表示については、なお従前||第二十六条 施行日前にされた旧法第五百五条第 の例による。

る。 百九条の規定にかかわらず、なお従前の例によ 権を受働債権とする相殺については、新法第五 施行日前に債権が生じた場合におけるその債

らず、なお従前の例による。 けるその相殺の充当については、新法第五百十 については、新法第五百十一条の規定にかかわ えを受けた債権を受働債権とするものに限る。) 二条及び第五百十二条の二の規定にかかわら におけるその債権を自働債権とする相殺(差押 施行日前に相殺の意思表示がされた場合にお 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合

第二十七条 施行日前に旧法第五百十三条に規定 する更改の契約が締結された更改については、 ず、なお従前の例による。 (更改に関する経過措置)

なお従前の例による

第二十八条 新法第五百二十条の二から第五百二 (有価証券に関する経過措置)

た証券については、適用しない。

第二十九条 施行日前に契約の申込みがされた場 合におけるその申込み及びこれに対する承諾に ついては、なお従前の例による。 (契約の成立に関する経過措置)

3 2 らず、なお従前の例による。 ついては、新法第五百二十六条の規定にかかわ 施行日前に通知が発せられた契約の申込みに

第五百二十九条から第五百三十条までの規定に 施行日前にされた懸賞広告については、新法 かかわらず、なお従前の例による。 (契約の効力に関する経過措置)

2 新法第五百三十七条第二項及び第五百三十八 者のためにする契約については、適用しない。 (契約上の地位の移転に関する経過措置) 条第二項の規定は、施行日前に締結された第三

第三十一条新法第五百三十九条の二の規定は、 合意については、適用しない。 施行日前にされた契約上の地位を譲渡する旨の

(契約の解除に関する経過措置)

第三十二条 施行日前に契約が締結された場合に 五条第三項及び第五百四十八条の規定にかかわ四十一条から第五百四十三条まで、第五百四十 らず、なお従前の例による。 おけるその契約の解除については、新法第五百

(定型約款に関する経過措置)

四十八条の四までの規定は、施行日前に締結さ第三十三条 新法第五百四十八条の二から第五百 て生じた効力を妨げない。 いても、適用する。ただし、旧法の規定によっ に規定する定型取引をいう。)に係る契約につ れた定型取引(新法第五百四十八条の二第一項

2 対の意思の表示が書面でされた場合(その内容 む。)には、適用しない。 を記録した電磁的記録によってされた場合を含 に行使することができる者を除く。)により反 の一方(契約又は法律の規定により解除権を現 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者

前にしなければならない。 前項に規定する反対の意思の表示は、 施行日

3

(贈与等に関する経過措置)

第三十四条 施行日前に贈与、 約を含む。)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、 (旧法第五百八十九条に規定する消費貸借の予 寄託又は組合の各契約が締結された場合 売買、消費貸借

する買戻しその他の特約については、なお従前 におけるこれらの契約及びこれらの契約に付

れた場合において施行日以後にその契約の更新 二項の規定は、施行日前に賃貸借契約が締結さ に係る合意がされるときにも適用する。 前項の規定にかかわらず、新法第六百四条第

3 を第三者が占有しているときにも適用する。 動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産 が締結された場合において施行日以後にその の四の規定は、施行日前に不動産の賃貸借契約 (不法行為等に関する経過措置) 第一項の規定にかかわらず、新法第六百五条 不

第三十五条 旧法第七百二十四条後段(旧法第九 は、なお従前の例による。 に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過 場合を含む。)において準用する場合を含む。) 項及び第九百五十七条第二項において準用する 項、第九百四十七条第三項、第九百五十条第二 百三十四条第三項(旧法第九百三十六条第三 していた場合におけるその期間の制限について

2 成していた場合については、適用しない。 段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完 による損害賠償請求権の旧法第七百二十四条前 新法第七百二十四条の二の規定は、 不法行為

(遺言執行者の報酬に関する経過措置)

第三十六条 施行日前に遺言執行者となった者 百四十八条の二の規定にかかわらず、 報酬については、新法第千十八条第二項にお の例による。 て準用する新法第六百四十八条第三項及び第六 なお従前

第三十七条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、 定める。 政令で

(政令への委任)

二号) 附 則 抄 (平成三〇年七月一三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、

0) 附則第三十条及び第三十一条の規定

条第二項及び第九百八十二条の改正規定並 第一条中民法第九百六十八条、第九百七十 び

に附則第六条の規定 (月を経過した日 公布の日から起算して

する法律(平成二十九年法律第四十四号)の第七条及び第九条の規定 民法の一部を改正第千二十五条ただし書の改正規定並びに附則 第一条中民法第九百九十八条、第千条及び 2

四条、第十七条、第十八条及び第二十三条か ら第二十六条までの規定 公布の日から起算 して二年を超えない範囲内において政令で定 第二条並びに附則第十条、第十三条、 第十

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と 則に特別の定めがある場合を除き、なお従前のいう。)前に開始した相続については、この附 (民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

(共同相続における権利の承継の対抗要件に関 3

第三条 第一条の規定による改正後の民法(以下 日以後にその承継の通知がされるときにも、適 による債権の承継がされた場合において、施行 「新民法」という。)第八百九十九条の二の規定 する経過措置) 施行日前に開始した相続に関し遺産の分割

日前にされた遺贈又は贈与については、適用し第四条 新民法第九百三条第四項の規定は、施行 に関する経過措置) (夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与

(遺産の分割前における預貯金債権の行使に関

第五条 新民法第九百九条の二の規定は、施行日 前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金 債権が行使されるときにも、適用する。 2

貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいち」とあるのは、「預貯金債権(預金口座又は 日までの間における新民法第九百九条の二の規 施行日から附則第一条第三号に定める日の前 定の適用については、同条中「預貯金債権のう 以下同じ。)のうち」とする。

(自筆証書遺言の方式に関する経過措置)

第九百六十八条第二項及び第三項の規定にかか日前にされた自筆証書遺言については、新民法第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の わらず、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の (遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置) (以下「第三号施行日」という。) 前にされ

は、新民法第九百九十八条の規定にかかわらた遺贈に係る遺贈義務者の引渡義務について ず、なお従前の例による。

目的である財産の遺贈については、なおその効 定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の 力を有する。 第一条の規定による改正前の民法第千条の規

第八条 新民法第千七条第二項及び第千十二条の 規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行 日以後に遺言執行者となる者にも、適用する。 (遺言執行者の権利義務等に関する経過措置)

2 新民法第千十四条第二項から第四項までの規 は、適用しない。 言に係る遺言執行者によるその執行について 定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺

任権については、新民法第千十六条の規定にか かわらず、なお従前の例による。 施行日前にされた遺言に係る遺言執行者の復

(撤回された遺言の効力に関する経過措置)

第九条 第三号施行日前に撤回された遺言の効力 定にかかわらず、なお従前の例による。 (配偶者の居住の権利に関する経過措置) については、新民法第千二十五条ただし書の規

において「第四号新民法」という。) 第千二十第十条 第二条の規定による改正後の民法(次項 適用し、第四号施行日前に開始した相続につい めるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規 八条から第千四十一条までの規定は、次項に定 行日」という。) 以後に開始した相続について 定の施行の日(以下この条において「第四号施 ては、なお従前の例による。

までの規定は、第四号施行日前にされた遺贈に ついては、適用しない。 第四号新民法第千二十八条から第千三十六条

(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第二

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 附則第二十条の規定 公布の日

Ξ 日のいずれか遅い日 (以下「施行日」という。) 又は前号に定める 附則第九条の規定 この法律の施

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この める。 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

号附 (令和元年六月一四日法律第三四

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超 えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日 から施行する。

2 この法律の施行の際現に係属している特別養 子縁組の成立の審判事件に関する養子となる者 の年齢についての要件及び当該審判事件の手続 については、なお従前の例による。 (経過措置)

3 に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (政令への委任) 前項に規定するもののほか、この法律の施行 (令和三年五月一九日法律第三七

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第正規定(同表の二十七の項の改正規定を除正規定(同表の二十七の項の改正規定を除おける特定の個人を識別するための番号の利おける特定の個人を識別するための番号の利料は 布の日 五十九条から第六十三条まで、第六十七条及 び第七十一条から第七十三条までの規定 別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から 公

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五 三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条 条、第五条、第六条、第七条(第三項を除 る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十 に「正本及び」を加える部分を除く。) に限 法第百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下 く。)、第十三条、第十四条、第十八条 (戸籍 十条及び第五十八条並びに次条、附則第三

人情報」という。) 若しくは旧独立行政法人等

の日から起算して一年を超えない範囲内にお 九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第 条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布 む。)」を削る部分に限る。)を除く。)、第五 の推進に関する法律(平成二十五年法律第百 改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等 識別するための番号の利用等に関する法律第 第五十三条(行政手続における特定の個人を 第四十八条、第五十条から第五十二条まで、 四十二条、第四十四条から第四十六条まで、 三十三条から第三十五条まで、第四十条、第正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第 いて、各規定につき、政令で定める日 十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五 十一号) 第三十五条の改正規定 (「(条例を含 (住民基本台帳法第三十条の十五第三項の |項の改正規定並びに同法第五十二条の三の

保護に関する法律の廃止) 法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の (行政機関の保有する個人情報の保護に関する

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関す

法律及び独立行政法人等の保有する個人情報 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する る法律 (平成十五年法律第五十八号) に関する法律 (平成十五年法律第五十九号) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定に 個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情 加工情報等」という。)又は旧独立行政法人等報等(以下この条において「旧行政機関非識別 若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条 八条若しくは第四十四条の十六の規定によるそ 独立行政法人等個人情報保護法」という。)第の保護に関する法律(以下この条において「旧 る廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報 よる廃止前の行政機関の保有する個人情報の保 保護に関する法律の廃止に伴う経過措置) 報(以下この条において「旧独立行政法人等個 の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情 の条において「旧行政機関個人情報」という。) 護法第二条第二項に規定する個人情報(以下こ の業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保 は第四十四条の十六又は前条第二号の規定によ 機関個人情報保護法」という。)第七条若しく 護に関する法律(以下この条において「旧行政

- こ 前条の見言の直方のほ乱に日東立方女法へ事していた者 からの視覚の取扱いの委託を受けた業務に従い工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従ら旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別二 前条の規定の施行前において旧行政機関か
- 正の表の規定の施行の際現に旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等の規定の施行前において旧独立行政法人等の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報等の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報等の取扱いに従事していた者が条の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報等の取扱いに任独立行政法人等がら旧独立行政法人等個人情報とは職員であった。 本である者又は前条の規定の施行前において旧独立である者又は前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が多いの規定の施行前において旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに番

四十四条の九(旧独立行政法人等個人情報保護

う。) 第百十一条の規定の適用については、旧 情報保護法第四十四条の十四の規定により行政 刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護 おいて「第五十条改正後個人情報保護法」とい 護に関する法律(以下この条及び附則第七条に る契約を解除された者と、それぞれみなす。 定により行政機関等匿名加工情報の利用に関す 第五十条改正後個人情報保護法第百十八条の規 加工情報の利用に関する契約を解除された者は 機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別 法第四十四条の十四又は旧独立行政法人等個人 は第五十条改正後個人情報保護法の規定により 個人情報保護法の規定により刑に処せられた者 行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等 第五十条の規定による改正後の個人情報の保 7

こととされる場合を含む。)の規定により行政 む。) (第三項の規定によりなお従前の例による 四条の十二第二項において準用する場合を含 名加工情報と、旧行政機関個人情報保護法第四 第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿 掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別 規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に 従前の例によることとされる場合を含む。)の 法第四十四条の十一(第三項の規定によりなお 別加工情報又は旧独立行政法人等個人情報保護 第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識 む。) の規定により個人情報ファイル簿に同条 よりなお従前の例によることとされる場合を含 情報保護法第四十四条の十一(第三項の規定に した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第 機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結 十四条の九(旧行政機関個人情報保護法第四十 十五条の規定により個人情報ファイル簿に同条 加工情報は第五十条改正後個人情報保護法第百 一項の規定の適用については、旧行政機関個人 第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第 9

罰金に処する。

たものを含む。)を前条の規定の施行後に提供もの(その全部又は一部を複製し、又は加工し

2

したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の

法第四十四条の十二第二項において準用する場 の利用に関する契約を締結した者と、それぞれ の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保 によることとされる場合を含む。)の規定によ の利定により行政機関等匿名加工情報 の利用に関す の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保 保護法第百十六条第二項において準用する場合を 会む。)の規定により行政機関等匿名加工情報 の利用に関する契約を締結した者と、それぞれ の利用に関する契約を締結した者と、それぞれ

- 6 第五十条改正後個人情報保護法第百十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含に、第五十条改正後個人情報保護法第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報の規定により行った加工の方法に関する情報とみなす。
- 7 附則第二条施行目前に旧行政機関個人情報保護法の規定の施行的以後は、この附則に別段の定めがあるも施行日以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相のを除き、第五十条改正後個人情報保護法の他の行為とみなす。
- 旧行政機関の職員であった者 員である者又は同条の規定の施行前において 前条の規定の施行の際現に旧行政機関の職
- し、又は加工したものを含む。)を前条の規定第一号に係るもの(その全部又は一部を複製然有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報ファイルであって同項れた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第条の規定の施行前において旧独立行政法人等が条の規定の施行前において旧独立行政法人等が一条の規定の施行前において旧独立行政法人等が一条の規定の施行前において旧独立行政法人等が一条の規定の施行前において旧独立行政法人等が一方に掲げる者

は百万円以下の罰金に処する。の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又

- 若しくは職員であった者定の施行前において旧独立行政法人等の役員等の役員若しくは職員である者又は同条の規一前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人
- 一 第一項第四号に掲げる者
- 10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一
- 引金に処する。 別金に処する。 別金に処する。 別金に処する。 別金に処する。 別金に処する。 別金に拠ったときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の で不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し で表していた旧独立行政法人等個人情 では、一年以下の懲役又は五十万円以下の の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し でときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し でときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し でときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し でときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し でときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し を記入の施行前において旧独立行 の本に処する。
- (第一条の規定の施行に伴う経過措置)いてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。12 第八項から前項までの規定は、日本国外にお
- の提供の請求について適用する。 第四条 第一条の規定は、施行日以後にされる同項の規定は、施行日以後にされる同項の規 第二項の規定は、施行日以後にされる同項の規 第一条の規定による改正後の民法(次項
- (罰則に関する経過措置) 新民法第九百八十四条後段の規定は、施行日前 以後にされる同条前段の規定による改正前の民法第九 言又は秘密証書遺言について適用し、施行日前 以後にされる同条前段の規定による公正証書遺 以後にされる同条前段の規定による公正証書遺 以後にされる同条前段の規定による公正証書遺 以後にされる同条前段の規定は、施行日
- る罰則の適用については、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場別定によりなお従前の例によることとされる場別定にあっては、当該規定。以下この条におい第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる

る経過措置を含む。)は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す 第七十二条 この附則に定めるもののほか、この (検討) (政令への委任)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。